

西脇市地域防災計画

資料編

西脇市防災会議

目次

1. 条例関係	1
1-1 西脇市防災会議条例	1
1-2 西脇市防災会議構成委員名簿	2
1-3 西脇市災害対策本部条例	4
1-4 西脇市水防に関する条例	5
1-5 西脇市水防協議会条例	6
1-6 西脇市水防協議会委員名簿	7
1-7 西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例	8
2. 災害危険箇所関係	13
2-1 重要水防箇所一覧	13
2-2 ダム一覧	13
2-3 特定（農業用）ため池一覧（兵庫県農林水産部所管）	14
2-4 土砂災害(特別)警戒区域一覧（急傾斜地の崩壊）（兵庫県土木部所管）	22
2-5 土砂災害(特別)警戒区域一覧（土石流）	26
2-6 土石流危険渓流等箇所一覧（兵庫県土木部所管）	29
2-7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（兵庫県土木部所管）	32
2-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧（兵庫県土木部所管）	38
2-9 山腹崩壊危険地区一覧（兵庫県農林水産部所管）	39
2-10 崩壊土砂流出危険地区一覧（兵庫県農林水産部所管）	41
2-11 宅地造成工事規制区域一覧	45
2-12 主な樋門・水門施設一覧	45
2-13 危険物施設数一覧	46
2-14 西脇市の災害	47
3. 情報収集伝達・広報関係	59
3-1 防災関係機関の連絡先一覧	59
3-2 被害状況判定基準	62
3-3 防災行政無線施設一覧	65
3-4 水位観測所・雨量観測所一覧	67
3-5 地震観測施設一覧	68
3-6 気象庁震度階級関連解説表	68
4. 応援・協定関係	72
4-1 災害時相互応援の協定先一覧	72
4-2 協定書	75
4-2-1 兵庫県水道災害相互応援に関する協定	75
4-2-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	78
4-2-3 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	86
4-2-4 防災エキスパートの活用に関する協定書	90
4-2-5 緊急時における生活物資の確保に関する協定	91
4-2-6 緊急時における生活物資の確保に関する覚書	93
4-2-7 災害時における西脇市と西脇市内郵便局との相互協力に関する覚書	98
4-2-8 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	102
4-2-9 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	103
4-2-10 災害時における避難所開設に関する覚書	115

4-2-11	災害時における避難所開設に関する覚書.....	116
4-2-12	災害時における避難所開設に関する覚書.....	117
4-2-13	緊急時における防災活動への協力に関する協定書.....	118
4-2-14	兵庫県広域消防相互応援協定.....	123
4-2-15	西脇市加西市消防相互応援協定書.....	125
4-2-16	西脇市加西市消防相互応援に関する覚書.....	127
4-2-17	西脇市加東市消防相互応援協定書.....	129
4-2-18	西脇市加東市消防相互応援に関する覚書.....	131
4-2-19	西脇市多可町消防相互応援協定書.....	133
4-2-20	西脇市多可町消防相互応援に関する覚書.....	135
4-2-21	西脇市篠山市消防相互応援協定書.....	137
4-2-22	西脇市篠山市消防相互応援に関する覚書.....	139
4-2-23	西脇市丹波市消防相互応援協定書.....	141
4-2-24	西脇市丹波市消防相互応援に関する覚書.....	143
4-2-25	災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協 定書	151
4-2-26	災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協 定書	153
4-2-27	災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協 定書	155
4-2-28	災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協 定書	157
4-2-29	災害時に要援護者の避難施設として老人保健施設を使用することに関する取扱い要領	161
4-2-30	播磨広域防災連携協定.....	162
4-2-31	西脇市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定.....	164
4-2-32	災害時等の応援に関する申合せ.....	166
4-2-33	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書.....	168
4-2-34	災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書.....	171
4-2-35	災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書.....	173
4-2-36	災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書.....	175
4-2-37	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定.....	177
4-2-38	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書.....	179
4-2-39	災害時における地図製品等の供給等に関する協定.....	181
4-2-40	災害時における物資供給に関する協定.....	183
4-2-41	災害時における物資供給に関する協定.....	185
4-2-42	災害時における物資供給に関する協定.....	187
4-2-43	災害時における物資提供等の協力に関する協定.....	189

4-2-44	災害時における物資提供等の協力に関する協定.....	191
4-2-45	災害時における畳の提供に関する協定書.....	193
4-2-46	災害に係る情報発信等に関する協定書.....	195
4-2-47	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書.....	197
4-2-48	災害時における資機材の提供に関する協定書.....	199
4-2-49	災害時における避難所開設に関する覚書.....	201
4-2-50	災害時における避難所開設に関する覚書.....	202
4-2-51	災害時における避難所開設に関する覚書.....	203
4-2-52	災害時における簡易式間仕切りシステム等の提供に関する協定書.....	204
4-2-53	災害時における電動車両等の貸与に関する協定書.....	206
4-2-54	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定.....	209
4-2-55	災害時における資機材の賃貸に関する協定書.....	211
4-2-56	避難所等に係る情報の提供に関する協定書.....	213
4-2-57	災害時における物資の供給に関する協定書.....	214
4-2-58	災害時における避難所開設に関する協定書.....	216
4-2-59	災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協 定書.....	218
4-2-60	災害時における物資の提供に関する協定書.....	220
4-2-61	災害時における避難場所開設に関する協定書.....	222
4-2-62	災害時における避難場所開設に関する協定書.....	224
4-2-63	災害時における避難所開設に関する協定書.....	226
4-2-64	災害時における避難所開設に関する協定書.....	228
4-2-65	災害時における仮設トイレの賃貸等に関する協定書.....	230
4-2-66	災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書.....	232
4-2-67	災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書.....	234
4-2-68	災害時における物資等の提供に関する協定書.....	236
4-2-69	災害時における法律相談等に関する協定書.....	239
4-2-70	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書.....	241
4-2-71	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書.....	243
4-2-72	災害時における資機材の賃貸等に関する協定書.....	245
4-2-73	災害時における応急対策業務に関する協定書.....	249
4-2-74	災害時における応急対策業務に関する協定書.....	251
4-2-75	災害時における物資の提供に関する協定書.....	253
4-3-1	災害応援協力協定書（廃止）.....	256
4-3-2	上水道災害応援協力協定書（廃止）.....	257
4-3-3	上水道災害応援協力協定書（廃止）.....	258
4-4	自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式.....	259

4-5	自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式	260
5.	医療関係	261
5-1	医療施設一覧	261
6.	指定避難所関係	262
6-1	指定避難所施設一覧	262
6-2	指定緊急避難場所一覧	264
7.	交通規制・緊急輸送関係	266
7-1	緊急輸送路一覧	266
7-2	兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧	266
7-3	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式	267
7-4	緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式	268
7-5	緊急通行車両確認申請書の様式	270
7-6	緊急通行車両確認証明書の様式	271
7-7	緊急通行車両標章の様式	272
8.	飲料水・食料・物資関係	273
8-1	水防・防災資機材及び備蓄物資一覧	273
9.	福祉関係	284
9-1	要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり）	284
10.	建築物関係	289
10-1	応急仮設住宅建設予定地	289
11.	災害救助法関係	290
11-1	災害救助法による救助の基準	290
11-2	災害救助事務フローチャート	293
12.	復旧・復興関係	294
12-1	生活再建制度一覧表	294
12-2	被災者生活再建支援金の概要	297
12-3	県災害援護金等の支給基準	299
12-4	生活福祉資金の貸付け基準	300
12-5	住宅の耐震事業制度	301
12-6	兵庫県住宅再建共済制度の概要	306
12-7	り災証明書の様式	309
12-8	被害状況証明願の様式	313
13.	地震防災緊急事業五箇年計画	314
13-1	地震防災緊急事業五箇年計画	314
14.	文化財関係	315
14-1	指定文化財一覧	315
15.	自主防災関係	318
15-1	自主防災会等一覧	318

1. 条例関係

1-1 西脇市防災会議条例

西脇市防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 173 号

改正 平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、西脇市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西脇市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 北はりま消防組合西脇消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 7 委員の定数は、35 人以内とする。
- 8 第 6 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、西脇市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後最初に選任される委員の任期については、第 3 条第 8 項の規定にか

かわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日条例第 33 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に選任される第 1 条の規定による改正後の西脇市防災会議条例第 3 条第 6 項第 8 号の委員の任期は、同条例 8 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

1-2 西脇市防災会議構成委員名簿

■西脇市防災会議委員名簿

	職名	備考
会長	西脇市長	充て職
委員	近畿農政局地方参事官(兵庫県担当)	任命
〃	西脇労働基準監督署長	任命
〃	西脇税務署長	任命
〃	北播磨県民局長	任命
〃	西脇警察署長	任命
〃	陸上自衛隊青野原駐屯地第 8 高射特科群第 339 高射中隊長	任命
〃	日本郵便(株)西脇郵便局長	任命
〃	関西電力送配電(株)姫路本部 社配電営業所長	任命
〃	N T T 西日本(株)兵庫支店災害対策室担当課長	任命
〃	伊丹産業(株)西脇都市ガス事業所長	任命
〃	西日本旅客鉄道(株)加古川駅管区加古川線区長	任命
〃	日本通運(株)西脇事業所長	任命
〃	JPロジスティクス(株)西脇支店長	任命
〃	西脇市地区赤十字奉仕団委員長	任命
〃	西脇市婦人防火クラブ会長	任命
〃	神姫バス(株)社営業所長	任命
〃	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 川代ダム管理所長	任命
〃	西脇市多可郡医師会長	任命

〃	西脇市消防団長	充て職
〃	北はりま消防組合西脇消防署長	充て職
〃	西脇多可行政事務組合事務局長	任 命
〃	西脇市副市長	充て職
〃	西脇市教育長	充て職
〃	西脇市立西脇病院長	任 命
〃	西脇市技監	指 名
〃	西脇市市長公室長	指 名
〃	西脇市都市経営部長	指 名
〃	西脇市総務部長	指 名
〃	西脇市福祉部長	指 名
〃	西脇市くらし安心部長	指 名
〃	西脇市産業活力再生部長	指 名
〃	西脇市建設水道部長	指 名

1-3 西脇市災害対策本部条例

西脇市災害対策本部条例

平成17年10月1日
条例第174号

改正 平成24年9月27日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （平成24年9月27日条例第21号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-4 西脇市水防に関する条例

西脇市水防に関する条例

平成17年10月1日
条例第179号

本市における水防法（昭和24年法律第193号）による水防については、水防団を設置せず消防団をもってこれに充てるものとする。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

1-5 西脇市水防協議会条例

西脇市水防協議会条例

平成17年10月1日
条例第180号

改正 平成24年3月30日条例第6号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、西脇市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、西脇市役所内に置く。

(組織)

第3条 協議会は、市長を会長とし、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防災担当部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-6 西脇市水防協議会委員名簿

■西脇市水防協議会委員名簿

	職名	備考
会長	西脇市長	充て職
委員	北播磨県民局加東土木事務所長	委 嘱
〃	北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所長	委 嘱
〃	北播磨県民局加東農林振興事務所長	委 嘱
〃	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 川代ダム管理所長	委 嘱
〃	西脇税務署長	委 嘱
〃	西脇警察署長	委 嘱
〃	西脇警察署警備課長	委 嘱
〃	西脇市連合区長会長	委 嘱
〃	西脇市消防団長	委 嘱
〃	北はりま消防組合西脇消防署長	委 嘱
〃	西脇多可行政事務組合事務局長	委 嘱
〃	西脇市副市長	任 命
〃	西脇市教育長	任 命
〃	西脇市立西脇病院長	任 命
〃	西脇市技監	任 命
〃	市長公室長	任 命
〃	西脇市都市経営部長	任 命
〃	西脇市総務部長	任 命
〃	西脇市福祉部長	任 命
〃	西脇市くらし安心部長	任 命
〃	西脇市産業活力再生部長	任 命
〃	西脇市建設水道部長	任 命

1-7 西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例

西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年10月1日
条例第181号

改正 平成23年9月30日条例20号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、西脇市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以上この項において同じ）を先にし、その他の遺族を後とする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規

定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年西脇市条例第16号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年黒田庄町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月27日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。

西脇市災害見舞金等支給規則

平成17年10月1日
規則第154号

改正 平成18年3月31日規則第10号
平成23年9月9日規則第33号
令和2年3月27日規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、西脇市内において発生した災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金等を支給することにより、被災者の援護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災をいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害見舞金等の支給)

第3条 災害見舞金等の支給基準は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定める。

2 前項の災害見舞金等は、当該世帯主又はこれに準ずる者に支給する。

(支給制限)

第4条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。

(1) 死亡又は被災が、その者の故意により生じたもので市長が支給することが適当でないとき。

(2) 災害による死亡に関し、西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年西脇市条例第181号）の規定により、災害弔慰金が支給されるとき。

(被害の認定)

第5条 被害の認定は、被災者又は関係者の届出に基づき、調査のうえ市長が行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の西脇市災害見舞金等支給規則の規定は、平成18年4月1日以降に発生した災害について適用する。

附 則（平成23年9月9日規則第33号）

この規則は、交付の日から施行し、改正後の西脇市災害見舞金等支給規則の規定は、平成23年9月3日以降に発生した災害について適用する。

附 則（令和2年3月27日規則第12号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(単位 円)

被害の程度	金額	摘要
住家の全焼、全壊又は流失	50,000	住家の被害度70%以上をいう。
住家の半焼又は半壊	30,000	住家の被害度20%以上70%未満をいう。
住家の床上浸水	30,000	土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住が妨げられる状態になった場合を含む。
住宅の床下浸水	10,000	
住家の水損	10,000	消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたものをいう。

死亡（1人）	50,000	負傷後に死亡した者を含む。
備考 住家被害について、2以上の支給理由に該当する場合は、支給額の多い規定を適用する。		

2. 災害危険箇所関係

2-1 重要水防箇所一覧

河川	地点	延長m	左右岸別	危険理由		対策工法	区域
加古川	重春橋上流	100	右	漏水	2-要	積土俵	要
	門柳川合流点から大門樋門	950	左	堤防高	1-A	積土俵	A
	中央橋から下流	2,000	右	堤防高	2-A	積土俵	A
	中央橋から新中橋上流	1,300	左	堤防高	3-A	積土俵	A
	新中橋から田高市営住宅上流	750	右	堤防高	3-A	積土俵	A
杉原川	元西脇集合庁舎上下流	200	左	堤防高	1-要	積土俵	要
	春日大橋下流	700	右	堤防高	1-要	積土俵	要
	春日大橋から亀ヶ井堰	3,000	左	堤防高	1-要	積土俵	要
	日野大橋から羽山橋	2,900	右	堤防高	1-要	積土俵	要
和田谷川	杉原川合流点から(一)郷の瀬野村線	850	左	堤防高	1-A	積土俵	A
	〃	850	右	堤防高	1-A	積土俵	A
門柳川	大門井堰からしいの橋	400	左	堤防高	1-A	積土俵	A
	〃	400	右	堤防高	1-A	積土俵	A

資料：令和5（2023）年度水防活動要綱（加東土木事務所）

- 注）危険理由：1 市街地又は集落を形成している区域
 2 公共施設（鉄道、国縣市町道）、公共建物（官公庁、学校、病院等）のうち重要なものが所在する区域
 3 農地、工場等の地域経済において重要な区域
 4 その他の上記に準じる重要な区域
- 区域：A 水防上最も重要な区域
 B 次に重要な区域
 要 要注意区域

2-2 ダム一覧

■河川区域外・ため池

ため池	水系名・河川名	土地改良事務所	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 m ³	備考
記念池	加古川水系 畑谷川	加古川 流域	上比延町石仏	西脇市	上比延区長	330,000	H=15.3m

2-3 特定（農業用）ため池一覧（兵庫県農林水産部所管）

(1) 特定（農業用）ため池（141箇所）

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
大木大池	大木町字徳部大池 744-1	大木町区長	14,000	6.2	90
大木奥野谷池	大木町字徳部野新田 739	大木町区長	1,000	2.6	36
明谷池	前島町字桜谷 299	前島町区長	15,000	6.2	74
皿池	前島町字明谷 302	前島町区長	2,600	3.6	80
中池	市原町字山ノ内 573	市原町区長	3,000	4	73
奥の池	市原町字山ノ内 574	市原町区長	15,000	8	95
新池	市原町字南谷 577-1	市原町区長	59,000	11.4	160
皿池	市原町字南谷 578	市原町区長	5,000	4	98
富吉新大池	富吉上町字奥山 336-2	富吉上町区長	81,000	11	160
上の下池	富吉南町字山之下 235-1	富吉南町区長	1,000	3	25
奥池	日野町字寺谷 345-2	日野町区長	7,100	5.2	107
新池	高田井町字南山ノ下 653-71	高田井町区長	900	4	32
南池	高田井町字北畑 562	高田井町区長	8,000	8.4	116
口池	小坂町字上井谷 447	小坂町区長	4,000	7	34
奥池	小坂町字上井谷 449	小坂町区長	11,000	8.4	38
南池	小坂町字南谷 440	自然人	6,300	7.2	48
宮池	蒲江字宮ノ谷 568	蒲江区長	55,000	12.2	255
天神池	寺内字天神池 517-1	寺内区長	66,000	2.5	210
上池（大谷池）	大野字大谷 538	大野区長	4,000	3.5	105
新池（上大谷池）	大野字片山 536-1	大野区長	11,000	5.5	131
皿池	坂本字西之野 450	坂本区長	14,000	7.9	135
あたご池	坂本字西之野 451	坂本区長	1,900	1.9	50
おまさ池（竹谷池）	坂本西脇公園内	坂本区長	9,000	6.9	60
西ヶ畑池	住吉町字ヲシガヒチ 159-283	住吉町区長	3,000	3.2	42
南池（新池）	鹿野町字橋ヶ谷 1354	鹿野町区長	151,000	13	125
寺池	鹿野町字菅町 1328	鹿野町区長	1,000	2.3	37
菅野池	鹿野町字菅野 1327	鹿野町区長	1,200	2.8	63
北池	鹿野町字比延山 1353	鹿野町区長	390,000	14	180
皿池	鹿野町字比延山 1355	塚口町区長	75,000	13.7	330
鹿野乾寺池（戌亥寺池）	鹿野町字戌亥寺池 1138	鹿野町区長	17,000	3.7	270
鎌谷下池	比延町字山原 915-48 他	比延町区長	27,000	7	125
上池	比延町字上池 866-1	比延町区長	37,000	4.7	437
下池（新池）	比延町字新池 868	比延町区長	11,000	2.6	189

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
かくれ谷池	上比延町字カクレ谷 1420-8-1	上比延町区長	15,000	6	70
安井棒池	上比延町字安井棒池 1421	上比延町区長	52,000	4.6	480
奥野池	上比延町字丸山 1427	上比延町区長	8,000	5.2	54
島田池	上比延町字上嶋田 1245	上比延町区長	6,000	5	70
記念池	上比延町字石仏 1425	上比延町区長	330,000	21.6	106
北垣内池	上比延町字北垣内ノ上 1430	上比延町区長	23,000	3.5	131
野瀬池（野背池）	上比延町字北垣内ノ上 1433	上比延町区長	7,000	2.8	230
西脇病院前皿池	下戸田字東城府 653-1	下戸田区長	3,000	3	99
八幡神社西池	下戸田字八幡ノ下 625-1	下戸田区長	20,000	5	48
八幡神社東池	下戸田字八幡ノ下 629	下戸田区長	1,000	4	44
西池	上野字後口町 418-1	上野区長	5,000	4.5	100
東池	上野字大谷山 429-1	上野区長	10,000	4.5	83
中池	上野字大谷山 430-1	上野区長	5,000	4	35
大池	上野字大谷山 431-1	上野区長	32,000	6.5	75
勝池	谷町字垣内 362 他	谷町区長	6,000	6.8	60
若栄池	谷町字笹山 254	谷町区長	5,000	5.1	70
堅田池	谷町字西山ノ下 424	谷町区長	8,000	4.7	95
清水池	谷町字前田 259	谷町区長	1,000	3.5	40
明治池	谷町字前田 266 他	谷町区長	5,000	5.7	53
柿の木池	谷町字東ノ坊田 250	谷町区長	1,000	2.8	32
新池	谷町字音田 105	谷町区長	1,700	3.7	28
北池	和田町字上ノ垣内 388	和田町区長	2,500	2	60
上ノ勝池（上池）	和田町字上ノ垣内 401	和田町区長	15,000	4.8	240
野垣内池	和田町字西門 563	和田町区長	900	3.1	33
新池	和田町字西門 564-16	和田町区長	7,000	5	100
下ノ勝池（下池）	和田町字堂ヶ下 552	和田町区長	6,000	3.7	80
奥野池	野村町字奥野 1789-1	野村町区長	85,000	5.5	143
奥池	野村町字中ノ多和 1793-6	野村町区長	300	2	45
皿池	野村町字北沢 1690-1	野村町区長	26,000	5.5	141
大池	野村町字北沢 1691-1	野村町区長	113,000	8.2	200
金城池	高松町字金城山 635	高松町区長	109,000	13.2	217
頼政池	高松町字寺ノ垣内 627	高松町区長	10,000	5.5	45
大道池	高松町字小口 286-1	高松町区長	800	3	60
屋形池	高松町字小口 315-1	高松町区長	7,000	2.2	150
石ヶ谷池	高松町石ヶ谷池 628	高松町区長	5,000	3	50
高松口梨池	高松町平見 632	高松町区長	3,000	6.2	53

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
奥池	合山町字岩札 319	合山町区長	7,000	6.2	59
口池	合山町字小丸 274	合山町区長	12,000	5.4	65
中池	合山町字小丸 291	合山町区長	1,000	3.3	50
六升池	合山町字池の尻 771-1	合山町区長	2,900	4.9	67
新池	合山町字池の尻 782	合山町区長	13,000	7.7	135
午莠谷池	出会町字牛房谷 345	出会町区長	35,000	7.7	56
菖蒲谷池	出会町字菖蒲谷 347	出会町区長	2,500	3.4	80
西仙寺池	出会町字西仙寺道 346	出会町区長	3,000	7.9	34
西木谷池	出会町字西木谷 343	出会町区長	50,000	9	95
皿池	平野町字皿池 324	平野町区長	8,000	2.8	108
山の谷池	平野町字山ノ谷 335	平野町区長	3,000	4	39
戎池	平野町字戎池 301	平野町区長	15,000	6.3	55
小池	平野町字小池 345	平野町区長	600	2.4	28
新池	平野町字新池 331	平野町区長	10,000	5.5	65
ひょうたん池	平野町字宝来谷 349	平野町区長	2,000	2.8	63
六兵偉池	八坂町字岩本 156-1	八坂町区長	2,800	2.8	62
上池	八坂町字上之段 107	八坂町区長	5,000	4.1	70
下池	八坂町字上之段 109	八坂町区長	3,500	2.6	34
平池	八坂町字平池ノ下 186	八坂町区長	11,000	3.2	107
梅の木谷池	岡崎町字高倉 17	岡崎町区長	1,000	5.8	38
末谷池	岡崎町字北浦 186	岡崎町区長	1,000	4.1	30
堀越池	岡崎町字堀越 108	岡崎町区長	13,000	7	72
広谷池	岡崎町字廣谷 164	岡崎町区長	3,200	8	37
金つぼ池	水尾町字上田ヶ谷 932	水尾町区長	2,500	7.6	45
皿池（西部皿池）	水尾町字太鼓谷 1016	水尾町区長	17,000	11.2	93
大池（東部大池）	水尾町字大サ谷 420	水尾町区長	30,000	8.6	84
東部調整池	水尾町字又谷 438-1	水尾町区長	17,000	10	30
西部下池	水尾町上田ヶ谷 970	水尾町区長	5,600	7.3	50
西部上池	水尾町上田ヶ谷 971	水尾町区長	6,800	8.9	48
明楽寺ニヶ坂池	明楽寺町字ニヶ坂 36	明楽寺町区長	15,000	7.8	91
明楽寺西谷池	明楽寺町字西谷 1196	明楽寺町区長	3,500	4	56
明楽寺奥池	明楽寺町字北山 1077	明楽寺町区長	20,000	7	56
中池（新池）	明楽寺町字北山 1078	明楽寺町区長	15,000	6.2	52
新池	落方町字菊ノ尾 178-30	落方町区長	6,000	5	63
上池	落方町字本林 177-5 他	落方町区長	15,000	10.6	63
奥山池	黒田庄町黒田字奥山 1588-3	黒田区長	3,000	7.6	70
新池	黒田庄町黒田字宮ノ本 534	黒田区長	29,000	5.9	188

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
殿山池	黒田庄町黒田字坂ノ下 4	黒田区長	16,000	8.1	138
坂下池	黒田庄町黒田字坂ノ下 5	黒田区長	7,500	2.2	130
中池	黒田庄町黒田字城山 1584	黒田区長	17,000	7.3	109
大山谷池 (大山 谷下池)	黒田庄町黒田字鳥居野 458	黒田区長	4,600	2.1	150
大山谷補助池 (大山谷上池)	黒田庄町黒田字鳥居野 459	黒田区長	1,500	2.4	40
北山池	黒田庄町黒田字北山 844	黒田区長	3,000	3.3	85
末谷池	黒田庄町黒田字末谷 1593	黒田区長	132,000	13	155
南池	黒田庄町前坂字南垣内 274-1	前坂区長	11,000	3.1	174
大谷池	黒田庄町喜多字シイノ 302	喜多区長	3,000	4.7	60
大谷補助池	黒田庄町喜多字シイノ 303	喜多区長	2,000	5	35
庵谷池	黒田庄町喜多字庵谷焼寺山 1519-2	喜多区長	105,000	15.5	88
秋谷池	黒田庄町喜多字秋谷山 1518- 2	喜多区長	55,000	6.1	123
村池	黒田庄町喜多字天神後 1575	喜多区長	8,500	2	38
小谷池	黒田庄町喜多字友尾山 1516- 88	喜多区長	3,700	6.3	62
尾地池	黒田庄町門柳字ヲニチ 868	門柳区長	12,000	3.2	66
寺池	黒田庄町門柳字大森 293	門柳区長	1,000	2.5	50
伸神池	黒田庄町門柳字大森 870	門柳区長	2,000	3	60
村池	黒田庄町門柳字池ノ内 479	門柳区長	6,000	5.6	35
釜池	黒田庄町岡字二ノ門 374-2	岡区長	2,000	2.9	6
宮池	黒田庄町岡字二ノ門 388	岡区長	30,000	3.7	160
福谷池	黒田庄町岡字北福谷 1071	岡区長	36,000	8.7	285
五領池	黒田庄町岡字野掛り 451-8	自然人	6,000	2	85
小山池	黒田庄町岡字野掛り 489	岡区長	15,000	2.5	48
谷田池	黒田庄町福地字奥 76	福地区長	15,000	5.3	100
政右エ門池	黒田庄町福地字菖蒲谷 691	福地区長	11,000	4.9	125
長池	黒田庄町福地字菖蒲谷 692	福地区長	11,000	2.8	175
谷の池 (谷ノ 池)	黒田庄町津万井字長谷 355-1	津万井区長	2,000	3.3	80
市山池	黒田庄町石原字市山 1456	石原区長	19,000	6.8	84
西ノ塔池	黒田庄町石原字西ノ塔 1463	石原区長	16,000	8.6	32
野尾谷池	黒田庄町石原字北山 1468	石原区長	3,000	4	73
治山池	平野町 483	自然人	6,000	3.4	41.4
堂屋敷池 (2)	出会町字堂屋敷 171	自然人	675	0.9	34
毘沙門池	明楽寺町字荒井口 820	明楽寺町区長	567	0	0
蓮池	出会町字堂屋敷 172	自然人	1,461	2.7	26
清水池	岡崎町	岡崎町区長	300	2.8	26.7

(2) 防災重点農業用ため池（特定（農業用）ため池から再掲：127箇所）

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
大木大池	大木町字徳部大池 744-1	大木町区長	14,000	6.2	90
大木奥野谷池	大木町字徳部野新田 739	大木町区長	1,000	2.6	36
明谷池	前島町字桜谷 299	前島町区長	15,000	6.2	74
中池	市原町字山ノ内 573	市原町区長	3,000	4	73
奥の池	市原町字山ノ内 574	市原町区長	15,000	8	95
新池	市原町字南谷 577-1	市原町区長	59,000	11.4	160
皿池	市原町字南谷 578	市原町区長	5,000	4	98
富吉新大池	富吉上町字奥山 336-2	富吉上町区長	81,000	11	160
奥池	日野町字寺谷 345-2	日野町区長	7,100	5.2	107
新池	高田井町字南山ノ下 653-71	高田井町区長	900	4	32
南池	高田井町字北畑 562	高田井町区長	8,000	8.4	116
口池	小坂町字上井谷 447	小坂町区長	4,000	7	34
奥池	小坂町字上井谷 449	小坂町区長	11,000	8.4	38
南池	小坂町字南谷 440	自然人	6,300	7.2	48
宮池	蒲江字宮ノ谷 568	蒲江区長	55,000	12.2	255
天神池	寺内字天神池 517-1	寺内区長	66,000	2.5	210
上池（大谷池）	大野字大谷 538	大野区長	4,000	3.5	105
新池（上大谷池）	大野字片山 536-1	大野区長	11,000	5.5	131
皿池	坂本字西之野 450	坂本区長	14,000	7.9	135
あたご池	坂本字西之野 451	坂本区長	1,900	1.9	50
おまさ池（竹谷池）	坂本西脇公園内	坂本区長	9,000	6.9	60
西ヶ畑池	住吉町字ヲシガヒチ 159-283	住吉町区長	3,000	3.2	42
南池（新池）	鹿野町字橋ヶ谷 1354	鹿野町区長	151,000	13	125
寺池	鹿野町字菅町 1328	鹿野町区長	1,000	2.3	37
菅野池	鹿野町字菅野 1327	鹿野町区長	1,200	2.8	63
北池	鹿野町字比延山 1353	鹿野町区長	390,000	14	180
皿池	鹿野町字比延山 1355	塚口町区長	75,000	13.7	330
鹿野乾寺池（戌亥寺池）	鹿野町字戌亥寺池 1138	鹿野町区長	17,000	3.7	270
鎌谷下池	比延町字山原 915-48 他	比延町区長	27,000	7	125
上池	比延町字上池 866-1	比延町区長	37,000	4.7	437
下池（新池）	比延町字新池 868	比延町区長	11,000	2.6	189
かくれ谷池	上比延町字カクレ谷 1420-8-1	上比延町区長	15,000	6	70
安井棒池	上比延町字安井棒池 1421	上比延町区長	52,000	4.6	480
奥野池	上比延町字丸山 1427	上比延町区長	8,000	5.2	54

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
記念池	上比延町字石仏 1425	上比延町区長	330,000	21.6	106
北垣内池	上比延町字北垣内ノ上 1430	上比延町区長	23,000	3.5	131
野瀬池（野背池）	上比延町字北垣内ノ上 1433	上比延町区長	7,000	2.8	230
西脇病院前皿池	下戸田字東城府 653-1	下戸田区長	3,000	3	99
八幡神社西池	下戸田字八幡ノ下 625-1	下戸田区長	20,000	5	48
八幡神社東池	下戸田字八幡ノ下 629	下戸田区長	1,000	4	44
西池	上野字後口町 418-1	上野区長	5,000	4.5	100
東池	上野字大谷山 429-1	上野区長	10,000	4.5	83
中池	上野字大谷山 430-1	上野区長	5,000	4	35
大池	上野字大谷山 431-1	上野区長	32,000	6.5	75
勝池	谷町字垣内 362 他	谷町区長	6,000	6.8	60
若栄池	谷町字笹山 254	谷町区長	5,000	5.1	70
堅田池	谷町字西山ノ下 424	谷町区長	8,000	4.7	95
清水池	谷町字前田 259	谷町区長	1,000	3.5	40
明治池	谷町字前田 266 他	谷町区長	5,000	5.7	53
新池	谷町字奇田 105	谷町区長	1,700	3.7	28
北池	和田町字上ノ垣内 388	和田町区長	2,500	2	60
上ノ勝池（上池）	和田町字上ノ垣内 401	和田町区長	15,000	4.8	240
野垣内池	和田町字西門 563	和田町区長	900	3.1	33
新池	和田町字西門 564-16	和田町区長	7,000	5	100
下ノ勝池（下池）	和田町字堂ヶ下 552	和田町区長	6,000	3.7	80
奥野池	野村町字奥野 1789-1	野村町区長	85,000	5.5	143
奥池	野村町字中ノ多和 1793-6	野村町区長	300	2	45
皿池	野村町字北沢 1690-1	野村町区長	26,000	5.5	141
大池	野村町字北沢 1691-1	野村町区長	113,000	8.2	200
金城池	高松町字金城山 635	高松町区長	109,000	13.2	217
頼政池	高松町字寺ノ垣内 627	高松町区長	10,000	5.5	45
屋形池	高松町字小口 315-1	高松町区長	7,000	2.2	150
石ヶ谷池	高松町石ヶ谷池 628	高松町区長	5,000	3	50
奥池	合山町字岩札 319	合山町区長	7,000	6.2	59
口池	合山町字小丸 274	合山町区長	12,000	5.4	65
中池	合山町字小丸 291	合山町区長	1,000	3.3	50
午莠谷池	出会町字牛房谷 345	出会町区長	35,000	7.7	56
菖蒲谷池	出会町字菖蒲谷 347	出会町区長	2,500	3.4	80
西仙寺池	出会町字西仙寺道 346	出会町区長	3,000	7.9	34

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
西木谷池	出会町字西木谷 343	出会町区長	50,000	9	95
皿池	平野町字皿池 324	平野町区長	8,000	2.8	108
山の谷池	平野町字山ノ谷 335	平野町区長	3,000	4	39
戎池	平野町字戎池 301	平野町区長	15,000	6.3	55
小池	平野町字小池 345	平野町区長	600	2.4	28
新池	平野町字新池 331	平野町区長	10,000	5.5	65
ひょうたん池	平野町字宝来谷 349	平野町区長	2,000	2.8	63
上池	八坂町字上之段 107	八坂町区長	5,000	4.1	70
下池	八坂町字上之段 109	八坂町区長	3,500	2.6	34
梅の木谷池	岡崎町字高倉 17	岡崎町区長	1,000	5.8	38
末谷池	岡崎町字北浦 186	岡崎町区長	1,000	4.1	30
堀越池	岡崎町字堀越 108	岡崎町区長	13,000	7	72
広谷池	岡崎町字廣谷 164	岡崎町区長	3,200	8	37
金つぼ池	水尾町字上田ヶ谷 932	水尾町区長	2,500	7.6	45
皿池（西部皿池）	水尾町字太鼓谷 1016	水尾町区長	17,000	11.2	93
大池（東部大池）	水尾町字大サ谷 420	水尾町区長	30,000	8.6	84
東部調整池	水尾町字又谷 438-1	水尾町区長	17,000	10	30
西部下池	水尾町上田ヶ谷 970	水尾町区長	5,600	7.3	50
西部上池	水尾町上田ヶ谷 971	水尾町区長	6,800	8.9	48
明楽寺西谷池	明楽寺町字西谷 1196	明楽寺町区長	3,500	4	56
明楽寺奥池	明楽寺町字北山 1077	明楽寺町区長	20,000	7	56
中池（新池）	明楽寺町字北山 1078	明楽寺町区長	15,000	6.2	52
新池	落方町字菊ノ尾 178-30	落方町区長	6,000	5	63
上池	落方町字本林 177-5 他	落方町区長	15,000	10.6	63
奥山池	黒田庄町黒田字奥山 1588-3	黒田区長	3,000	7.6	70
新池	黒田庄町黒田字宮ノ本 534	黒田区長	29,000	5.9	188
殿山池	黒田庄町黒田字坂ノ下 4	黒田区長	16,000	8.1	138
坂下池	黒田庄町黒田字坂ノ下 5	黒田区長	7,500	2.2	130
中池	黒田庄町黒田字城山 1584	黒田区長	17,000	7.3	109
大山谷池（大山谷下池）	黒田庄町黒田字鳥居野 458	黒田区長	4,600	2.1	150
大山谷補助池（大山谷上池）	黒田庄町黒田字鳥居野 459	黒田区長	1,500	2.4	40
北山池	黒田庄町黒田字北山 844	黒田区長	3,000	3.3	85
末谷池	黒田庄町黒田字末谷 1593	黒田区長	132,000	13	155
南池	黒田庄町前坂字南垣内 274-1	前坂区長	11,000	3.1	174

ため池名	所在地	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
庵谷池	黒田庄町喜多字庵谷焼寺山 1519-2	喜多区長	105,000	15.5	88
秋谷池	黒田庄町喜多字秋谷山 1518- 2	喜多区長	55,000	6.1	123
村池	黒田庄町喜多字天神後 1575	喜多区長	8,500	2	38
小谷池	黒田庄町喜多字友尾山 1516- 88	喜多区長	3,700	6.3	62
尾地池	黒田庄町門柳字ヲニチ 868	門柳区長	12,000	3.2	66
寺池	黒田庄町門柳字大森 293	門柳区長	1,000	2.5	50
伸神池	黒田庄町門柳字大森 870	門柳区長	2,000	3	60
村池	黒田庄町門柳字池ノ内 479	門柳区長	6,000	5.6	35
釜池	黒田庄町岡字二ノ門 374-2	岡区長	2,000	2.9	6
宮池	黒田庄町岡字二ノ門 388	岡区長	30,000	3.7	160
福谷池	黒田庄町岡字北福谷 1071	岡区長	36,000	8.7	285
五領池	黒田庄町岡字野掛り 451-8	自然人	6,000	2	85
小山池	黒田庄町岡字野掛り 489	岡区長	15,000	2.5	48
谷田池	黒田庄町福地字奥 76	福地区長	15,000	5.3	100
政右エ門池	黒田庄町福地字菖蒲谷 691	福地区長	11,000	4.9	125
長池	黒田庄町福地字菖蒲谷 692	福地区長	11,000	2.8	175
谷の池（谷ノ 池）	黒田庄町津万井字長谷 355-1	津万井区長	2,000	3.3	80
市山池	黒田庄町石原字市山 1456	石原区長	19,000	6.8	84
西ノ塔池	黒田庄町石原字西ノ塔 1463	石原区長	16,000	8.6	32
野尾谷池	黒田庄町石原字北山 1468	石原区長	3,000	4	73
堂屋敷池 (2)	出会町字堂屋敷 171	自然人	675	0.9	34
毘沙門池	明楽寺町字荒井口 820	明楽寺町区長	567	0	0
蓮池	出会町字堂屋敷 172	自然人	1,461	2.7	26
清水池	岡崎町	岡崎町区長	300	2.8	26.7

2-4 土砂災害(特別)警戒区域一覧(急傾斜地の崩壊) (兵庫県土木部所管)

土砂災害(特別)警戒区域一覧(急傾斜地の崩壊) 143箇所(うちR区域112箇所)

箇所番号	区域名	字	Y区域	R区域
114010001	羽安Ⅰ	羽安町	○	○
114010002	谷口Ⅱ	羽安町	○	○
114010003	原坂Ⅱ	羽安町	○	○
114010004	野中Ⅱ	野中町	○	○
114010005	大木Ⅱ	大木町	○	
114010006	富吉上Ⅱ	富吉上町	○	○
114010007	富吉南(1)Ⅰ	富吉南町	○	○
114010008	富吉南(2)Ⅰ	富吉南町	○	○
114010009	富吉南Ⅲ	富吉南町	○	○
114010010	郷瀬BⅡ	日野町	○	○
114010011	市原(1)Ⅰ	市原町	○	○
114010012	市原(2)Ⅰ	市原町	○	○
114010013	市原(3)Ⅰ	市原町	○	○
114010014	市原Ⅲ	市原町	○	
114010015	西田Ⅰ	西田町	○	○
114010016	西田Ⅱ	西田町	○	○
114010017	富田Ⅲ	西田町	○	○
114010018	小坂(1)Ⅰ	小坂町	○	○
114010019	小坂Ⅱ	小坂町	○	○
114010020	郷瀬(3)Ⅰ	郷瀬町	○	○
114010021	郷瀬(1)Ⅰ	郷瀬町	○	○
114010022	郷瀬(2)Ⅰ	郷瀬町	○	○
114010023	郷瀬AⅡ	郷瀬町	○	○
114010024	郷瀬(1)Ⅲ	郷瀬町	○	○
114010025	蒲江Ⅰ	蒲江	○	○
114010026	蒲江Ⅱ	蒲江	○	○
114010027	坂本Ⅲ	坂本	○	○
114010028	大野Ⅰ	大野	○	
114010029	大野(2)Ⅰ	大野	○	
114010030	大野(3)Ⅰ	大野	○	○
114010031	大野(1)Ⅲ	大野	○	○
114010032	大野(2)Ⅲ	大野	○	○
114010033	上野Ⅲ	大野	○	○
114010034	津万Ⅱ	津万	○	
114010035	上野(1)Ⅰ	上野	○	○
114010036	上野(2)(1)Ⅰ	上野	○	
114010037	上野(2)(2)Ⅰ	上野	○	○
114010038	明楽寺Ⅱ	明楽寺町	○	○
114010039	水尾Ⅱ	水尾町	○	○
114010040	落方Ⅲ	落方町	○	○
114010041	岡崎Ⅰ	岡崎町	○	○
114010042	上王子Ⅰ	上王子町	○	
114010043	上王子(2)Ⅰ	上王子町	○	○
114010044	小丸Ⅱ	上王子町	○	
114010045	出会(2)Ⅲ	出会町	○	○

箇所番号	区域名	字	Y区域	R区域
114010046	中野Ⅱ	出会町	○	○
114010047	入野Ⅱ	合山町	○	
114010048	合山(1)Ⅲ	合山町	○	○
114010049	合山(2)Ⅲ	合山町	○	○
114010050	八坂Ⅰ	八坂町	○	○
114010051	平野Ⅱ	八坂町	○	
114010052	住吉AⅡ	住吉町	○	○
114010053	住吉CⅡ	住吉町	○	○
114010054	住吉DⅡ	住吉町	○	○
114010055	住吉EⅡ	住吉町	○	○
114010056	住吉FⅡ	住吉町	○	○
114010057	住吉GⅡ	住吉町	○	○
114010058	住吉HⅡ	住吉町	○	○
114010059	住吉ⅠⅡ	住吉町	○	○
114010060	住吉(1)Ⅲ	住吉町	○	○
114010061	住吉(2)Ⅲ	住吉町	○	○
114010062	中畑Ⅰ	中畑町	○	○
114010063	中畑DⅡ	中畑町	○	○
114010064	中畑EⅡ	中畑町	○	○
114010065	中畑CⅡ	中畑町	○	○
114010066	中畑BⅡ	中畑町	○	○
114010067	中畑AⅡ	中畑町	○	○
114010068	中畑Ⅲ	中畑町	○	○
114010069	上比延Ⅰ	上比延町	○	○
114010070	比延(1)Ⅲ	比延町	○	○
114010071	比延(2)Ⅲ	比延町	○	○
114010072	塚口(1)Ⅲ	鹿野町	○	○
114010073	塚口(2)Ⅲ	塚口町	○	○
114010074	野村(1)Ⅰ	野村町	○	○
114010075	野村(2)Ⅰ	野村町	○	○
114010076	野村(3)Ⅰ	野村町	○	○
114010077	緑風台Ⅰ	野村町	○	○
114010078	野村(4)Ⅰ	野村町	○	○
114010079	野村Ⅱ	野村町	○	○
114010080	上本町(1)Ⅰ	西脇	○	
114010081	上本町(2)Ⅰ	西脇	○	
114010082	上本町Ⅰ	西脇	○	
114010083	高田井Ⅰ	高田井町	○	
114010084	谷Ⅰ	谷町	○	○
114010085	谷(2)Ⅰ	谷町	○	
114010086	谷Ⅱ	谷町	○	○
114010087	八坂Ⅱ	平野町	○	
114010088	板波Ⅰ	板波町	○	
114010089	板波(2)Ⅰ	板波町	○	○
114010090	板波(1)Ⅰ	板波町	○	
114010091	板波CⅡ	板波町	○	○
114010092	板波AⅡ	板波町	○	
114010093	板波BⅡ	板波町	○	

箇所番号	区域名	字	Y区域	R区域
114010094	郷瀬(3) I-2	郷瀬町	○	
114020001	小苗Ⅱ	小苗	○	○
114020002	小苗Ⅲ	小苗	○	
114020003	船町Ⅰ	船町	○	○
114020004	船町(2)Ⅰ	船町	○	
114020005	船町(3)Ⅰ	船町	○	
114020006	船町(4)Ⅰ	船町	○	
114020007	船町AⅡ	船町	○	○
114020008	船町(1)Ⅲ	船町	○	○
114020009	船町(2)Ⅲ	船町	○	○
114020010	黒田(2)Ⅰ	黒田	○	○
114020011	黒田(3)Ⅰ	黒田	○	○
114020012	黒田(4)Ⅰ	黒田	○	○
114020013	黒田AⅡ	黒田	○	
114020014	黒田BⅡ	黒田	○	○
114020015	黒田CⅡ	黒田	○	○
114020016	黒田(1)Ⅲ	黒田	○	
114020017	寺内Ⅲ	黒田	○	○
114020018	黒田(1)Ⅰ	田高	○	○
114020019	田高AⅡ	田高	○	○
114020020	田高BⅡ	田高	○	○
114020021	石原(1)Ⅰ	石原	○	○
114020022	石原(2)Ⅰ	石原	○	○
114020023	石原Ⅱ	石原	○	○
114020024	石原(1)Ⅲ	石原	○	
114020025	前坂(1)Ⅰ	前坂	○	○
114020026	前坂(2)(1)Ⅰ	前坂	○	○
114020027	前坂(2)(2)Ⅰ	前坂	○	○
114020028	大伏(1)Ⅰ	大伏	○	○
114020029	大伏(2)Ⅰ	大伏	○	○
114020030	大伏(3)Ⅰ	大伏	○	○
114020031	大伏(4)Ⅰ	大伏	○	○
114020032	大伏Ⅲ	大伏	○	○
114020033	門柳BⅡ	門柳	○	○
114020034	門柳AⅡ	門柳	○	○
114020035	村中Ⅲ	門柳	○	
114020036	松尾原(1)Ⅲ	門柳	○	○
114020037	松尾原(3)Ⅲ	門柳	○	○
114020038	松尾原(4)Ⅲ	門柳	○	○
114020039	松尾原(5)Ⅲ	門柳	○	○
114020040	喜多(1)Ⅲ	喜多	○	○
114020041	喜多(2)Ⅲ	喜多	○	○
114020042	大笹新田(2)Ⅲ	岡	○	○
114020043	津万井Ⅰ	津万井	○	○
114020044	津万井Ⅱ	津万井	○	○
114020045	津万井(1)Ⅲ	津万井	○	
114020046	津万井(2)Ⅲ	津万井	○	○
114020047	船町Ⅰ-2	船町	○	

箇所番号	区域名	字	Y 区域	R 区域
114020048	船町 I -3	船町	○	○
114020049	門柳 C	門柳	○	○

2-5 土砂災害(特別)警戒区域一覧(土石流)

土砂災害(特別)警戒区域一覧(土石流) 111箇所(うちR区域46箇所)

箇所番号	区域名	字	Y区域	R区域
214010001	杉原川右支溪第三 I	野中町	○	
214010002	大木谷 1 I	大木町	○	
214010003	杉原川左支溪第二 I	日野町	○	
214010004	杉原川左支溪第一 I	日野町	○	
214010005	妙覚寺川右支溪第一 I	市原町	○	
214010006	南谷川右支溪第二 I	市原町	○	○
214010007	南谷川右支溪第一 II	市原町	○	
214010008	杉原川右支溪第二 I	西田町	○	○
214010009	小坂川 3 I	小坂町	○	
214010010	小坂川 1 I	小坂町	○	○
214010011	杉原川右支溪第一 I	小坂町	○	○
214010012	郷ノ瀬川 I	郷瀬町	○	
214010013	郷ノ瀬谷 I	郷瀬町	○	
214010014	津万川右支溪第二 I	寺内	○	○
214010015	大野川 I	大野	○	○
214010016	津万川右支溪第一 I	大野	○	○
214010017	西谷川 I	明楽寺町	○	○
214010018	荒谷川 I	明楽寺町	○	
214010019	水尾川 2 I	水尾町	○	
214010020	野間川右支溪第二 II	水尾町	○	
214010021	落古谷 I	落方町	○	
214010022	籠谷 I	落方町	○	
214010023	大谷 I	落方町	○	○
214010024	高倉谷川 I	岡崎町	○	○
214010025	岡崎川 2 I	岡崎町	○	○
214010026	岡崎川 3 I	岡崎町	○	
214010027	不動川 I	出会町	○	
214010028	出合川左支溪第二 II	出会町	○	
214010029	出合川左支溪第一 II	出会町	○	○
214010030	岩礼谷 I	合山町	○	○
214010031	出合川 2 I	合山町	○	○
214010032	出合川右支溪第一 I	合山町	○	
214010033	出合川 1 I	合山町	○	○
214010034	野間川右支溪第三 I	八坂町	○	
214010035	住吉川 1 I	住吉町	○	
214010036	門柳川 I	住吉町	○	
214010037	アタラシガイチ谷右支溪第一 I	住吉町	○	○
214010038	アタラシガイチ谷 I	住吉町	○	
214010039	畑谷川左支溪第四 I	住吉町	○	○
214010040	畑谷川左支溪第三 I	住吉町	○	○
214010041	ツヅラ谷川 II	住吉町	○	
214010042	畑谷川右支溪第四 II	住吉町	○	○
214010043	畑谷川 II	住吉町	○	
214010044	龍原谷川 II	住吉町	○	○

箇所番号	区域名	字	Y 区域	R 区域
214010045	畑谷川左支溪第六Ⅱ	住吉町	○	
214010046	畑谷川右支溪第五Ⅱ	住吉町	○	○
214010047	畑谷川左支溪第五Ⅱ	住吉町	○	○
214010048	机谷川Ⅱ	住吉町	○	○
214010049	住吉川 2Ⅱ	住吉町	○	
214010050	住吉川 3Ⅱ	住吉町	○	○
214010051	アイノハブ谷川Ⅱ	住吉町	○	
214010052	中畑川 2Ⅰ	中畑町	○	
214010053	畑谷川右支溪第二Ⅰ	中畑町	○	○
214010054	中畑川 1Ⅰ	中畑町	○	○
214010055	畑谷川左支溪第二Ⅰ	中畑町	○	
214010056	畑谷川左支溪第一Ⅰ	中畑町	○	○
214010057	西光寺谷川Ⅰ	中畑町	○	○
214010058	畑谷川右支溪第三Ⅱ	中畑町	○	○
214010059	妙見谷川Ⅱ	中畑町	○	
214010060	森の奥谷川Ⅱ	中畑町	○	
214010061	中畑Ⅱ	中畑町	○	
214010062	加古川左支溪第二Ⅰ	上比延町	○	
214010063	中畑川 3Ⅰ	上比延町	○	
214010064	上比延川Ⅱ	上比延町	○	
214010065	畑谷川右支溪第一Ⅱ	上比延町	○	○
214010066	加古川左支溪第一Ⅱ	比延町	○	
214010067	比延谷川左支溪第二Ⅰ	塚口町	○	
214010068	比延谷川左支溪第一Ⅰ	塚口町	○	
214010069	和布川 1Ⅰ	塚口町	○	
214010070	こやの谷Ⅰ	高嶋町	○	○
214010071	野間川左支溪第二Ⅰ	野村町	○	
214010072	野間川左支溪第一Ⅰ	野村町	○	○
214010073	和布川 3Ⅰ	野村町	○	
214010074	塚口川Ⅰ	野村町	○	○
214010075	和布川 2Ⅰ	野村町	○	○
214010076	奥川Ⅰ	西脇	○	
214010077	北谷川 2 (1) Ⅰ	高田井町	○	○
214010078	北谷川 1 (1) Ⅰ	高田井町	○	
214010079	和田谷川Ⅰ	谷町	○	○
214010080	和田谷川左支溪第一Ⅱ	谷町	○	○
214010081	野間川右支溪第一Ⅰ	平野町	○	○
214010082	鳴尾山川Ⅰ	板波町	○	
214010083	宝来谷川	平野町	○	○
214020001	小苗川Ⅰ	小苗	○	
214020002	東船町谷川Ⅰ	船町	○	
214020003	堂ヶ谷Ⅰ	船町	○	
214020004	北谷川 1 (2) Ⅰ	黒田	○	
214020005	北谷川 2 (2) Ⅰ	黒田	○	
214020006	北谷川 3Ⅰ	黒田	○	
214020007	南谷川Ⅰ	黒田	○	
214020008	寺内谷川Ⅱ	黒田	○	○
214020009	田高谷川Ⅰ	田高	○	

箇所番号	区域名	字	Y 区域	R 区域
214020010	前坂北谷 I	前坂	○	
214020011	前坂谷川 I	前坂	○	
214020012	下大伏川 I	大伏	○	
214020013	上大伏川 I	大伏	○	○
214020014	村中谷川 I	門柳	○	
214020015	村中東谷川 I	門柳	○	
214020016	村中下谷 I	門柳	○	
214020017	門柳川右支溪第二 I	門柳	○	○
214020018	門柳東谷川 I	門柳	○	
214020019	才谷川 I	門柳	○	
214020020	門柳川右支溪第一 II	門柳	○	○
214020021	門柳谷川 II	門柳	○	○
214020022	門柳川左支溪第二 II	門柳	○	
214020023	門柳川左支溪第一 II	門柳	○	
214020024	大谷川 I	福地	○	○
214020025	福地谷川 I	福地	○	○
214020026	福地小谷 I	福地	○	
214020027	大門川 I	津万井	○	
214020028	松ノ木川	船町	○	

2-6 土石流危険溪流等箇所一覧（兵庫県土木部所管）

土石流危険溪流等箇所 112 箇所

(1) 危険溪流 I（83 箇所）

箇所 番号	河川名	溪流名	所在地	溪流概要		
				溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)
I-1	加古川	鳴尾山川	板波町	174	5	13
I-2	野間川	右支溪第一	平野町	241	9	9
I-3	野間川	岩礼谷川	岡崎町	72	2	8
I-4	野間川	高倉谷川	岡崎町	529	22	11
I-5	野間川	岡崎川 2	岡崎町	317	10	12
I-6	野間川	岡崎川 3	岡崎町	276	5	12
I-7	野間川	水尾川 2	水尾町	311	8	9
I-8	荒谷川	西谷川	明楽寺町	803	52	11
I-9	野間川	荒谷川	明楽寺町	1,248	80	11
I-10	野間川	落古谷	落方町	406	12	10
I-11	岩礼谷川	岩礼谷	合山町	94	2	12
I-12	出合川	出合川 2	出会町	89	3	19
I-13	出合川	右支溪第一	出会町	364	26	9
I-14	出合川	出合川 1	出会町	203	7	16
I-15	出合川	右支溪第二	出会町	214	5	13
I-16	出合川	右支溪第三	出会町	189	2	15
I-17	出合川	不動川	出会町	1,848	91	8
I-18	野間川	右支溪第三	八坂町	203	5	11
I-19	野間川	左支溪第二	野村町	216	8	10
I-20	野間川	左支溪第一	野村町	215	6	16
I-21	杉原川	和田谷川	谷町	296	18	13
I-22	杉原川	北谷川 2	高田井町	574	13	10
I-23	杉原川	北谷川 1	高田井町	528	15	10
I-24	杉原川	小坂川 3	小坂町	593	41	10
I-25	杉原川	小坂川 1	小坂町	376	10	13
I-26	杉原川	右支溪第一	小坂町	822	24	6
I-27	杉原川	右支溪第二	西田町	399	28	6
I-28	妙覚寺川	右支溪第一	市原町	195	9	6
I-29	南谷川	右支溪第二	市原町	403	20	7
I-30	徳部野川	大木谷 1	大木町	293	11	8
I-31	杉原川	右支溪第三	野中町	151	3	15
I-32	杉原川	左支溪第二	日野町	255	8	13
I-33	杉原川	左支溪第一	日野町	213	5	18
I-34	杉原川	郷ノ瀬川	郷瀬町	396	18	7
I-35	杉原川	郷ノ瀬谷	郷瀬町	286	13	10
I-36	加古川	奥川	上本町	266	9	13
I-37	津万川	大野川	大野	141	5	20
I-38	津万川	右支溪第一	大野	235	8	14
I-39	津万川	右支溪第二	寺内	255	10	15
I-40	加古川	左支溪第二	上比延町	198	5	14
I-41	比延谷川	中畑川 3	上比延町	95	7	12
I-42	畑谷川	中畑川 2	中畑町	1,627	82	10
I-43	畑谷川	右支溪第二	中畑町	173	4	10

箇所 番号	河川名	溪流名	所在地	溪流概要		
				溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)
I-44	畑谷川	中畑川1	中畑町	316	3	18
I-45	畑谷川	住吉川1	住吉町	1,493	87	10
I-46	畑谷川	門柳川	住吉町	1,018	68	11
I-47	アヲシガ` 仔谷	右支溪第一	住吉町	586	15	14
I-48	畑谷川	アヲシガ` 仔谷	住吉町	842	43	11
I-49	畑谷川	左支溪第四	住吉町	613	21	22
I-50	畑谷川	左支溪第三	住吉町	959	26	13
I-51	畑谷川	左支溪第二	中畑町	122	1	12
I-52	畑谷川	左支溪第一	中畑町	512	19	14
I-53	畑谷川	西光寺谷川	中畑町	3,097	270	8
I-54	比延谷川	左支溪第二	塚口町	158	2	18
I-55	比延谷川	左支溪第一	塚口町	33	6	9
I-56	比延谷川	和布川1	塚口町	461	9	10
I-57	比延谷川	こやの谷	高鳴町	69	54	8
I-58	加古川	和布川3	野村町	575	31	12
I-59	久留主谷川	塚口川	野村町	137	2	20
I-60	加古川	和布川2	野村町	136	4	16
I-1	畑瀬谷川	大門川	津万井	226	9	10
I-2	加古川	下大伏川	大伏	464	15	13
I-3	野尾谷川	上大伏川	大伏	385	12	23
I-4	加古川	田高谷川	田高	832	52	12
I-5	加古川	東船町谷川	船町	442	18	14
I-6	加古川	小苗川	小苗	1,069	72	12
I-7	加古川	堂ヶ谷	船町	652	21	24
I-8	加古川	北谷川1	黒田	1,656	105	12
I-9	北谷川	北谷川2	黒田	515	28	16
I-10	北谷川	北谷川3	黒田	232	8	15
I-11	南谷川	南谷川	黒田	709	24	12
I-12	加古川	前坂北谷	前坂	146	9	8
I-13	加古川	前坂谷川	前坂	418	18	12
I-14	門柳川	村中谷川	門柳	1,656	97	13
I-15	門柳川	村中東谷川	門柳	533	10	12
I-16	門柳川	村中下谷	門柳	101	3	14
I-17	門柳川	村中間谷	門柳	102	1	11
I-18	門柳川	右支溪第二	門柳	1,189	44	17
I-19	門柳川	門柳東谷川	門柳	284	10	14
I-20	門柳川	才谷川	門柳	398	18	15
I-21	福地川	大谷川	福地	802	39	11
I-22	福地川	福地谷川	福地	39	16	9
I-23	福地川	福地小谷	福地	175	4	13

(2) 危険溪流Ⅱ (29箇所)

箇所 番号	河川名	溪流名	所在地	溪流概要		
				溪流長 (m)	面積 (ha)	勾配 (度)
Ⅱ-1	野間川	右支溪第二	水尾町	142	3	12
Ⅱ-2	出合川	左支溪第二	出会町	694	27	8
Ⅱ-3	出合川	左支溪第一	出会町	357	9	16
Ⅱ-4	和田谷川	左支溪第一	谷町	279	7	16
Ⅱ-5	南谷川	右支溪第一	市原町	382	11	9
Ⅱ-6	畑谷川	上比延川	上比延町	174	2	16
Ⅱ-7	畑谷川	右支溪第一	上比延町	257	6	11
Ⅱ-8	畑谷川	右支溪第三	中畑町	87	2	16
Ⅱ-9	畑谷川	妙見谷川	中畑町	1,327	66	13
Ⅱ-10	畑谷川	ツヅラ谷川	住吉町	1,629	136	11
Ⅱ-11	畑谷川	右支溪第四	住吉町	576	18	15
Ⅱ-12	加古川	畑谷川	住吉町	1,384	112	10
Ⅱ-13	畑谷川	龍原谷川	住吉町	602	16	20
Ⅱ-14	畑谷川	左支溪第六	住吉町	576	17	19
Ⅱ-15	畑谷川	右支溪第五	住吉町	36	17	18
Ⅱ-16	畑谷川	左支溪第五	住吉町	611	22	16
Ⅱ-17	畑谷川	机谷川	住吉町	637	18	17
Ⅱ-18	畑谷川	住吉川2	住吉町	257	8	17
Ⅱ-19	畑谷川	住吉川3	住吉町	199	4	19
Ⅱ-20	畑谷川	アイノハブ谷川	住吉町	226	6	17
Ⅱ-21	アイノハブ谷川	左支溪第一	住吉町	54	1	20
Ⅱ-22	畑谷川	森の奥谷川	中畑町	1,286	54	16
Ⅱ-23	畑谷川	中畑	中畑町	497	10	12
Ⅱ-24	加古川	左支溪第一	比延町	271	6	12
Ⅱ-1	北谷川	寺内谷川	黒田	333	11	15
Ⅱ-2	門柳川	右支溪第一	門柳	63	1	25
Ⅱ-3	門柳川	門柳谷川	門柳	1,183	37	15
Ⅱ-4	門柳川	左支溪第二	門柳	266	10	18
Ⅱ-5	門柳川	左支溪第一	門柳	53	27	14

2-7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（兵庫県土木部所管）

(1) 崩壊危険箇所Ⅰ 59箇所（自然斜面50、人工斜面9）

※ 人家が5戸以上、5戸未満であっても公共施設がある場合

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字 小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
自然	I-1	中畑	中畑町	41	330	26
	I-2	市原 (1)	市原町川原東谷	50	595	75
	I-3	市原 (2)	市原町寺山	50	205	60
	I-4	市原 (3)	市原町南内	40	230	45
	I-5	富吉南	富吉南町	46	90	13
	I-6	郷瀬 (3)	郷瀬町	31	210	140
	I-7	大野	大野	35	140	43
	I-8	大野 (2)	大野	30	130	90
	I-9	高田井	高田井町	30	65	115
	I-10	谷	谷町	40	75	20
	I-11	野村 (1)	野村町	45	160	65
	I-12	野村 (2)	野村町	30	65	60
	I-13	板波	板波町	30	220	150
	I-14	八坂	八坂町大谷	60	155	40
	I-15	上王子	上王子町小丸	30	350	160
	I-16	上王子 (2)	上王子町	50	50	18
	I-17	羽安	羽安町	45	185	80
	I-18	大木	大木町	60	160	60
	I-19	上野	上野	34	115	80
	I-20	塚口	塚口町	37	45	15
	I-21	西田	西田町	60	280	100
	I-22	蒲江	蒲江	60	265	60
	I-23	小坂 (1)	小坂町	50	330	50
	I-24	小坂 (2)	小坂町	40	250	60
	I-25	上本町 (1)	西脇上本町	55	35	25
	I-26	上本町 (2)	西脇上本町	50	380	70
	I-27	大野 (3)	大野	30	190	110
	I-28	上野	上野	50	350	60

	(2)					
I-29	野村 (3)	野村町	40	265	50	
I-30	谷(2)	谷町	30	110	50	
I-31	緑風台	野村町緑風台	60	450	150	
I-32	板波 (2)	板波町	45	355	100	
I-33	上比延	上比延町	38	290	80	
I-34	野村 (4)	野村町	60	180	60	
I-1	船町	黒田庄町船町上谷	44	260	60	
I-2	船町 (2)	黒田庄町船町	50	110	45	

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形			
			大字 小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)	
自然	I-3	船町 (3)	黒田庄町船町	55	200	35	
	I-4	黒田 (1)	黒田庄町田高	45	110	40	
	I-5	石原 (1)	黒田庄町石原	40	340	70	
	I-6	石原 (2)	黒田庄町石原	35	140	32	
	I-7	黒田 (2)	黒田庄町黒田	33	240	100	
	I-8	前坂	黒田庄町前坂北山	30	160	45	
	I-9	大伏 (1)	黒田庄町大伏	37	230	80	
	I-10	大伏 (2)	黒田庄町大伏アサネ	50	220	50	
	I-11	大伏 (3)	黒田庄町大伏	45	250	50	
	I-12	大伏 (4)	黒田庄町大伏	35	210	115	
	I-13	前坂 (2)	黒田庄町前坂	60	340	90	
	I-14	船町 (4)	黒田庄町船町	35	230	110	
	I-15	黒田 (3)	黒田庄町黒田	60	240	98	
	I-16	黒田 (4)	黒田庄町黒田	60	240	40	
	人工	I-1	富吉南	富吉南町	50	115	30
		I-2	郷瀬 (1)	郷瀬町	30	205	115
I-3		郷瀬 (2)	郷瀬町	33	460	90	
I-4		上本町	西脇上本町	45	180	30	
I-5		上野	上野	30	150	100	
I-6		板波	板波町	40	310	110	
I-7		岡崎	岡崎町	32	225	75	
I-1		津万井	黒田庄町津万井	60	100	30	
I-2		前坂	黒田庄町前坂	60	170	62	

(2) 崩壊危険箇所Ⅱ 52箇所

※ 人家が1～4戸

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
自然	Ⅱ-1	谷口	羽安町谷口	70	70	8
	Ⅱ-2	原坂	羽安町原坂	35	100	60
	Ⅱ-3	野中	野中町	30	85	80
	Ⅱ-4	大木	大木町	60	75	80
	Ⅱ-5	富吉上	富吉上町	60	390	90
	Ⅱ-6	蒲江	蒲江	60	420	50
	Ⅱ-7	西田	西田町	60	260	70
	Ⅱ-8	郷瀬B	郷瀬町	55	40	40
	Ⅱ-9	郷瀬A	郷瀬町	60	100	80
	Ⅱ-10	小坂	小坂町	60	360	70
	Ⅱ-11	谷	谷町	30	65	30
	Ⅱ-12	八坂	八坂町	60	150	70
	Ⅱ-13	平野	平野町	35	340	140
	Ⅱ-14	入野	合山町入野	40	100	70
	Ⅱ-15	小丸	上王子町小丸	38	80	13
	Ⅱ-16	岡崎	岡崎町	50	20	30
	Ⅱ-17	水尾	水尾町	60	200	40
	Ⅱ-18	明楽寺	明楽寺町	30	150	58
	Ⅱ-19	住吉A	住吉町	40	65	40
	Ⅱ-20	住吉B	住吉町	60	170	105
	Ⅱ-21	住吉C	住吉町	45	150	70
	Ⅱ-22	住吉D	住吉町	40	70	50
	Ⅱ-23	住吉E	住吉町	33	95	30
	Ⅱ-24	住吉F	住吉町	50	40	20
	Ⅱ-25	住吉G	住吉町	60	30	10
	Ⅱ-26	住吉H	住吉町	33	100	60
	Ⅱ-27	住吉I	住吉町	60	220	70
	Ⅱ-28	中畑D	中畑町	60	240	40
	Ⅱ-29	中畑E	中畑町	55	50	20
	Ⅱ-30	中畑C	中畑町	65	60	15
	Ⅱ-31	中畑B	中畑町	38	90	135
	Ⅱ-32	中畑A	中畑町	35	120	105
	Ⅱ-33	津万	津万	35	50	6
	Ⅱ-34	野村	野村町	75	80	175
	Ⅱ-35	板波C	板波町	60	280	70
	Ⅱ-36	板波A	板波町	55	60	80
	Ⅱ-37	板波B	板波町	50	35	50
	Ⅱ-38	大木B	大木町	40	200	60
	Ⅱ-39	上比延	上比延町	33	80	80
	Ⅱ-1	田高A	黒田庄町田高	60	220	30
	Ⅱ-2	田高B	黒田庄町田高	50	45	55
	Ⅱ-3	船町A	黒田庄町船町	55	90	175
	Ⅱ-4	小苗	黒田庄町小苗	50	430	60
	Ⅱ-5	黒田A	黒田庄町黒田	50	480	94

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
	Ⅱ-6	黒田B	黒田庄町黒田	70	320	88
	Ⅱ-7	黒田C	黒田庄町黒田	60	65	30
	Ⅱ-8	門柳B	黒田庄町門柳	40	70	45
	Ⅱ-9	門柳A	黒田庄町門柳	33	135	150
	Ⅱ-10	門柳C	黒田庄町門柳	60	300	50
	Ⅱ-11	門柳D	黒田庄町門柳	60	290	52
	Ⅱ-12	津万井	黒田庄町津万井	60	310	100
	Ⅱ-13	石原	黒田庄町石原	50	240	140

(3) 崩壊危険箇所Ⅲ 45箇所

※ 人家はないが、将来立地する可能性のある箇所

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
自然	Ⅲ-1	市原	市原町	31	102	31
	Ⅲ-2	富吉南	富吉南町	32	270	50
	Ⅲ-3	富田	富田町	30	44	34
	Ⅲ-4	郷瀬(1)	郷瀬町	30	220	158
	Ⅲ-5	郷瀬(2)	郷瀬町	32	160	74
	Ⅲ-6	出会(1)	出会町	30	320	90
	Ⅲ-7	出会(2)	出会町	41	165	70
	Ⅲ-8	出会(3)	出会町	30	230	86
	Ⅲ-9	合山(1)	合山町	38	300	110
	Ⅲ-10	合山(2)	合山町	35	340	62
	Ⅲ-11	合山(3)	合山町	37	110	80
	Ⅲ-12	落方	落方町	36	306	120
	Ⅲ-13	明楽寺	明楽寺町	31	120	80
	Ⅲ-14	住吉(1)	住吉町	31	52	22
	Ⅲ-15	住吉(2)	住吉町	30	310	90
	Ⅲ-16	中畑	中畑町	36	96	80
	Ⅲ-17	比延(1)	比延町	30	410	48
	Ⅲ-18	比延(2)	比延町	30	137	15
	Ⅲ-19	塚口(1)	塚口町	30	372	98
	Ⅲ-20	塚口(2)	塚口町	30	375	70
	Ⅲ-21	坂本	坂本	70	150	100
	Ⅲ-22	大野(1)	大野	33	390	84
	Ⅲ-23	大野(2)	大野	36	225	70
	Ⅲ-24	上野	上野	39	105	90
	Ⅲ-1	石原(1)	黒田庄町石原	36	190	50
	Ⅲ-2	船町(1)	黒田庄町船町	34	330	80
	Ⅲ-3	船町(2)	黒田庄町船町	34	320	100
	Ⅲ-4	小苗	黒田庄町小苗	30	220	70
	Ⅲ-5	黒田(1)	黒田庄町黒田	30	195	56
	Ⅲ-6	寺内	黒田庄町黒田寺内	30	301	34
	Ⅲ-7	石原(2)	黒田庄町石原	40	240	50
	Ⅲ-8	石原(3)	黒田庄町石原	30	320	80

斜面	箇所番号	箇所名	位置	地形		
			大字小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)
	Ⅲ-9	喜多(1)	黒田庄町喜多	36	250	70
	Ⅲ-10	村中	黒田庄町門柳村中	30	190	52
	Ⅲ-11	松尾原 (1)	黒田庄町門柳松尾原	32	130	58
	Ⅲ-12	松尾原 (2)	黒田庄町門柳松尾原	31	270	80
	Ⅲ-13	松尾原 (3)	黒田庄町門柳松尾原	37	220	30
	Ⅲ-14	松尾原 (4)	黒田庄町門柳松尾原	31	180	80
	Ⅲ-15	松尾原 (5)	黒田庄町門柳松尾原	30	502	46
	Ⅲ-16	大笹新田 (1)	黒田庄町門柳大笹新田	38	330	70
	Ⅲ-17	大笹新田 (2)	黒田庄町岡	34	325	70
	Ⅲ-18	喜多(2)	黒田庄町喜多	37	360	60
	Ⅲ-19	大伏	黒田庄町大伏	30	432	124
	Ⅲ-20	津万井 (1)	黒田庄町津万井	34	335	110
	Ⅲ-21	津万井 (2)	黒田庄町津万井	32	340	60

2-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧（兵庫県土木部所管）

■急傾斜地崩壊危険区域指定 15.05ha

区域名	区域	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
上王子	上王子町	0.32	昭和48 (1973) .2.28	県告第 334号2
上王子	上王子町	1.27	昭和59 (1984) .9.14	県告第1849号
板波	板波町	1.18	昭和54 (1979) .9.25	県告第2301号
大野	大野	0.79	昭和60 (1985) .3.28	県告第 464号
羽安	羽安町	0.40	平成24 (2012) .11.27	県告第1501号
郷瀬町	郷瀬町地区	0.51	平成29 (2017) .3.10	県告第 243号
船町	黒田庄町田高・船町	2.10	昭和49 (1974) .2.12	県告第 266号
船町(2)	黒田庄町田高・船町	0.76	平成25 (2013) .1.22	県告第 85号
船町(3)	黒田庄町田高・船町	1.32	平成16 (2004) .7.16	県告第 895号
大伏(1)	黒田庄町大伏	1.80	昭和49 (1974) .2.12	県告第 266号
大伏(2)	黒田庄町大伏	2.50	昭和49 (1974) .2.12	県告第 266号
前坂	黒田庄町前坂	2.10	昭和49 (1974) .2.12	県告第 266号

2-9 山腹崩壊危険地区一覧（兵庫県農林水産部所管）

■山腹崩壊危険地区（74箇所）

箇所番号	位置		面積 (ha)
	町名	字	
山-1	野村町	イチゴ谷	6
山-2	板波町	早ヶ谷	15
山-3	八坂町	勝尾谷	4
山-4	合山町	大谷	2
山-5	上王子町	小丸	22
山-6	落方町	火燈山	4
山-7	明楽寺町	大谷	4
山-8	野村町緑風台	緑風台	4
山-9	高田井町	春日山	4
山-10	出会町	中野	2
山-11	市原町惣山	惣山	6
山-12	市原町寺山	寺山	2
山-13	大木町東谷	東谷	3
山-14	羽安町	道上	7
山-15	大木町東山	東山	4
山-16	蒲江	畑ヶ谷	7
山-17	郷瀬町小宮谷	小宮谷	4
山-18	郷瀬町西赤尾谷	西赤尾谷	5
山-19	大野逆サマ	逆サマ	9
山-20	大野大谷山	大谷山	9
山-21	上戸田	東八日山	3
山-22	上比延町カクレ谷	カクレ谷	2
山-23	上比延町岩花	岩花	9
山-24	中畑町西山	西山	14
山-25	住吉町	ボカビチ	4
山-26	中畑町東山	東山	11
山-27	中畑町足丸	足丸	5
山-28	黒田庄町大伏1	南山	3
山-29	黒田庄町喜多1	北野	2
山-30	黒田庄町大伏2	ヌク谷	34
山-31	黒田庄町石原1	西ノ塔	5
山-32	黒田庄町石原2	北山	6
山-33	黒田庄町田高1	下山	4
山-34	黒田庄町田高2	西山	5
山-35	黒田庄町田高3	堂ノ山	9
山-36	黒田庄町船町1	井上	8
山-37	黒田庄町小苗	前山	6
山-38	黒田庄町黒田6	堂ヶ谷	3
山-39	黒田庄町黒田1	城山	2
山-40	黒田庄町黒田2	城山	4
山-41	黒田庄町黒田3	南山	7
山-42	黒田庄町黒田4	坂ノ下	3

箇所番号	位置		面積 (ha)
山-43	黒田庄町黒田 5	大年ノ上	25
山-44	黒田庄町門柳 1	深山口	5
山-45	黒田庄町門柳 2	才谷	6
山-46	黒田庄町喜多 2	庵谷焼寺	8
山-47	黒田庄町岡	初坂	22
山-48	黒田庄町福地 1	大谷	1
山-49	黒田庄町福地 2	百谷	6
山-50	堀町	宮山	1
山-52	西田町	向北島	2
山-53	鹿野町	ウツロウ山	2
山-54	野村町 2	蔵谷	2
山-55	出会町 2	円丈寺	2
山-56	郷瀬町	小宮谷	4
山-57	和田町	上ノ垣内	3
山-58	野村町 3	御料谷	3
山-59	中畑町 1	東山	4
山-60	高田井町 2	南山ノ下	3
山-61	黒田庄町黒田	一の才	4
山-62	黒田庄町岡 2	柱松	4
山-63	黒田庄町喜多 1	友尾山	4
山-64	水尾町	宮ヶ谷	3
山-65	野村町 4	御料谷	5
山-66	小坂町	フカイ谷	5
山-67	平野町	平見	5
山-68	中畑町 2	西山	5
山-69	高松町	横山	7
山-70	黒田庄町喜多 2	友尾山	9
山-71	住吉町 2	ヲシガヒチ	8
山-72	落方町 2	石戸ヶ鼻	11
山-73	板波町 2	二ツ谷	8
山-74	大木町	徳部野原	2
山-75	黒田庄町大門 B	北谷	3

2-10 崩壊土砂流出危険地区一覧（兵庫県農林水産部所管）

■崩壊土砂流出危険地区（177箇所）

地区番号	地区	位置		危険地の状況 面積 (ha)
		町名	字	
崩-1	平野	平野町	宝来谷	0.37
崩-2	八坂(Ⅱ)	八坂町	東山	0.23
崩-3	八坂(Ⅰ)	八坂町	石間谷	0.23
崩-4	岡崎	岡崎町	高倉	0.65
崩-5	水尾	水尾町	又谷	0.20
崩-6	明楽寺(2)	明楽寺町	西谷	1.09
崩-7	明楽寺(1)	明楽寺町	北谷	0.78
崩-8	明楽寺(3)	明楽寺町	荒井口	0.22
崩-9	落方町(1)	落方町	菊ノ尾	1.02
崩-10	落方町(2)	落方町	本林	0.40
崩-11	合山(4)	合山町	岩札	1.80
崩-12	野村(1)	野村町	緑風台	0.19
崩-13	出会町	出会町	木谷山	0.13
崩-14	谷町	谷町	柴草山	0.77
崩-15	出会(2)	出会町	木谷山	1.51
崩-16	高田井(2)	高田井町	南山ノ下	4.41
崩-17	高田井(1)	高田井町	北畑	1.27
崩-18	出会(1)	出会町	木谷山	0.35
崩-19	合山(3)	合山町	木谷山	0.89
崩-20	合山(2)	合山町	木谷山	1.96
崩-21	小坂町(2)	小坂町	下井谷	0.46
崩-22	小坂町(3)	小坂町	上井谷	0.81
崩-23	小坂町(1)	小坂町	桜谷	0.33
崩-24	西田	西田町	寺山	0.48
崩-25	市原(2)	市原町	南谷林	0.41
崩-26	合山(1)	合山町	木谷山	2.61
崩-27	市原	市原町	惣山	0.10
崩-28	大木(2)	大木町	木場谷	0.32
崩-29	大木(1)	大木町	東山	0.62
崩-30	富吉上	富吉上町	奥山	4.38
崩-31	日野	日野町	コリヨ谷	0.52
崩-32	坂本	坂本	竹ヶ谷	0.02
崩-33	郷瀬(1)	郷瀬町	旗頭	0.72
崩-34	郷瀬(2)	郷瀬町	柏谷	0.62
崩-35	大野	大野	大谷	0.24
崩-36	上本町	西脇	東赤尾谷	0.18
崩-37	上野	上野	幡ノ下	0.09
崩-38	上比延町	上比延町	北山	1.33
崩-39	記念池	上比延町	記念池	3.17
崩-40	中畑(1)	中畑町	西山	4.49
崩-41	中畑(2)	中畑町	西山	5.15
崩-42	住吉(16)	住吉町	オシガヒチ	7.94
崩-43	住吉(2)	住吉町	オシガヒチ	3.78
崩-44	住吉(3)	住吉町	オシガヒチ	1.67

地区番号	地区	位置		危険地の状況 面積 (ha)
		町名	字	
崩-45	住吉(4)	住吉町	オシガヒチ	0.58
崩-46	住吉(5)	住吉町	オシガヒチ	2.34
崩-47	住吉(6)	住吉町	ツクエヤマダ	2.26
崩-48	住吉(7)	住吉町	ツクエヤマダ	0.54
崩-49	住吉(8)	住吉町	ツクエヤマダ	1.00
崩-50	住吉(9)	住吉町	ツクエヤマダ	1.11
崩-51	住吉(10)	住吉町	ツクエヤマダ	1.03
崩-52	住吉(11)	住吉町	ツクエヤマダ	0.25
崩-53	住吉(12)	住吉町	ツクエヤマダ	0.51
崩-54	住吉(13)	住吉町	キリスメシモ	0.44
崩-55	住吉(14)	住吉町	一ノ瀬	2.25
崩-56	住吉(15)	住吉町	一ノ瀬	0.30
崩-57	中畑(3)	中畑町	東山	0.69
崩-58	中畑(4)	中畑町	東山	1.35
崩-59	中畑(7)	中畑町	東山	15.30
崩-60	中畑(5)	中畑町	東山	6.84
崩-61	中畑(6)	中畑町	東山	0.70
崩-62	塚口(1)	塚口町	袋山	1.33
崩-63	塚口(2)	塚口町	ウシロ谷	0.93
崩-64	鹿野町	鹿野町	スソウジ	2.17
崩-65	堀町	堀町	庵谷	1.08
崩-66	野村(2)	野村町	久留守谷	3.18
崩-67	野村(3)	野村町	蔵谷	0.31
崩-68	高松(1)	高松町	筋ヶ谷	0.84
崩-69	高松(2)	高松町	金城山	3.56
崩-70	鹿野2	鹿野町	比延山	0.92
崩-71	鹿野3	鹿野町	比延山	0.23
崩-72	畑瀬橋上	黒田庄町津万井	畑瀬橋上	0.63
崩-73	大伏(5)	黒田庄町大伏	南山	0.69
崩-74	大伏(4)	黒田庄町大伏	オセ谷	0.42
崩-75	大伏(3)	黒田庄町大伏	ヌク谷	0.19
崩-76	大伏(2)	黒田庄町大伏	板ク谷	0.39
崩-77	大伏(1)	黒田庄町大伏	大伏谷	1.24
崩-78	石原(6)	黒田庄町石原	市山	1.62
崩-79	石原(5)	黒田庄町石原	幡上	0.49
崩-80	石原(4)	黒田庄町石原	西ノ塔	0.69
崩-81	石原(3)	黒田庄町石原	西ノ塔	0.65
崩-82	石原(2)	黒田庄町石原	野尻谷	2.21
崩-83	田高(3)	黒田庄町田高	北山	1.55
崩-84	田高(2)	黒田庄町田高	西山	0.68
崩-85	田高(1)	黒田庄町田高	西山	0.74
崩-86	石原(1)	黒田庄町石原	上山	0.34
崩-87	田高(4)	黒田庄町田高	州ノ上	0.53
崩-88	田高(5)	黒田庄町田高	井ノ上	1.98
崩-89	田高(6)	黒田庄町田高	井ノ上	1.32
崩-90	小苗	黒田庄町小苗	滝ノ方	3.24
崩-91	黒田(1)	黒田庄町黒田	クヌギ谷	0.48

地区番号	地区	位置		危険地の状況 面積 (ha)
		町名	字	
崩-92	黒田(2)	黒田庄町黒田	堂ノ谷	2.16
崩-93	黒田(3)	黒田庄町黒田	奥山	0.53
崩-94	黒田(4)	黒田庄町黒田	奥山	1.16
崩-95	黒田(5)	黒田庄町黒田	鎮守ヶ谷	1.44
崩-96	黒田(6)	黒田庄町黒田	鎮守ヶ谷	0.96
崩-97	黒田(7)	黒田庄町黒田	未谷	1.25
崩-98	前坂(1)	黒田庄町前坂	山奥	1.32
崩-99	前坂(2)	黒田庄町前坂	南山	1.14
崩-100	喜多(2)	黒田庄町喜多	秋谷	1.39
崩-101	喜多(1)	黒田庄町喜多	猪ノ谷	2.88
崩-102	門柳(7)	黒田庄町門柳	門柳山	1.44
崩-103	門柳(8)	黒田庄町門柳	門柳山	3.65
崩-104	門柳(9)	黒田庄町門柳	門柳山	0.70
崩-105	門柳(10)	黒田庄町門柳	門柳山	0.87
崩-106	門柳(1)	黒田庄町門柳	門柳山	0.93
崩-107	門柳(2)	黒田庄町門柳	門柳山	6.75
崩-108	門柳(3)	黒田庄町門柳	門柳山	1.11
崩-109	門柳(4)	黒田庄町門柳	門柳山	0.50
崩-110	門柳(5)	黒田庄町門柳	門柳山	0.38
崩-111	門柳(6)	黒田庄町門柳	門柳山	1.29
崩-112	門柳(11)	黒田庄町門柳	門柳山	0.94
崩-113	門柳(12)	黒田庄町門柳	門柳山	1.43
崩-114	門柳(13)	黒田庄町門柳	門柳山	1.01
崩-115	岡	黒田庄町岡	福谷	4.98
崩-116	福地(1)	黒田庄町福地	大谷	2.82
崩-117	福地(2)	黒田庄町福地	ナメラ谷	0.61
崩-118	福地(3)	黒田庄町福地	御霊谷	0.66
崩-119	黒田庄町喜多 1	黒田庄町喜多	友尾山	0.09
崩-120	合山町1	合山町	池ノ尻	0.05
崩-121	黒田庄町喜多 2	黒田庄町喜多	友尾山	0.90
崩-122	野村町	野村町	御料谷	0.09
崩-123	落方町	落方町	籠谷	0.20
崩-124	谷町2	谷町	柴草山	0.47
崩-125	水尾町1	水尾町	大谷	0.12
崩-126	住吉町1	住吉町	ヲシガヒチ	1.26
崩-127	住吉町2	住吉町	一のセ	0.15
崩-128	岡崎町1	岡崎町	未谷	0.05
崩-130	住吉町3	住吉町	一のセ	0.08
崩-131	住吉町4	住吉町	ヲシガヒチ	0.31
崩-132	黒田庄町門柳	黒田庄町門柳	才谷	0.34
崩-133	富吉上町	富吉上町	奥山	0.23
崩-136	住吉町5	住吉町	一のセ	0.17
崩-137	八坂町	八坂町	大谷	0.09
崩-139	出会町2	出会町	中野	0.06
崩-140	合山町2	合山町	木谷山	0.02

地区番号	地区	位置		危険地の状況 面積 (ha)
		町名	字	
崩-141	合山町 3	合山町	木谷山	0.09
崩-143	岡崎町 2	岡崎町	末谷	0.02
崩-144	寺山 A	西田町	寺山	0.03
崩-145	谷	谷町	柴草山	0.29
崩-146	前坂	前坂	森谷	0.19
崩-147	富吉上町	富吉上町	奥山	0.21
崩-148	住吉町	住吉町	キリズメノシモ	0.22
崩-149	市原町 1	市原町	惣山	0.22
崩-150	市原町 2	市原町	惣山	0.20
崩-151	ツクエヤマダ A	住吉町	ツクエヤマダ	0.06
崩-152	ヲシガヒチ A	住吉町	ヲシガヒチ	0.12
崩-153	堂の上 A	黒田庄町田高	堂の上	0.74
崩-154	門柳山 A	黒田庄町門柳	門柳山	0.13
崩-155	城山 A	比延町	城山	0.11
崩-156	東山 A	中畑町	東山	0.67
崩-157	惣山 A	市原町	惣山	0.10
崩-158	東柴草山 A	谷町	東柴草山	0.07
崩-159	奥ノ谷 A	水尾町	奥ノ谷	0.12
崩-160	百合 A	黒田庄町福地	百合	0.04
崩-161	門柳山 A	黒田庄町門柳	門柳山	0.09
崩-162	門柳山 A	黒田庄町門柳	門柳山	1.58
崩-163	久留主谷 A	野村町	久留主谷	0.09
崩-164	市ゴ谷 A	野村町	市ゴ谷	0.09
崩-165	比叡山 A	鹿野町	比叡山	0.01
崩-166	東山 A	中畑町	東山	0.11
崩-167	高倉 A	岡崎町	高倉	0.02
崩-168	伊勢山 A	上比延町	伊勢山	0.09
崩-169	西山 A	寺内	西山	0.02
崩-170	一ノ谷 A	日野町	一ノ谷	0.03
崩-171	寺谷 A	日野町	寺谷	0.02
崩-172	御料谷 A	野村町	御料谷	0.03
崩-173	城ヶ谷 A	板波町	城ヶ谷	0.10
崩-174	早ヶ谷 A	板波町	早ヶ谷	0.07
崩-175	坂谷口 A	坂本	坂谷口	0.09
崩-176	木谷山 A	合山町	木谷山	0.09
崩-177	木谷山 A	合山町	木谷山	0.01
崩-178	山神脇 A	市原町	山神脇	0.18
崩-179	深山口 A	黒田庄町門柳	深山口	0.09
崩-180	合山町 A	出会町	合山町	0.01
崩-181	西脇 B	西脇	東赤尾谷	0.07
崩-182	坂本 B	坂本	竹ヶ谷	0.20

2-11 宅地造成工事規制区域一覧

■宅地造成工事規制区域 2,498ha

区域	指定年月日・告示番号	面積 (ha)	比 (%)
西脇市	昭和 48 (1973) . 4. 7 建設省告示第 843 号	622	6. 8
	平成 3 (1991) . 12. 27 兵庫県告示第 1963 号	36	
1 矢筈山と山麓 (小坂町、高田井町、谷町、野村町) 2 観音寺山と山麓 (上本町、郷瀬町、大野) 3 八日山と山麓 (上野、大野) 4 鳴山と山麓 (板波町、平野町) 5 宮前山と山麓 (野村町、和布町)			
西脇市黒田庄町	昭和 48 (1973) . 4. 7 建設省告示第 843 号	1, 840	52
1 三角点とその山麓 (福地、門柳の一部) 2 白山とその山麓 (岡、前坂、黒田、船町、小苗の一部) 3 畑瀬山から至山とその山麓 (津万井、大伏、石原、田高の一部)			

2-12 主な樋門・水門施設一覧

■主な樋門・水門施設一覧

番号	施設名	所在地	形状等		操作責任者
			水門扉の形式	装置の形式	
1	板波樋門	板波町	スライド式	ラック	西脇市工務課
2	和田谷川水門	和田町748	ローラ式	〃	〃
3	郷瀬樋門	郷瀬町602-2	スライド式	〃	西脇市工務課
4	郷瀬第2樋門	郷瀬町	〃	スピンドル	加東土木事務所
5	畑谷樋門	比延町	〃	〃	西脇市工務課
6	高島樋門	堀町	〃	ラック	高嶋区長
7	岡崎樋門	岡崎町	〃	〃	西脇市工務課
8	八坂排水樋門	八坂町86	〃	ピンジャッキ	〃
9	水尾樋門	水尾町585	〃	〃	〃
10	上王子樋門	上王子町	〃	ラック	〃
11	福地南樋門	黒田庄町福地	〃	〃	黒田庄町福地区長
12	福地北樋門	黒田庄町福地	〃	〃	〃
13	大門樋門	黒田庄町大門	〃	ピンジャッキ	黒田庄町大門区長
14	津万井樋門	黒田庄町津万井	〃	ラック	黒田庄町津万井区長
15	津万井北樋門	黒田庄町津万井	〃	〃	黒田庄町津万井区長
16	黒田南樋門	黒田庄町黒田	〃	ピンジャッキ	黒田庄町黒田区長
17	喜多北樋門	黒田庄町喜多	〃	ラック	黒田庄町喜多区長
18	黒田中樋門	黒田庄町黒田	〃	ピンジャッキ	黒田庄町黒田区長
19	黒田北樋門	黒田庄町黒田	〃	〃	黒田庄町黒田区長
20	西沢樋門	黒田庄町西澤	〃	〃	黒田庄町西澤区長
21	石原樋門	黒田庄町石原	〃	ピンジャッキ	黒田庄町石原区長
22	前坂樋門	黒田庄町前坂	〃	スピンドル	黒田庄町前坂区長
23	大伏北樋門	黒田庄町大伏	〃	ラック	黒田庄町大伏区長
24	大伏南樋門	黒田庄町大伏	〃	スピンドル	黒田庄町大伏区長
25	喜多南樋門	黒田庄町大門	〃	ピンジャッキ	黒田庄町喜多区長

2-13 危険物施設数一覧

■危険物施設数一覧

区分		数
製 造 所		0
貯蔵所	屋 内 貯 蔵 所	31
	屋外タンク貯蔵所	30
	屋内タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	14
	移動タンク貯蔵所	7
	屋 外 貯 蔵 所	3
	小 計	94
取扱所	給 油 取 扱 所	31
	一 般 取 扱 所	18
	販 売 取 扱 所	2
	小 計	51
総 数		145

2-14 西脇市の災害

■風水害被害関係

(昭和 38 (1963) 年～令和 5 (2023) 年)

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
1	S 38 (1963) . 6. 3-4	台風第 18 号	死者 1 名 家屋流失 3 戸 家屋半壊 3 戸 床上浸水 588 戸 床下浸水 691 戸 橋りょうの流出・欠損 13 箇所 道路損壊 32 路線 鉄道流失 10m 堤防損壊 38 箇所 農作物の被害 545ha 水道管破損 2 箇所 ガス管破損 130m その他公共施設の被害 4 箇所	①死者 1 名 (10 歳) 溝に転落 ②市内断水 ③市街地全戸停電 ④降り始めからの雨量 144mm (4 時間)
2	S 39 (1964) . 9. 26	台風 20 号	死者 1 名 負傷者 2 名 家屋全壊 5 戸 家屋半壊 62 戸 非住家全壊 38 戸 非住家半壊 43 戸 田畑の冠水 39. 3ha 橋りょうの流出 (仮橋) 2 箇所 堤防損壊 2 箇所	①死者 1 名 煙突の下敷き
3	S 40 (1965) . 9. 10-17	台風 23 号 秋雨前線に よる豪雨 台風 24 号	死者 1 名 負傷者 40 名 全壊 109 戸 半壊 155 戸 床下浸水 8 戸	①死者 1 名 (58 歳) 頸動脈損傷 ②黒田庄町災害対策本部設置
4	S 43 (1968) . 8. 29	台風 10 号	家屋一部損壊 2 戸 床下浸水 8 戸	①雨量 8/29 56. 8mm 5 日間 162. 1mm
5	S 44 (1969) . 6. 25-7. 8	梅雨前線	床下浸水 6/29 4 戸 床下浸水 7/8 12 戸 がけ崩れ 1 箇所 堤防損壊 (100m) 1 箇所	①雨量 6/29 102mm 7/8 71. 5mm ②黒田庄町災害対策本部設置
6	S 45 (1970) . 6. 14-16	梅雨前線	床上浸水 1 戸 床下浸水 6 戸	①雨量 256. 5mm 6/14 114mm 6/15 133mm 6/16 9. 5mm ②黒田庄町災害対策本部設置
7	S 46 (1971) . 9. 8	台風 23 号	堤防損壊 (30m) 1 箇所 土砂崩れ 1 箇所 畦畔損壊 2 箇所	①雨量 104mm 7/23 42mm 7/24 44mm 7/25 18mm
8	S 47 (1972) . 6. 7	梅雨前線	家屋一部損壊 1 戸 床上浸水 5 戸 床下浸水 17 戸 がけ崩れ 7 箇所 ため池決壊 2 箇所 道路一部損壊 5 箇所 河川一部損壊 33 箇所	①雨量 連続雨量 110mm 時間最大 7/8 26. 5mm (5:00~6:00) 25mm (6:00~7:00)

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
9	S 47 (1972) . 9. 16	台風 20 号	家屋一部損壊 2 戸 堤防損壊 10 箇所 橋りょうの流出 1 箇所	①雨量・風速記録なし
10	S 48 (1973) . 6. 26	梅雨前線	なし	①連続雨量 67. 5mm
11	S 49 (1974) . 9. 8-9	台風 18 号	床上浸水 1 戸 床下浸水 28 戸 道路一部損壊 2 箇所 堤防損壊 1 箇所 田畑冠水 8ha	①雨量 9/8 10:00~ 9/9 0:00 147mm
12	S 49 (1974) . 9. 16	台風 20 号	なし	①雨量・風速記録なし
13	S 50 (1975) . 7. 7	集中豪雨	死者 1 名 床上浸水 3 戸 床下浸水 137 戸 がけ崩れ 7 箇所 用水路決壊 1 箇所 通行止め 2 箇所 田畑冠水 42ha	①死者 1 名 (43 歳) 魚とり中、 川に転落 ②雨量 7/7 7:00~12:00 89mm
14	S 51 (1976) . 7. 19	台風 9 号	床下浸水 7 戸 がけ崩れ 1 箇所	①雨量 7/19 85. 5mm 時間最大 36. 5mm (4:00~5:00)
15	S 51 (1976) . 9. 8-13	台風 17 号	床上浸水 6 戸 床下浸水 326 戸 床下浸水 (公営住宅) 36 戸 堤防損壊 41 箇所 橋りょうの流失 5 箇所 用水路損壊 5 箇所 道路一部損壊 7 箇所 鉄橋損壊 1 箇所 水道管破損 (20m) 1 箇所 農道損壊 7 箇所 山腹崩壊 5 箇所 林道土砂流出 3 箇所 田畑埋 0. 025ha 田畑冠水 55. 5ha 井せき一部流失 15 箇所 農道橋流失 4 箇所 グラウンドに土砂流入 1 箇所	①雨量 9/8~9/13 403mm 9/8 116mm 9/9 81mm 9/10 67. 5mm 9/11 33mm 9/12 18mm 9/13 87. 5mm ②9/13 19:00 災害対策本部設置 ③鹿野町水防庫洗掘
16	S 52 (1977) . 7. 16	集中豪雨	床下浸水 34 戸 山腹崩壊 2 箇所 土砂流出 2 箇所 林道土砂流出 1 箇所	①雨量 17:20-18:20 51mm
17	S 54 (1979) . 6. 26-7. 1	梅雨前線	床下浸水 9 戸 田畑冠水 10ha 橋りょう沈下 1 箇所 通行止め 4 箇所	①雨量 6/26-7/1 226mm

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況			備考	
18	S 57 (1982) . 8. 1-2	台風 10 号	床下浸水 22 戸 田畑冠水 10ha			①雨量 8/1 21:00-8/2 1:00 まで 59.5mm	
19	S 57 (1982) . 8. 8	集中豪雨	床上浸水 2 戸 床下浸水 126 戸 土砂崩れ 1 箇所			①雨量 17:20-19:10 67mm 1 時間最大 62mm (17:20-18:20)	
20	S 57 (1982) . 9. 24	台風 19 号	土砂崩れ 1 箇所			①雨量 記録なし	
21	S 58 (1983) . 6. 20-21	低気圧と前線		西脇市	黒田庄町		
			堤防決壊 田畑冠水	なし	決壊の おそれ 5ha		
22	S 58 (1983) . 9. 26-29	台風 10 号		西脇市	黒田庄町	①雨量 9/26-9/28 西脇市 233.5mm 黒田庄町 244mm 西脇市 1 時間最大 63.5mm (9/28 10:00-11:00) ②9/29 6:00 西脇市災害対策本部設置 黒田庄町災害対策本部設置	
			負傷者	3 名	なし		
			住家全壊	3 戸	1 戸		
			住家半壊	7 戸	9 戸		
			床上浸水	184 戸	151 戸		
			床下浸水	1115 戸	547 戸		
			道路決壊	14 箇所	なし		
			堤防損壊	131 箇所	なし		
			橋りょう流失	2 箇所	なし		
			ため池決壊	4 箇所	なし		
			がけ崩れ	26 箇所	なし		
			田畑流失	223 箇所	なし		
			田畑埋没	267 箇所	5ha		
			田畑冠水	140 ha	260ha		
			井せき損壊	10 箇所	なし		
			用水路損壊	50 箇所	なし		
事業所被害 避難者	134 箇所	なし 457 人					
23	S 60 (1985) . 6. 24-7. 1	台風 6 号と 前線		西脇市	黒田庄町	①雨量 6/23-6/26 西脇市 151.9mm 黒田庄町 105.5mm	
			がけ崩れ ため池	1 箇所	4 箇所 12.7ha		
24	S 61 (1986) . 7. 20-21	梅雨前線	床下浸水 がけ崩れ 田畑冠水	134 戸 1 箇所 5 ha	4 戸 7 箇所 10ha	①雨量 西脇市記録なし 黒田庄町 104mm	
25	S 62 (1987) . 7. 12-21	梅雨前線	床下浸水 土砂崩れ	16 戸 4 箇所	1 戸	①雨量 7/19 西脇市 112.5mm 黒田庄町 129mm	
26	S 62 (1987) . 10. 16-17	台風 19 号	土砂崩れ がけ崩れ ため池 田畑冠水	1 箇所	なし 1 箇所 1 箇所 3.2ha	①雨量 西脇市 140.5mm 黒田庄町 100mm	

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況			備考
27	H元(1989). 8.27	台風17号	山腹崩壊1箇所			①雨量127mm
28	H2(1990). 5.8	集中豪雨	床上浸水1戸 床下浸水75戸 道路冠水2箇所			①雨量21mm (ヒョウで屋根、農作物等被害)
29	H2(1990). 9.12-20	台風19号 と 前線		西脇市	黒田庄町	①雨量9/12-9/20 265mm ②アーバンの宿泊者等54人に避難勧告 ③戸田右岸の堤体の湧水で決壊のおそれあり、月の輪工法を実施 西脇市災害対策本部設置 黒田庄町災害対策本部設置
			住家倒壊	1戸	なし	
			床上浸水	12戸	1戸	
			床下浸水	49戸	56戸	
			堤防損壊	3箇所	なし	
			がけ崩れ	3箇所	2箇所	
			鉄道不通	1箇所	なし	
			通行止め	7箇所	なし	
田畑流失	1.5ha	160ha				
田畑冠水	14.9ha	なし				
30	H3(1991). 9.27-28	台風19号		西脇市	黒田庄町	①最大風速18m/s 瞬間最大風速25m/s
			負傷者	1名	なし	
			住家一部損壊	3戸	11戸	
			非住家全半壊	4戸	18戸	
			電柱被害	8箇所	なし	
			塀の倒壊	1箇所	なし	
			遮断機破損	なし	1箇所	
31	H5(1993). 8.3	集中豪雨	床下浸水1戸 石垣の崩壊1箇所 畦畔損壊1箇所			①雨量記録なし
32	H5(1993). 8.10	台風7号	床下浸水1戸			①雨量・風速記録なし
33	H5(1993). 9.2-4	台風13号		西脇市	黒田庄町	①雨量9/3-9/4 22mm ②最大風速14m/s
			屋根破損	1戸	3箇所	
			倒木等 その他	3箇所 3箇所	なし なし	
34	H6(1994). 7.7	集中豪雨	床上浸水1戸 床下浸水16戸 田畑冠水6ha 道路冠水2箇所			①雨量7/7 84mm (15:40-21:10)
35	H8(1996). 8.14	台風12号		西脇市	黒田庄町	①雨量29.5mm ②瞬間最大風速 30.8m/s(20:19)
			住家一部損壊	1戸	14戸	
			非住家損壊	なし	7戸	
			床下浸水 倒木等	1戸 3箇所		
36	H8(1996).	秋雨前線		西脇市	黒田庄町	①雨量8/27-8/28 239mm

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況			備考
	8.27-29		山腹崩壊 床下浸水 山の亀裂 土砂崩れ 堤防崩壊 田畑冠水	1箇所 39戸 1箇所 2箇所 2箇所 なし	なし 1戸 なし なし なし 17ha	時間最大 37.5mm (8/27 7:00-8:00) ②大野大島荘 5世帯 8人に避難勧告
37	H10 (1998) . 9.25	台風7号	非住家一部損壊 1戸			①雨量・風速記録なし
38	H10 (1998) . 10.16-18	台風10号		西脇市	黒田庄町	①雨量 10/16 12:00-10/18 1:00 110mm 時間最大 18mm (10/18 0:00-1:00) ②瞬間最大風速 30.1m/s(1:10)
			床下浸水 非住家浸水 堤防一部崩壊 道路冠水 通行止め 田畑の冠水 倒木等 ガス漏れ 停電	3戸 4戸 5箇所 5箇所 2箇所 3箇所 1箇所 120戸	1戸 2戸 なし なし なし 11箇所 8箇所 なし なし	
39	H11 (1999) . 9.6-7	集中豪雨		西脇市	黒田庄町	①雨量 9/7 95mm 時間最大 51mm (9/7 8:00-9:00)
			非住家損壊 床下浸水 道路損壊 道路冠水 土砂崩れ 鉄道不通 田畑冠水 畦畔崩壊 通行止め	1戸 19戸 なし 1箇所 なし なし 2箇所 1箇所 1箇所	なし 7戸 6箇所 なし 1箇所 1箇所 7箇所 1箇所 7箇所	
40	H11 (1999) . 9.15	台風16号	床下浸水 18戸 非住家浸水 3戸 がけ崩れ 5箇所 道路損壊 4箇所 鉄道不通 1箇所			①雨量 9/15 138mm (9/15 0:00-12:00) 時間最大 54.5mm ※短時間豪雨
41	H12 (2000) . 10.9	集中豪雨	火災 2件 床上浸水 2戸 床下浸水 45戸 土砂崩れ 1箇所			①雨量 10/9 114mm (10/9 12:00-15:00) 時間最大 76m (12:00-13:00) ※短時間豪雨・落雷
42	H13 (2001) . 8.21	台風11号	負傷者 1名 倒木 4箇所			①雨量 8/21 31mm (4:00-8:00) ②瞬間最大風速 21.9m/s(16:00)
43	H14 (2001) . 7.9-10	台風6号		西脇市	黒田庄町	①雨量 72.5mm (7/9 17:00-7/10 7:00) 時間最大 17.5m (7/10 1:00-2:00) ②瞬間最大風速 21.9m/s(4:00)
			住家半壊 住家一部損壊 非住家一部損壊 床下浸水	なし なし なし 1戸	1戸 4戸 2戸 なし	

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況			備考
44	H16 (2004) . 8. 4-5	台風 11 号	倒木 1 箇所			①雨量 54.5mm (8/4 21:00-8/5 5:00)
45	H16 (2004) . 8. 30-31	台風 16 号	住家倒壊 6 戸 屋根・かわらの飛散 146 戸 倒木 74 箇所 その他 25 箇所 停電 3 戸			①雨量 68.5mm (8/30 21:00-8/31 5:00) ②瞬間最大風速 34.9m/s (8/30 23:00) ③災害警戒本部設置 西脇市 (8/30 17:00)
46	H16 (2004) . 9. 7	台風 18 号	負傷者 2 名 屋根・かわらの飛散 55 戸 倒木 19 箇所 その他 9 箇所 停電 2400 戸			①雨量 30mm ②瞬間最大風速 32.5m/s (時間不明) ③災害対策本部設置 西脇市 (16:10)
47	H16 (2004) . 9. 29-30	台風 21 号	床下浸水 1 戸 倒木 1 箇所 道路冠水 3 箇所			①雨量 140mm (9/29 0:00-9/30 18:00) 時間最大 29.5mm (9/29 19:00-20:00) ②災害警戒本部 西脇市 (9/29 16:30)
48	H16 (2004) . 10. 19-20	台風 23 号		西脇市	黒田庄町	
			死者 負傷者 大規模半壊 半壊 床上浸水 床下浸水 堤防一部崩壊 土砂崩れ 家畜被害(牛) 道路一部崩壊 停電 避難者数 救助人員 災害ごみ	1 名 3 名 91 戸 775 戸 123 戸 282 戸 10 箇所 2 箇所 29 頭 11 箇所 1,380 戸 959 人 97 人 9,887 t	なし なし 17 戸 67 戸 3 戸 35 戸 18 箇所 1 箇所 なし 5 箇所 380 戸 188 人 1 人 719 t	①死者 1 名 89 歳 溺死 ②雨量 207mm 10/19 62mm 10/20 145mm 時間最大 23mm (10/20 15:00-16:00) ③瞬間最大風速 32.8m/s (10/20 20:00) ④河川水位 船町 19:00 4m70 cm 板波 20:00 8m16 cm ⑤災害警戒本部設置 西脇市 (10/20 12:00) ⑥災害対策本部設置 西脇市 (10/20 14:30) 黒田庄町 (10/20 12:00)
49	H17 (2005) . 7. 7	集中豪雨	床下浸水 7 戸 非住家浸水 3 戸 車両水没 9 台 倒木 1 箇所 停電 780 戸			①雨量 51.5mm (14:30-15:30)

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
50	H17 (2005) . 9. 6-7	台風 14 号	倒木 1 箇所	①雨量 2mm ②瞬間最大風速 23m/s(9/7 3:00) ③災害警戒本部 西脇市(9/6 15:00) ④避難者 7 世帯 9 人
51	H18 (2006) . 7. 15-19	梅雨前線	床下浸水 3 戸	①雨量 243.5mm 7/15 14mm 7/16 21mm 7/17 78.5mm 7/18 48.5mm 7/19 81.5mm 時間最大 23.5mm (7/17 10:00) ②災害警戒本部 (7/19 4:58) ③災害対策本部 (7/19 5:15) ④サイレン吹鳴 第 1 信号サイレン吹鳴 (7/17 13:30) 第 1 信号サイレン吹鳴 (7/19 3:35) 第 2 信号サイレン吹鳴 (7/19 6:05) 避難準備情報発令 34 世帯 47 人避難
52	H18 (2006) . 7. 27	大雨警戒	道路冠水 1 箇所	①雨量 62mm 時間最大 39mm (17:00-18:00)
53	H18 (2006) . 9. 6	秋雨前線	床下浸水 1 戸 畦畔崩壊 1 箇所	①雨量 89mm
54	H18 (2006) . 9. 17-18	台風 13 号	倒木 11 箇所 通行止め 1 箇所 倉庫一部損壊 1 箇所	①瞬間最大風速 18.6m/s(9/17 4:00)
55	H19 (2007) . 6. 8	集中豪雨	床下浸水 26 戸 非住家浸水 5 戸 停電 1,090 戸	①雨量 66mm (西脇) 時間最大 53mm (20:30-21:30)
56	H19 (2007) . 7. 12-15	梅雨前線 台風 4 号	避難者数 20 世帯 23 人	①雨量 116mm (西脇) 122mm (船町) 146mm (中町) 152mm (加美) 141mm (下野間) ②災害警戒本部設置 (7/14 14:30)

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
57	H20 (2008) . 7. 28	雷雨	停電 1,400 戸 JR 踏切故障による運休	①雨量 26mm (上比延) 29mm (中畑)
58	H20 (2008) . 9. 21	集中豪雨	床下浸水 2 戸	①雨量 92mm (西脇) 114mm (上比延) 172mm (中畑) 時間最大 52mm (中畑) (13:00-14:00)
59	H21 (2009) . 10. 7-8	台風 18 号	避難者数 7世帯 7人 倒木 (木、竹) 30箇所 カーブミラー等転倒 3箇所	①雨量 43mm (西脇) ②瞬間最大風速 25.2m/s (10/8 1:24) ③災害警戒本部設置 西脇市 (10/8 0:00)
60	H22 (2010) . 5. 23-24	集中豪雨	土砂崩れ (民家に影響なし) 2 箇所 河川被害 (井堰被害等) 9 箇所 道路冠水 3 箇所 農地法面崩壊等 3 箇所 農地冠水 5 箇所 その他被害 (ビニールハウス被害) 1 箇所	①雨量 245mm (杉原) 243mm (加美) 225mm (中町) 195mm (下野間) 183mm (船町) ②災害対策本部設置 (5/24 8:00) ③避難勧告 (5/24 8:55) 110 名 (自主避難含む)
61	H23 (2011) . 9. 3-4	台風 12 号	半壊 110 棟 床上浸水 20 棟 床下浸水 113 棟 一部損壊 2 棟 河川被害 12 箇所 道路冠水 17 箇所 堤防崩壊による通行止め 2 箇所 崖崩れ 2 箇所 農作物被害 (水稲他) 土砂流入、冠水、倒伏等 28.1ha	①雨量 186mm (板波町) 153mm (西脇) 181mm (西脇 気象庁) 112mm (中畑) 157mm (船町) 242mm (中区) 337mm (加美区) 239mm (下野間) ②最高水位 小坂 5.15m (4 日 AM3:40) 中町 3.85m (4 日 AM2:30) 下野間 4.36m (4 日 AM2:50) 板波 5.06m (4 日 AM4:30) 船町 2.78m (4 日 AM4:30) ③災害対策本部設置 (9/3 23:15) ④避難勧告 (9/4 2:10) 397 人避難
62	H25 (2013) . 9. 2	集中豪雨	床上浸水 4 棟 床下浸水 40 棟 非住家浸水 7 棟 一部損壊 1 棟	①雨量 83mm (板波町) 79mm (西脇) 80mm (西脇 気象庁) 115mm (中畑) 114mm (船町) 40mm (中区) 187mm (加美区) 時間最大 106mm 6:30~7:30 150mm (下野間) ②最高水位 小坂 4.41m (2日 9:10) 中町 3.48m (2日 8:20)

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
				下野間 2.20m(2日 8:40) 板波 4.09m(2日12:30) 船町 2.69m(2日12:40) ③災害警戒本部設置(9/2 11:30) ④自主避難 1人
63	H25(2013). 9.15-16	台風第18号	床上浸水 5棟 床下浸水 31棟 非住家浸水 17棟 一部損壊 1棟 加古川護岸崩壊 6箇所 井せき被害 1箇所 農地表土流出 1箇所 道路冠水 10箇所 水田冠水 71ha 牛舎冠水 3箇所 その他育苗施設、ライスセンター冠水被害 下水道マンホールポンプ故障 2箇所	①雨量 151mm(板波町) 177mm(西脇) 183mm(西脇 気象庁) 107mm(中畑) 88mm(船町) 176mm(中区) 186mm(加美区) 173mm(下野間) ②最高水位 小坂 3.29m(16日 3:20) 中町 2.15m(16日 2:20) 下野間 2.57m(16日 1:20) 板波 5.38m(16日 5:40) 上戸田 5.09m(16日 5:30) 船町 3.75m(16日 5:50) ③災害対策本部設置(9/16 3:00) ④避難勧告(9/16 3:20) 69人避難
64	H26(2014). 8.9-10	台風第11号	全壊 1棟(物置) 床下浸水 2棟 非住家浸水 4棟 一部損壊 1棟 洗掘等河川被害 3箇所 道路冠水 2箇所 倒木による通行止め 1箇所 水田冠水 4.51ha 農地法面崩壊 3箇所 山林崩壊 1箇所 電柱倒伏 1箇所	①雨量 241mm(板波町) 180mm(西脇) 202mm(西脇 気象庁) 202mm(中畑) 83mm(船町) 204mm(中区) 189mm(加美区) 192mm(下野間) ②最高水位 小坂 3.14m(10日 13:50) 中町 2.19m(10日 13:10) 下野間 2.80m(10日 12:20) 板波 4.20m(10日 16:20) 上戸田 4.03m(10日 16:20) 船町 3.18m(10日 16:20) ③災害対策本部設置(9/16 15:00) ④避難所事前開設(9/16 16:30) 自主避難43人避難
65	H26(2014). 8.24-25	集中豪雨	床下浸水 10棟 非住家浸水 10棟 ため池法面崩壊 1箇所 農地法面崩壊 1箇所	①雨量 129mm(西脇) 94mm(西脇 気象庁) 95mm(中畑) 39mm(中区) 71mm(加美区) 109mm(下野間)
66	H26(2014). 10.13-14	台風第19号	被害なし	①雨量 78mm(板波町) 106mm(西脇) 116mm(西脇 気象庁) 98mm(中畑) 77mm(船町) 109mm(中区) 116mm(加美区) 95mm(下野間) ②最高水位 小坂 2.88m(13日 21:20)

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
				中町 1.99m(13日 21:40) 下野間 1.99m(13日 20:20) 板波 3.55m(13日 23:20) 上戸田 3.36m(13日 23:50) 船町 2.65m(13日 22:50) ③災害対策本部設置(9/16 15:00) ④避難所事前開設(10/13 14:00) 自主避難38人避難
67	H27(2015). 7.16-18	台風第11号	非住家浸水 2棟	①雨量 192mm(西脇) 231mm(西脇 気象庁) 226mm(中畑) 203mm(中区) 202mm(加美区) 252mm(下野間) ②最高水位 船町 2.76m(17日 15:00) 上戸田 3.67m(17日 18:30) 板波 4.45m(17日 13:00) 中町 2.85m(17日 11:50) 西脇 3.81m(17日 13:20) 下野間 2.99m(17日 10:50) ③災害対策本部設置(7/17 11:30) ④避難所事前開設(7/17 17:00) 自主避難24人避難
68	H29(2017). 9.17-18	集中豪雨	床下浸水6棟 非住家浸水2棟	①雨量(mm) 102(西脇) 106(西脇気象庁) 99(船町) 111(中畑) 114(杉原) 111(加美) 83(中町) 99(八千代) 112(下野間) ②最高水位 船町 2.79m(18日 2:10) 上戸田 2.30m(18日 2:30) 西脇 3.42m(17日 23:50) 下野間 3.02m(17日 22:30) 板波 4.07m(18日 2:40) ③災害警戒本部設置 (9/17 15:00) ④避難所事前開設 (9/17 17:30) 自主避難20人避難

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
69	H29 (2017) . 10. 22-23	台風第 21 号	床下浸水 1 棟 一部損壊 15 棟 倒木 66 箇所 通行止め 11 路線	①雨量 (mm) 119 (西脇) 158 (西脇気象庁) 189 (船町) 194 (中畑) 186 (杉原) 185 (加美) 145 (中町) 142 (八千代) 121 (下野間) ②最高水位 船町 3.77m (23 日 2 : 10) 上戸田 4.54m (23 日 2 : 30) 西脇 2.91m (23 日 23 : 50) 下野間 1.82m (22 日 22 : 30) 板波 5.19m (23 日 2 : 40) ③災害対策本部設置 (10/22 18 : 30)
70	H30 (2018) . 7. 5-8	平成 30 (2018) 年 7 月豪雨	床上浸水 13 棟 床下浸水 31 棟 非住家浸水 18 棟 水田冠水 55ha 農地法面崩壊 1 箇所 通行止め 13 箇所 河川被害 8 箇所 井堰被害 1 箇所	①雨量 (mm) 357 (西脇) 331 (西脇気象庁) 363 (船町) 332 (中畑) 447 (杉原) 413 (加美) 406 (中町) 388 (八千代) 418 (下野間) ②最高水位 船町 4.09m (7 日 11 : 10) 上戸田 4.84m (7 日 10 : 50) 西脇 4.23m (7 日 3 : 10) 下野間 2.98m (7 日 2 : 20) 板波 5.63m (7 日 11 : 50) ③災害対策本部設置 (7/7 1 : 15) ④避難勧告 (杉原川流域) (7/7 2 : 00) 避難勧告 (加古川流域) (7/7 10 : 55) 237 人避難
71	H30 (2018) . 8. 23-24	台風第 20 号	一部損壊 3 棟 水田冠水 40ha 通行止め 8 箇所 公的施設被害 15 件	①雨量 (mm) 85 (西脇) 105 (西脇気象庁) 115 (船町) 115 (中畑) 76 (杉原) 70 (加美) 84 (中町) 104 (八千代) 104 (下野間) ②最高水位 船町 3.77m (23 日 2 : 10) 上戸田 4.54m (23 日 2 : 30) 西脇 2.91m (23 日 23 : 50) 下野間 1.82m (22 日 22 : 30) 板波 5.19m (23 日 2 : 40) ③災害警戒本部設置 (8/23 15 : 30) ④避難準備・高齢者等避難開始 (8/23 19 : 30) 62 人避難

No.	発生年月日	異常気象要因	被害状況	備考
72	R 4 (2022) 9. 19-9. 20	台風第 14 号	一部損壊 1 棟	①雨量 (mm) 64 (西脇) 71 (西脇気象庁) 74 (船町) 65 (中畑) 118 (加美) 98 (中町) 84 (八千代) 81 (下野間) ②最高水位 上戸田 1.35m (20 日 5 : 10) 西脇 2.44m (20 日 1 : 50) 下野間 1.62m (20 日 0 : 40) 中町 1.64m (20 日 0 : 40) ③災害警戒本部設置 (9/19 11 : 00) ④避難所事前開設 (9/19 13 : 00) 自主避難 18 人避難
73	R 5 (2023) 8. 14-8. 16	台風第 7 号	一部損壊 1 棟	①雨量 (mm) 144 (西脇) 153 (西脇気象庁) 158 (船町) 170 (中畑) 179 (加美) 162 (中町) 139 (八千代) 133 (下野間) ②最高水位 上戸田 3.20m (15 日 18 : 30) 西脇 3.35m (15 日 16 : 40) 下野間 2.12m (15 日 15 : 20) 中町 2.20m (15 日 15 : 50) ③災害警戒本部設置 (8/14 17 : 00) ④避難所事前開設 (8/15 9 : 00) 自主避難 12 人避難
74	R 5 (2023) 8. 23-8. 26	令和 5 (2023) 年 8 月 23 日か らの大雨	床下浸水 11 件 浸水 5 件 一部損壊 4 件 土砂崩れ 1 件 法面崩壊 1 件	①雨量 (mm) 106 (西脇) 65 (西脇気象庁) 50 (船町) 43 (中畑) 105 (加美) 67 (中町) 96 (八千代) 87 (下野間) ②最高水位 上戸田 0.38m (23 日 22 : 50) 西脇 2.53m (23 日 21 : 30) 下野間 2.17m (23 日 19 : 40) 中町 1.09m (23 日 21 : 30) ③災害警戒本部設置 (8/23 19 : 40) ④避難指示 (8/23 22 : 20 郷瀬 町) 6 人避難

※ 黒田庄地区の被害については、旧黒田庄町地域防災計画から転載

3. 情報収集伝達・広報関係

3-1 防災関係機関の連絡先一覧

■西脇市

施設名	所在地	電話番号	F A X 番号
西脇市役所	西脇市下戸田128-1	0795-22-3111(代)	0795-22-1014

■県

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(代)	
兵庫県災害対策センター (自衛隊派遣要請) (他府県へリ要請[休日夜間・ 県災害対策本部設置時])	〃	078-362-9900	078-362-9911
兵庫県危機管理部消防保安課 (他府県へリ要請[昼間])	〃	078-362-9821	078-362-9915
兵庫県危機管理部災害対策課 防災情報班 (フェニックス・衛星通信)	〃	078-362-9454	078-362-9911
兵庫県水防本部	〃	078-362-3531	078-362-3922
北播磨県民局	加東市社字西柿1075-2	0795-42-5111(代)	
総務企画室総務防災課	〃	0795-42-9304	0795-42-4704
加東土木事務所(管理課)	〃	0795-42-9389	0795-42-5137
加東農林振興事務所(管理課)	〃	0795-42-9429	0795-42-7232
加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前70	0794-82-9843	0794-83-6835
加東健康福祉事務所(企画課)	加東市社字西柿1075-2	0795-42-9355	0795-42-4050
播磨東播磨教育事務所 加東教育振興室	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-1101	079-425-4924
多可事業所	多可町中区中村町168-1	0795-32-1001	0795-32-2791
兵庫県消防防航空隊	神戸市中央区神戸空港8-12	078-303-1192	078-302-8119
(要請先) 神戸市消防局警防部司令課 (県防災へリ要請[昼夜問わず])	神戸市中央局加納町6-5-1	078-331-0986	078-331-0987
兵庫県広域防災センター	三木市志染町御坂1-19	0794-87-2920	0794-87-2925
人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸1-5-2	078-262-5050	078-262-5055
西脇警察署	西脇市郷瀬町666	0795-22-0110	0795-23-0110

■自衛隊

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊中部方面特科連隊	姫路市峰南町1-70	079-222-4001 昼間 内線238・650 夜間 内線239	079-222-4001
陸上自衛隊第8高射特科群	小野市桜台1	0794-66-7301 昼間 内線236 夜間 内線302	0794-66-7301 昼間 内線430 夜間 内線430

■指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
近畿管区警察局	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-1234	06-6945-4489
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-8503	06-6942-1849
近畿財務局神戸財務事務所	神戸市中央区海岸通29	078-391-6947	078-391-2506
近畿厚生局	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6942-2241	06-6946-1500
兵庫労働局(西脇労働基準監督署)	西脇市西脇885-30	0795-22-3366	0795-22-5001
近畿農政局(兵庫県拠点)	神戸市中央区海岸通29	078-331-5924	078-331-5177
近畿中国森林管理局(兵庫森林管理署)	宍粟市山崎町今宿100-1	050-3160-6170	0790-62-4790
近畿経済産業局	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6001	06-6966-6071
中部近畿産業保安監督部近畿支部	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6061	06-6966-6095

近畿地方整備局			
兵庫国道事務所	神戸市中央区波止場町3-11	078-334-1600	078-334-1611
姫路河川国道事務所	姫路市北条1-250	079-282-8211	079-282-9477
姫路河川国道事務所小野出張所	小野市阿形町1082-2	0794-63-2792	
近畿運輸局（神戸運輸管理部兵庫陸運部）	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	078-453-1106	078-431-8761
大阪航空局（大阪空港事務所）	豊中市蛸池西町3-371	06-6843-1121	06-6843-1150
神戸地方气象台	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	078-222-8901	078-222-8942
近畿地方環境事務所	大阪市中央区大手前1-7-31	06-4792-0700	06-4790-2800

■指定公共機関

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
日本放送協会（神戸放送局）	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5000	078-362-7453
西日本旅客鉄道株式会社（加古川管理駅）	加古川市加古川町篠原町30-1	079-422-3460	079-421-2610
日本通運株式会社（西脇事業所）	西脇市平野町522-5	0795-22-3001	0795-22-2012
N T T 西日本株式会社（兵庫支店）	神戸市中央区海岸通11 NTT神戸中央ビル16階	078-393-9440	078-326-7363
N T T ドコモビジネス株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	03-3500-8111	03-3500-0900
株式会社N T T ドコモ関西支社	大阪市北区梅田1-10-1梅田DT切 -	06-6457-8950	06-6457-4326
K D D I 株式会社	東京都新宿区西新宿2-3-2KDDI ビル	03-3347-0077	03-3347-6243
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9-1東京汐 留ビルディング	03-6889-2000	
関西電力送配電株式会社 姫路本部	姫路市十二所前町117	0800-777-3081	079-227-0615
日本郵便株式会社（西脇郵便局）	西脇市野村町1796-481	0795-22-3750	0795-22-2351
日本赤十字社（兵庫県支部）	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889	078-241-6990
日本銀行（神戸支店）	神戸市中央区京町81	078-334-1111	079-325-2095

■指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
神姫バス株式会社（社営業所）	加東市社777-21	0795-42-0075	
一般社団法人兵庫県トラック協会	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
株式会社ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7373	078-362-7404
株式会社サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3130	078-303-3158
兵庫エフエム放送株式会社	神戸市中央区波止場町5-4	078-322-0899	078-322-1008
一般社団法人兵庫県LPガス協会	神戸市中央区下山手通6-3-28	078-361-8064	078-361-8073
一般社団法人兵庫県医師会	神戸市中央区磯上通6-1-11	078-231-4114	078-231-8111

■内閣府・消防庁

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
消防庁	東京千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111(代)	
平常時（災害等応急対策室）	〃	03-5253-7527	03-5253-7537
夜間（宿直室）	〃	03-5253-7777	03-5253-7553

■近隣市町（北播磨・東播磨・隣接）

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
三木市	三木市上の丸町10-30	0794-89-2000	0794-82-9755
小野市	小野市中島町531	0794-63-3387	0794-63-6600
加西市	加西市北条町横尾1000	0790-42-1110	0790-43-1800
加東市	加東市社50	0795-43-3301	0795-42-5055
多可町	多可郡多可町中区中村町123	0795-32-2380	0795-32-2349
明石市	明石市中崎1-5-1	078-912-1111	078-918-5103
加古川市	加古川市加古川町北在家2000	079-421-2000	079-424-1375
高砂市	高砂市荒井町千鳥1-1-1	079-442-2101	079-442-9577
稲美町	加古郡稲美町国岡1-1	079-492-1212	079-492-5162
播磨町	加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-0355	079-435-3398
丹波市	丹波市氷上町成松字甲賀1	0795-82-1001	0795-82-5448

丹波篠山市	丹波篠山市北新町41	079-552-1111	079-552-5665
-------	------------	--------------	--------------

■公共的団体等

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
北はりま消防組合西脇消防署	西脇市野村町1796-502	0795-22-0119	0795-23-6119
西脇消防署西脇北出張所	西脇市寺内515-1	0795-24-0119	0795-24-0130
西脇多可行政事務組合みどり園	西脇市富吉南町262-1	0795-23-2808	0795-23-3941
(一財)西脇市住民サービス公社	西脇市平野町604-61	0795-23-2802	0795-23-2803
北播衛生事務組合	加東市西古瀬字戸サキ1169	0795-42-1285	0795-42-3844
氷上多可衛生事務組合	丹波市山南町南中45	0795-77-0404	0795-77-2848
(福)西脇市社会福祉協議会	西脇市和布町277-1	0795-22-5400	0795-23-1891
(一社)西脇市多可郡医師会	西脇市下戸田128-1	0795-23-3402	0795-23-6298
西脇市多可郡歯科医師会	西脇市比延町195	0795-22-3612	0795-22-6030
西脇市多可郡薬剤師会	西脇市黒田庄町岡361-2	0795-28-5454	0795-28-5455

■その他関係機関

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
伊丹産業(株)都市ガス事業部	小野市高田町1774番地1	0794-70-7171	0794-70-7222
有限会社保安センター東播	西脇市野村町436-1	0795-23-1507	
JPロジスティクス(株)西脇支店	西脇市比延町915-4	0795-22-3406	0795-23-5526
コープこうべ第4地区本部	神戸市北区日の峰2-3-1	078-583-4911	078-583-8778
マックスバリュ西日本(株)兵庫支店	姫路市三左衛門堀東の町121	079-283-5295	079-288-7130
マックスバリュ西脇小坂店	西脇市小坂町大歳180-1	0795-24-1271	0795-24-1273
マックスバリュ西脇寺内店	西脇市寺内514	0795-23-4800	0795-23-4741
西脇経済センタービル 商工会議所	西脇市西脇990	0795-22-3901	0795-22-8739
アピカ西脇防災センター	西脇市西脇991	0795-22-8503	0795-22-8540
公益財団法人 西脇市文化・スポーツ振興財団	西脇市郷瀬町605	0795-23-8989	0795-38-7223
特別養護老人ホーム みぎわ園	西脇市八坂町213-1	0795-22-1358	0795-22-3749
特別養護老人ホーム 楽寿園	西脇市前島町260-1	0795-23-7700	0795-23-7300
特別養護老人ホーム 向陽苑	西脇市黒田庄町黒田783	0795-28-3293	0795-28-3291
特別養護老人ホーム オンベリーコ	西脇市上比延町1422-14	0795-25-0050	0795-25-0070
特別養護老人ホーム コモエスタにしわき	西脇市蒲江551-1	0795-23-6551	0795-23-6555

3-2 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重症) 1箇月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1箇月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋としての付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎を1世帯として取り扱う。）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住屋が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水 畑の流出・埋没 畑の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。 田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校及びこども園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路	道路法（昭和 27（1952）年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊 冠水	道路の全部又は一部の損壊若しくは崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。 道路が水をかぶり通行不能になったもの及び通行規制が必要なものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川	河川	河川法（昭和 39（1964）年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水制、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水 その他	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。 破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	砂防	砂防法（明治 30（1897）年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	がけ崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44（1969）年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止設備及び急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33（1958）年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	下水道	汚水処理が不能となった戸数のうち最も多い時点における戸数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること	
建 物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下、若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵庫その他これに類する施設を除く。	
危険物施設	消防法（昭和 23（1948）年法律第 186 号）第 11 条に起因する他市町村長等から許可を受けた製造所等の施設をいう。	
そ の 他	建物及び危険物以外のもの	
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止設備、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書するものとする。	
公共施設被害 市 町 村 数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-3 防災行政無線施設一覧

(1) 固定系

設備の種類	設置場所の名称	備考
基地局(親局)	市役所	
中継局	竹ヶ谷	坂本 455-3
再送信子局 (簡易中継局)	住吉町公民館	住吉町 806-2
	水尾サイレン	水尾町 741
	田高防災ステーション	黒田庄町田高216-27
遠隔制御装置	北はりま消防本部 消防指令センター	加東市下滝野 1269-2
屋外拡声子局	市役所	
	童子山公園	西脇801-52
	西脇部サイレン	西脇269
	南本町公民館	西脇1015
	八日上丘公民館	大野522
	西脇市天神池スポーツセンター	寺内517-1
	津万サイレン	大野62
	小坂町公民館	小坂町196
	西脇警察署	郷瀬町667-3
	富田町公民館	西田町土堤の上乙38-1
	西田サイレン	西田町76-6
	大木町集落センター	大木町125-4
	羽安部消防庫	羽安町213-1
	西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館	和布町277-1
	高松町公民館	高松町619
	板波部消防庫	板波町85-2
	北はりま職業訓練センター	平野町189-1
	高田井部消防庫	高田井町607-1
	西脇市駅	野村町939-3
	野村サイレン	野村町336
	西脇市立重春小学校	野村1795-185
	茜が丘公園	野村町茜が丘91
	上比延町老人センター	上比延町589-1
	中畑サイレン	中畑町910-1
	西脇市立双葉小学校	住吉町1-1-3
	鹿野サイレン	鹿野町780-1
	住吉町公民館	住吉町806-2
	塚口町公民館	塚口町205
	堀部消防庫	堀町320-6
	西脇市立芳田小学校	落方町236-3
	水尾サイレン	水尾町741
	西脇市立芳田の里ふれあい館	岡崎町172-28
	王子サイレン	合山町469-3
	出会町集落センター	出会町270
	喜多サイレン	黒田庄町喜多165-5
	福地サイレン	黒田庄町福地420-1
西脇市日本のへそ日時計の丘公園 オートキャンプ場	黒田庄町門柳588-38	

設備の種類	設置場所の名称	備考
屋外拡声子局	門柳サイレン	黒田庄町門柳223-1
	西澤サイレン	黒田庄町西沢293
	西脇市立桜丘小学校	黒田庄町石原 1470
	石原サイレン	黒田庄町石原 1473
	田高防災ステーション	黒田庄町田高 216-27
	船町サイレン	黒田庄町船町 550-1
	小苗公民館	黒田庄町小苗 82
	黒田サイレン	黒田庄町黒田 183
	西脇市コミュニティセンター黒田庄地区会館	黒田庄町前坂 2140
	前坂サイレン	黒田庄町前坂 294-1
地区遠隔制御装置	市内小中学校	
	町内会及び自治会の公民館等	
	町内会長宅及び自治会長宅	
戸別受信機	市内に在住する世帯	全戸配布
	市内公共施設	
	市内小中学校	
	町内会及び自治会の公民館等	
	市内に所在し、設置を希望する事業所等	

(2) 移動系

設備の種類	設置場所の名称	備考
統制台	市役所	
基地局（中継局）	竹ヶ谷	坂本 455-3
車載機 (送信・受信可)	ぼうさいにしわき 1	防災安全課車両
	ぼうさいにしわき 2	防災安全課車両
携帯機 (送信・受信可)	ぼうさいにしわきし1 0	本部事務局
	ぼうさいにしわきし1 1	災害時活動班本部
	ぼうさいにしわきし1 2	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 3	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 4	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 5	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 6	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 7	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 8	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし1 9	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 0	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 1	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 2	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 3	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 4	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 5	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 6	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 7	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 8	災害時活動班
	ぼうさいにしわきし2 9	災害時活動班
ぼうさいにしわきし3 0	災害時活動班	

3-4 水位観測所・雨量観測所一覧

(1) 水位観測所

河川名	観測所名		所在地
加古川	加古川	青垣 (県)	丹波市青垣町佐治
	葛野川	上成松 (県)	丹波市氷上町上成松
	加古川	西中 (県)	丹波市氷上町氷上
	加古川	本郷 (県)	丹波市氷上町本郷
	柏原川	小南 (県)	丹波市柏原町柏原
	高谷川	高谷川 (県)	丹波市氷上町稲継
	篠山川	東本荘 (県)	丹波篠山市篠山町東本荘
	篠山川	篠山 (県)	丹波篠山市棟糶ヶ坪
	宮田川	宮田 (県)	丹波篠山市宮田
	篠山川	谷川 (国)	丹波市山南町谷川字出井坪11
	加古川	船町 (国)	西脇市黒田庄町船町
	加古川	黒田庄 (県)	西脇市黒田庄町田高
	加古川	上戸田 (県)	西脇市上戸田
	加古川	板波 (国)	西脇市高松町中川原537-13
杉原川	杉原川	加美 (県)	多可町加美区西山
	杉原川	中町 (県)	多可町中区中村町
	杉原川	西脇 (県)	西脇市小坂町
野間川	野間川	下野間 (県)	多可町八千代区下野間

(2) 雨量観測所

河川名	観測所名		所在地
加古川	青垣	(国)	丹波市青垣町桧倉字水座497-1
	青垣	(県)	丹波市青垣町佐治
	氷上	(国)	丹波市氷上町上新庄
	稲継	(県)	丹波市氷上町稲継
	北和田	(県)	丹波市山南町北和田
	青田	(県)	丹波市山南町青田
	福住	(国)	丹波篠山市福住344-1
	東本荘	(県)	丹波篠山市篠山町東本荘
	火打岩	(国)	丹波篠山市畑宮
	篠山	(県)	丹波篠山市群家
	山南	(県)	丹波市山南町谷川
	柏原	(国)	丹波市柏原町大字柏原字護権現4280-6
	柏原 (カイバラ)	(県)	丹波市柏原町柏原
	船町	(国)	西脇市黒田庄町船町 (水位観測所内)
	板波	(国)	西脇市高松町中川原537-13
	西脇	(県)	西脇市小坂町
	畑谷川	中畑 (県)	西脇市中畑町
杉原川	杉原	(国)	多可町加美区市原167
	中町	(県)	多可町中区中村
	加美	(国)	多可町加美区西山

河川名	観測所名		所在地
野間川	下野間	(県)	多可町八千代区下野間
	八千代	(国)	多可町八千代区中野間 (八千代地域局)
その他	柏原	(気)	丹波市柏原町柏原
	西脇	(気)	西脇市上比延町

3-5 地震観測施設一覧

■地震観測施設一覧

観測点名	設置場所
西脇市上比延町	日本へそ公園 駐車場東側
西脇市黒田庄町前坂	黒っこプラザ 正面玄関南側

3-6 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点に御注意ください。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

震度階級	人間の体感行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。					
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。					
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。				

震度階級	人間の体感行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	地盤・斜面
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生ずることがある。	耐震性が低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		地盤の状況 亀裂※ ¹ や液化※ ² が生じることがある。 斜面等の状況 落石やけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い建物では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	

震度階級	人間の体感行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	地盤・斜面
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	地盤の状況 地割れが生じることがある。 斜面の状況 がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性が低い建物では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものも多くなる。耐震性が高い建物では、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤の状況 大きな地割れが生じることがある。 斜面の状況 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い建物では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性が低い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性が高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂さらに多くなる。1階あるいは中間階が変形しまれに傾くものがある。	

※1亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面から泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が崩れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに、揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※
断水、停電の発生	震度5弱程度の以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※
鉄道の停止 高速道路の規制等	震度4程度の以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

4. 応援・協定関係

4-1 災害時相互応援の協定先一覧

応援協定名	協定主体	協定相手
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	西脇市	兵庫県・県内市町・各水道企業団等
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	西脇市	兵庫県・県内市町
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	西脇市	北播磨・東播磨地域市町
防災エキスパートの活用に関する協定書	西脇市	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
緊急時における生活物資の確保に関する協定	西脇市	生活協同組合コープこうべ
緊急時における生活物資の確保に関する覚書	西脇市	生活協同組合コープこうべ
災害時における西脇市と西脇郵便局との相互協力に関する覚書	西脇市	西脇郵便局
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	西脇市	兵庫県自治体病院
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	西脇市	兵庫県・県内市町・関係一部事務組合
災害時における避難所開設に関する覚書	西脇市	社会福祉法人 みぎわ会（みぎわ会）
災害時における避難所開設に関する覚書	西脇市	（公財）西脇市文化・スポーツ振興財団
災害時における避難所開設に関する覚書	西脇市	西脇商工会議所
緊急時における防災活動への協力に関する協定書	西脇市	マックスバリュ西日本株式会社
兵庫県広域消防相互応援協定	北はりま消防本部	県内消防本部
西脇市加西市消防相互応援協定書	西脇市	加西市
西脇市加西市消防相互応援協定に関する覚書	西脇市	加西市
西脇市加東市消防相互応援協定書	西脇市	加東市
西脇市加東市消防相互応援協定に関する覚書	西脇市	加東市
西脇市多可町消防相互応援協定書	西脇市	多可町
西脇市多可町消防相互応援協定に関する覚書	西脇市	多可町
西脇市篠山市消防相互応援協定書	西脇市	篠山市（現：丹波篠山市）
西脇市篠山市消防相互応援協定に関する覚書	西脇市	篠山市（現：丹波篠山市）
西脇市丹波市消防相互応援協定書	西脇市	丹波市
西脇市丹波市消防相互応援協定に関する覚書	西脇市	丹波市
災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書	西脇市	社会福祉法人 みぎわ会（みぎわ園）
災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書	西脇市	社会福祉法人 日野の郷（楽寿園）
災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書	西脇市	社会福祉法人 向陽福祉会（向陽苑）
災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書	西脇市	社会福祉法人 正峰会（オンベリーコ）
災害時に要援護者の避難施設として老人保健施設を使用することに関する取扱い要領	西脇市	老人保健施設 「しばざくら荘」
播磨広域防災連携協定	西脇市	播磨地域13市9町
西脇市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	西脇市	社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会
災害時等の応援に関する申合せ	西脇市	国土交通省近畿地方整備局
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西脇市	西日本電信株式会社 （現：NTT西日本株式会社）
災害時における応急医療及び救護の協力に関する協	西脇市	一般社団法人西脇市多可郡医師会

応援協定名	協定主体	協定相手
定書		
災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書	西脇市	西脇市多可郡薬剤師会
災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書	西脇市	西脇市多可郡歯科医師会
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	西脇市	兵庫県行政書士会
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	西脇市	一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	西脇市	株式会社ゼンリン 関西支社
災害時における物資供給に関する協定	西脇市	NPO法人コメリ災害対策センター
災害時における物資供給に関する協定	西脇市	株式会社ジュンテンドー
災害時における物資供給に関する協定	西脇市	株式会社ナフコ
災害時における物資提供等の協力に関する協定	西脇市	王子コンテナ株式会社兵庫工場
災害時における支援協力に関する協定	西脇市	兵庫県石油商業組合西脇多可支部
災害時における量の提供に関する協定書	西脇市	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
災害に係る情報発信等に関する協定書	西脇市	ヤフー株式会社
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	西脇市	認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会
災害時における資機材の提供に関する協定書	西脇市	株式会社ナガワ
災害時における避難所開設に関する覚書	西脇市	兵庫県立西脇高等学校
災害時における避難所開設に関する覚書	西脇市	兵庫県立西脇工業高等学校
災害時における避難所開設に関する覚書	西脇市	兵庫県立西脇北高等学校
災害時における簡易式間仕切りシステム等の提供に関する協定書	西脇市	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク
災害時における電動車両等の貸与に関する協定書	西脇市	兵庫三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社
災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書	西脇市	大阪広域生コンクリート協同組合
災害時における資機材の貸貸に関する協定書	西脇市	株式会社アクティオ関西支店
避難所等に係る情報の提供に関する協定書	西脇市	株式会社バカン
災害時における物資の供給に関する協定書	西脇市	足立織物株式会社
災害時における避難所開設に関する協定書	西脇市	西脇市ロイヤルホテル株式会社
災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書	西脇市	社会福祉法人 正峰会 (コモエスタにしわき)
災害時における物資の提供等の協力に関する協定	西脇市	セッツカートン株式会社 Jパックス株式会社
災害時における避難場所開設に関する協定書	西脇市	株式会社マルハン
災害時における避難場所開設に関する協定書	西脇市	株式会社タツミコーポレーション
災害時における避難所開設に関する協定書	西脇市	社会医療法人社団 正峰会
災害時における避難所開設に関する協定書	西脇市	社会福祉法人 正峰会
災害時における仮設トイレの貸貸等に関する協定書	西脇市	三協フロンテア株式会社
災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書	西脇市	一般財団法人西脇市住民サービス公社
災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書	西脇市	有限会社カワキン
災害時における物資等の提供に関する協定	西脇市	株式会社ハローズ

応援協定名	協定主体	協定相手
災害時における法律相談等に関する協定書	西脇市	兵庫県弁護士会
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書	西脇市	一般社団法人兵庫県トラック協会
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	西脇市	佐川急便株式会社 関西支店
災害時における資機材の賃貸等に関する協定書	西脇市	株式会社ユニオンアルファ
災害時における応急対策業務に関する協定書	西脇市	西脇建設業協会
災害時における応急対策業務に関する協定書	西脇市	西脇市上下水道協同組合
災害時における物資の提供に関する協定書	西脇市	スギホールディングス株式会社

廃止した災害時応援協定一覧

応援協定名	協定主体	協定相手
災害応援協力協定書 (新協定の締結により協定廃止)	西脇市	西脇市建設業協会
上水道災害応援協力協定書 (新協定の締結により協定廃止)	西脇市	西脇市上下水道ガス協同組合 (現：西脇市上下水道協同組合)
上水道災害応援協力協定書 (協定相手の解散により協定廃止)	西脇市	黒田庄町水道工事業組合 (現：解散)

4-2 協定書

4-2-1 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下、「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うために、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動を取りまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援対策活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他の必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧工事

(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町

のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定の要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体が負担する。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請をした団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請した団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

- 2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(摘要)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

(以下、協定締結者名等は略)

4-2-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。
(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

(様式第 1 号)
号

第

平成 年 月 日

(要請市町長名)

応援要請書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由（被害の状況等）

2 応援項目

(1) 物品等の品目・数量

(2) 職員の職種及び人員

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係

担当者 主担当

電話番号 NTT

FAX番号 NTT

副担当

衛星通信

衛星通信

(様式第 2 号)
号

第

平成 年 月 日

兵庫県知事

応援計画書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、別紙のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 応援市町名および応援要請理由

2 添付書類

3 県連絡先（応援計画作成担当）

担当課・係名

担当者 主担当

電話番号 NTT

FAX番号 NTT

副担当

衛星通信

衛星通信

(様式第 3 号)
号

第

平成 年 月 日

(被応援市町長名)

(応援市町長名等)

応援活動報告書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

記

- 1 要請受理日時または災害認知日時

- 2 応援活動場所

- 3 応援活動期間

- 4 応援活動組織等 (指揮者・人員・車両等)

- 5 応援活動の内容

- 6 使用器材及び消費物品等

- 7 その他参考事項

- 8 連絡先
担当課・係名
担当者 主担当 副担当
電話番号 NTT 衛星通信
FAX番号 NTT 衛星通信

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。

5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

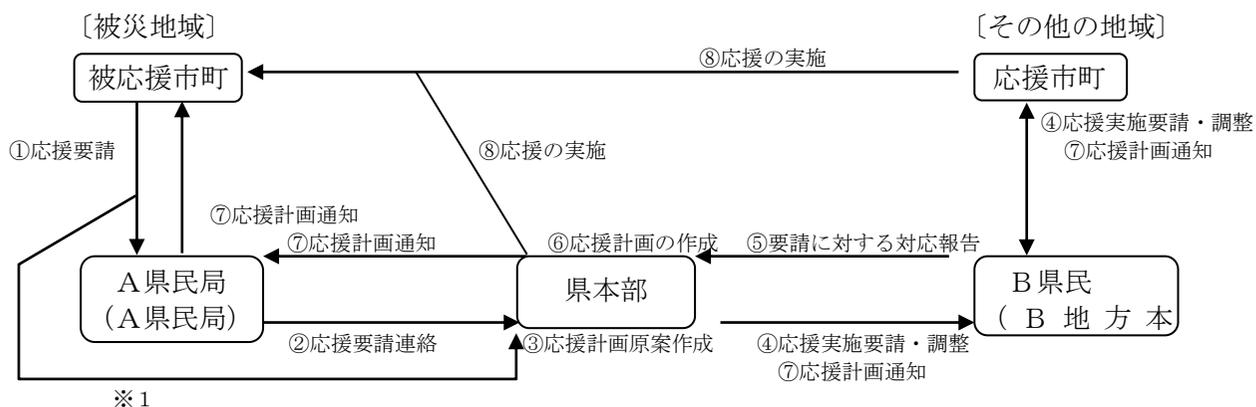
この実施要領は、平成 年 月 日から適用する

<別紙> 応援要請の手続き

1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）

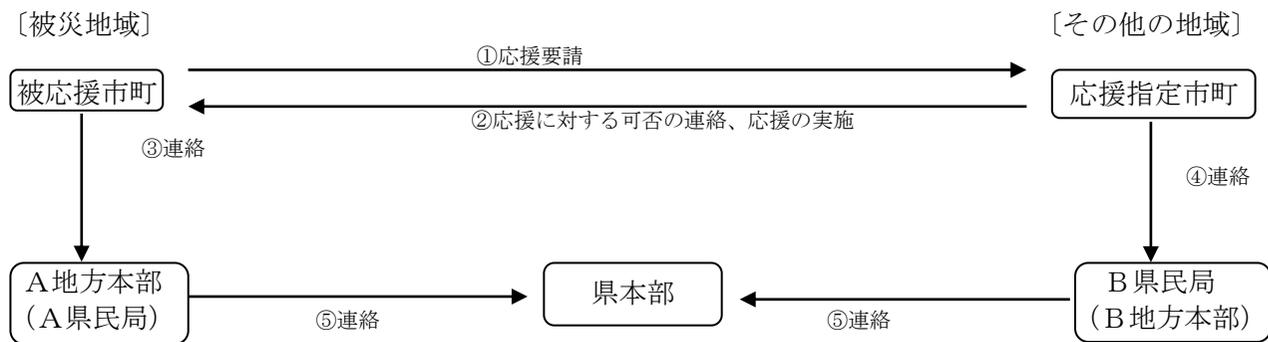
- ① 被応援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
- ② 被応援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
- ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
- ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
- ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
- ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
- ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被応援市町に通知する。
- ⑧ 応援計画に基づき、県又は応援市町がそれぞれ応援を行う。

※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被応援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

- ① 緊急を要する場合、被災市町は、直接、地域外の特定の市町（応援指定市町）に応援を要請することができる。
- ② 要請を受けた応援指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被災市町に連絡し、応援を実施する。
- ③ 被災市町は、応援指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。
（応援指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）
- ④ 要請を受けた応援指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。
- ⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

- ① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。
- ② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。
- ③ 県本部に伝達された後の手続きは、1 ③以降と同じ。

4-2-3 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び構成市町は、次のとおりとする。

地 域 東播磨地域、北播磨地域
市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市
町 多可町、稲美町、播磨町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書 11 通を作成し、各市町長記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 18 年 11 月 1 日

明石市長	北口寛人
加古川市長	樽本庄一
西脇市長	來住壽一
三木市長	藪本吉秀
高砂市長	岡恒雄
小野市長	蓬萊務
加西市長	中川暢三
加東市長	山本廣一
多可町長	戸田善規
稲美町長	古谷博
播磨町長	清水ひろ子

東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

1. 広域災害支援本部の設置及び運営

(1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成 31 年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロック 代表市町	北播磨ブロック 代表市町	備考
18 年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。 Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19 年度	加古川市	加古川市	三木市	
20 年度	小野市	高砂市	小野市	
21 年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22 年度	加東市	播磨町	加東市	
23 年度	明石市	明石市	多可町	
24 年度	三木市	加古川市	三木市	
25 年度	高砂市	高砂市	加西市	
26 年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27 年度	播磨町	播磨町	小野市	
28 年度	多可町	明石市	多可町	
29 年度	加古川市	加古川市	加東市	
30 年度	加西市	高砂市	加西市	
31 年度	稲美町	稲美町	三木市	

(2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

(3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2. 情報の収集及び伝達方法

(1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。

(2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。

(3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。

(4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3. 応援の内容

(1) 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等

(2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等

(3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等

(4) 職員 市町職員

4. 応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5. 応援体制の確立

- (1) 広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- (2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

6. 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

7. 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

4-2-4 防災エキスパートの活用に関する協定書

防災エキスパートの活用に関する協定書

災害時における公共土木施設の早期復旧を図るため、西脇市（以下「甲」という。）と財団法人兵庫県建設技術センター（以下「乙」という。）とは、防災エキスパートの活用について次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、甲が管理する公共土木施設の災害時における被災状況の把握や、災害対策活動を円滑かつ効率的に実施するため、乙に登録した防災エキスパートを活用する。

（活用の方法）

第2条 防災エキスパートの活用については、乙の定める「兵庫県防災エキスパート登録制度要綱」に基づき行うものとする。

（その他）

第3条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年5月25日

（甲） 西脇市郷瀬町605番地
西脇市
西脇市長 内 橋 直 昭

（乙） 神戸市中央区八幡通3丁目2-5
財団法人兵庫県建設技術センター
理事長 志 道 行 雄

4-2-5 緊急時における生活物資の確保に関する協定

緊急時における生活物資の確保に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲乙協議の上、甲が行う。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ甲乙協議の上、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、西脇市内の各店舗の状況その他必要な事項について、調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときには、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時体制）

第6条 緊急時に際し、乙は甲の指示により、乙の店舗のうち、別表2に掲げる店舗を重点店舗に指定し、物資を重点的に供給するものとする。

（生活物資の確保及び供給の要請）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関して必要な手続き等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（情報の提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な物価、商品等の情報を、市民及び報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成10年12月1日

西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 内 橋 直 昭

神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 19 号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 木 村 正 人

4-2-6 緊急時における生活物資の確保に関する覚書

緊急時における生活物資の確保に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成10年12月1日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して、必要な手続き等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）により確認の上、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅延なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第6条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成10年12月1日

（甲）西脇市郷瀬町605番地
西脇市
西脇市長 内 橋 直 昭

（乙）神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 木 村 正 人

出 荷 確 認 書

年 月 日付第

号の出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。

品 名	数 量	備 考

年 月 日

生活協同組合

コープこうべ _____ (印)

西 脇 市 _____ (印)

別表第1（第4条関係）

<p>生活物資</p> <p>小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着</p> <p style="text-align: right;">以上 29 品目</p>

別表第2（第6条関係）

■西脇市をカバーする事業所

2023年4月1日現在

事業所名	電 話	住 所
第5地区本部	078-937-0082	〒674-0051 明石市大久保町大窪2545-8
コープ活動サポートセンター 神戸北	078-583-4911	〒651-1233 神戸市北区日の峰2-3-1神戸北町センタービル3F
コープ三木緑が丘	0794-85-2345	〒673-0532 三木市緑が丘町中1丁目7-1
コープ志染	0794-85-4561	〒673-0551 三木市志染町西自由が丘1-166
コープ柏原	0795-72-5436	〒669-3311 丹波市柏原町母坪335-1
コープデイズ神戸北町	078-582-1900	〒651-1233 神戸市北区日の峰2-7
協同購入センター三木	0794-85-0090	〒673-0434 三木市別所町小林宿谷北657-12

4-2-7 災害時における西脇市と西脇市内郵便局との相互協力に関する覚書

災害時における西脇市と西脇市内郵便局との相互協力に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇市内郵便局（以下「乙」という。）は、西脇市内において発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第2条第1項に定める災害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、西脇市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (2) 災害援助法（昭和22年法律第 118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者及び心身障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の提供
- (5) 災害情報の広報等への掲載等
- (6) その他前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式による要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び対応状況
- (2) 協力を要請する理由
- (3) 協力の内容
- (4) 協力の期間
- (5) 所管施設及び用地の提供要請にあつては、使用目的及び場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがある場合ものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制の整備について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲及び乙は、相互に主催する防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては西脇市企画課長、乙においては西脇郵便局総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1

通を保有する。

平成13年1月5日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市長

乙 西脇市内郵便局
代表者 西脇郵便局長

様式（第3条関係）

協 力 要 請 書

令和 年 月 日

要請時刻 令和 年 月 日 時 分		災害覚知 令和 年 月 日 時 分	
要請者（発信者） 職 氏名		受信者 職 氏名	
災害状況及び 対応状況			
要請理由			
協力内容			
協力期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
施設・用地 の提供	使用目的		
	使用期間		
その他参考事項			

「災害時における西脇市と西脇市内郵便局との相互協力に関する覚書」の用語解説

- 1 覚書中の「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2 条第 1 号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

○ 災害対策基本法 第 2 条第 1 号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害を言う。

2 覚書中第 2 条第 2 号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりである。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物（現金及び物品）の料金を免除します。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物又は電子郵便とするものを含む）の料金を免除します。

(3) 被災者あて災害義援金の振込料金の免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除します。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者一世帯につき郵便はがき 5 枚、郵便書簡 1 枚以内を無償で交付しています。

(5) 通帳、証書、印章等を無くされた被災者の郵便貯金等の非常取扱い

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払を実施するほか、通算 3 ヶ月の保険料の払込猶予期間を、一定期間延長することとしています。

4-2-8 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要と判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
- (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は、記名押印のうえ、各1通を保管する。

附 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は、平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日
(以下～省略)

4-2-9 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、

応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

災害時の廃棄物処理に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「甲」という。）及び神戸市安全協力会（以下「乙」という。）が、県内の被災市町に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(応援要請)

第3条 甲は被災市町からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、被災市町の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町名
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については、乙と甲及び要請市町が協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
知事 井戸 敏三

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2-8 田嶋ビル6階
神戸市安全協力会
会長 松尾 輝男

災害時の廃棄物処理に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「甲」という。）及び社団法人兵庫県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）が、県内の被災市町に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(応援要請)

第3条 甲は被災市町からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、被災市町の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町名
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については、甲乙と要請市町が協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
知事 井戸 敏三

乙 神戸市中央区栄町通4丁目1番12号日新ビル301号室
社団法人 兵庫県産業廃棄物協会
会長 芝 富男

(様式第1号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援要請書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく応援調整を要請します。

記

1 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 災害の状況 <わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

3 第一期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項目	内 容
し 尿	仮設トイレ (要・不要) ・基数 (基) ・応援期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所 ()
	バキューム車 (要・不要) ・種類と台数 (t車 台) (t車 台) ・応援期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所 ()
ご み	収集車 (要・不要) ・種類 (バッカー車、平積み車等) と台数 (2 t ダンプ : 台) (: 台) (4 t ダンプ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所 ()
	その他の 収集運搬機材 (要・不要) ・種類と台数 (0.1 m ³ 級ハックホリ(フォーク付) : 台) (: 台) (0.2 m ³ 級ハックホリ(フォーク付) : 台) (: 台) (ホイローラダー0.34m ³ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所 ()
作業員 (運転手を除く) (要・不要)	・人員数 (名) ・応援期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所 ()

4 第二期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項目		内容
し尿	処理 (要・不要)	・量 (t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
ごみ	焼却等中間処理 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	最終処分 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
その他		

5 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位: トン) <わかる範囲で記載>

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	畳	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(様式第2号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援内容報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき行った応援内容について報告します。

記

1 記入者

担当部課			
職氏名			
電子メールアドレス			
電話		FAX	
備考			

2 第一期応援実施内容 (記入欄が不足する場合は別紙に記載)

	項目	車輛、資機材等の名称	応援先市町名	応援日と台数または人員数				
				/	/	/	/	/
し尿	仮設トイレ (有・無)	—						
		—						
		—						
	バキューム車 (有・無)	t車						
		t車						
		t車						
ごみ	収集車 (有・無)	2 t ダンプ						
		4 t ダンプ						
み	その他の 収集運搬機材 (有・無)	0.1 m ³ 級バックホウ (フォーク付)						
		0.25 m ³ 級バックホウ (フォーク付)						
		ホイローダー-0.34m ³						
作業員(有・無)								

3 第二期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

	項目	ごみの種類	応援先市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
	最終処分 (有・無)								

	項目	ごみの種類	応援先市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
	最終処分 (有・無)								

	項目	ごみの種類	応援先市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
	最終処分 (有・無)								

(様式第3号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき災害時における応援体制等について報告します。

記

1 災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電話	F A X	メールアドレス

2 ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積 (㎡)

3 応援備蓄資材等の保有状況

仮設トイレ	種類	商品名等	基数	内身障者用基数	
	①便槽式(建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し、汲み取るもの)				
	②下水放流式(下水マンホール上に設置し、下水管に落としこむもの)				
	③組立型便槽式(①の組立型)				
	④組立型下水放流式(②の組立型)				
収集運搬機材等	種類	能力	台数	能力	台数
	バキューム車	t 車	台	t 車	台
	パッカー車	t 車	台	t 車	台
	平積み車	t 車	台	t 車	台
			台		台
			台		台
処理施設	種類	処理能力	平均日処理量		
	し尿		キロリットル/日	キロリットル/日	
	ごみ焼却等		t / 日	t / 日	
	ごみ受入条件				

(様式第1号)

災害時の廃棄物処理に関する応援協定 応援要請書

年 月 日

様

兵 庫 県

下記により「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」に基づく応援を要請します。

記

1 連絡先

担当部課	兵庫県 健康生活部 環境局 環境整備課		
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話	078-	F A X	078-362-4189
備 考			

2 応援要請内容

項目	車輜、資機材等の名称	数量	応援場所	応援期間
し	仮設トイレ (要・不要)	-		
		-		
		-		
		-		
尿	バキューム車 (要・不要)	t 車		
		t 車		
		t 車		
		t 車		
		t 車		
み	収集車 (要・不要)			
み	その他の 収集運搬機材 (要・不要)			

4-2-10 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 みぎわ会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときに、乙が管理するみぎわ園を避難所として開設するため、次のとおり覚書を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この覚書において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発及びこれに至らない小規模な災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、みぎわ園を避難所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、みぎわ園を避難所として開設する。

2 甲が開設を要請する前に、みぎわ園に避難者があったときは、乙は甲に連絡し、避難所として開設する。

（職員派遣）

第4条 甲は、みぎわ園が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、市職員を派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、みぎわ園が避難所として開設されたときは、可能な範囲で避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難者がみぎわ園内の物品をき損又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月1日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來住壽一

乙 西脇市八坂町213-1
社会福祉法人 みぎわ会
理事長 丸野貞彦

4-2-11 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と（財）西脇市文化・スポーツ振興財団（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときに、乙が管理する施設を避難所として開設することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この覚書において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他の災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときにおいて、乙が管理する次の施設を避難所として開設する必要があるときは、乙に開設の協力を要請する。

- (1) 市民会館
- (2) 青年の家
- (3) 天神池スポーツセンター

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙が管理する施設を避難所として開設することに協力する。

2 施設が利用されている場合に避難所として使用することができる施設の範囲は、その施設の管理者の指示による。

（職員派遣）

第4条 甲は、乙が管理する施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、市職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、乙が管理する施設が避難所として開設されたときは、可能な範囲で避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難所の運営に費用負担が生じたとき、又は避難者が乙の管理する施設内の物品をき損又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担する。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月11日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長任意代理者
西脇市助役 多井俊彦

乙 西脇市郷瀬町605
（財）西脇市文化・スポーツ振興財団
理事長 來住壽一

4-2-12 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇商工会議所（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときに、乙が管理する西脇経済センタービルを避難所として開設するため、次のとおり覚書を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この覚書において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発及びこれに至らない小規模な災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、西脇経済センタービルを避難所として開設する必要が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、西脇経済センタービルを避難所として開設する。

（職員派遣）

第4条 甲は、西脇経済センタービルが避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、市職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、西脇経済センタービルが避難所として開設されたときは、可能な範囲で避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難者が西脇経済センタービル内の物品をき損又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年12月20日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來住壽一

乙 西脇市西脇990
西脇商工会議所
会頭 藤井良巳

4-2-13 緊急時における防災活動への協力に関する協定書

緊急時における防災活動への協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、緊急時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急時に市民生活の安定を図ることを目的として実施される乙の甲に対する防災活動への協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急時」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 地震、風水害等による大規模自然災害が発生又は発生のおそれのあるとき。
- (2) 大規模火災が発生したとき。
- (3) 大規模事故災害が発生したとき。
- (4) その他甲が特に必要と認めるとき。

（協力の要請）

第3条 甲は、緊急時、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の保有する物資を供給すること。
- (2) 次に掲げる乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、1次避難場所として提供すること。
 - ア マックスバリュ西脇小坂店
 - イ マックスバリュ西脇寺内店

（要請手続）

第4条 前条の要請は、原則として災害時における物資等の供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲内において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第6条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第7条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第8条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する物資等納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受理したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、緊急時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第11条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加
(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成19年2月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第3条第2号で掲げる店舗が閉店した場合、及び第6条に掲げる物資を取り扱わなくなった場合は、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年2月28日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤 本 昭

マックスバリュ 店 様

西脇市長

災害時における物資等の供給要請書

防災活動への協力に関する協定書第4条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担当 西脇市災害対策本部

担当者

課 印

様式第2号（第8条関係）

物資等納品書

年 月 日付け、災害時における物資等の供給要請書により、次の物資等を納品したことを確認いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

年 月 日

マックスバリュ西日本株式会社
担当者 印

西脇市 部 課
担当者 印

別表（第6条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 糧	米、パン、弁当類、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖
	各種野菜、粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ
	ジュース、マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

4-2-14 兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、加西市及び加東市

(4) 西播地域

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、中播消防事務組合及び佐用町

(5) 但馬地域

豊岡市、朝来市、養父市及び美方広域消防事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手續)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手續)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断し

た場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第10条 消防航空機の応援を要請する場合は、消防組織法第43条に基づき、別に定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成18年9月1日から実施する。

附 則

兵庫県広域消防相互応援協定（昭和63年8月1日）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書31通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

4-2-15 西脇市加西市消防相互応援協定書

西脇市加西市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、西脇市及び加西市（以下「協定市」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定市の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他の災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援市の長（以下「受援市長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援市の長（以下「応援市長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援市長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援市長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市長は、応援隊の派遣の可否について、受援市長に連絡するものとする。

2 応援市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援市長に連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援市に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援市長は、受援市長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、災害発生地を管轄する消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援市長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援市長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 公務上の災害補償費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - エ 車両及び機械器具の修理費
 - オ 被服の損料等
 - カ 交通事故における損害賠償費等
- (2) 受援市において負担する経費
 - ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものに限り。）
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 化学消火薬剤等資器材費
 - エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
 - オ 消防賞じゅつ金

2 前項第2号オに定める応援隊員の死傷に伴う消防賞じゅつ金は、応援市の条例に定めるところ

ろにより、受援市から応援市に対して支払うものとする。

3 第1項に規定する経費以外の経費の負担区分については、その都度協定市の長（以下「協定市長」という。）が協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年3月3日

西脇市長 來 住 壽 一

加西市長 中 川 暢 三

4-2-16 西脇市加西市消防相互応援に関する覚書

西脇市加西市消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、西脇市と加西市が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、西脇市及び加西市において必要な事項を定めるものとする。

(応援要請、派遣連絡及び活動報告)

第2条 協定第4条の応援の要請、協定第5条の派遣の連絡及び協定第8条の応援活動の報告（以下「要請等」という。）は、次の担当課を通じて行うものとする。

西脇市ふるさと創造部防災対策課

(西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由)

加西市消防本部警防課

2 要請等は、次に定める様式又は準ずる様式により行うものとする。

(1) 消防応援要請書 様式第1号

(2) 消防応援派遣決定通知書 様式第2号

(3) 応援活動即時報告書 様式第3号

(協議)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から施行する。

本覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年4月1日

西脇市長 來 住 壽 一

加西市長 中 川 暢 三

西脇市加西市消防相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

平成20年4月1日付けで西脇市と加西市との間に締結した西脇市加西市消防相互応援に関する覚書の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由」を「北はりま消防組合警防部警防課経由」に、「加西市消防本部警防課」「加西市総務部安全防災課
(北はりま消防組合警防部警防課
由)」に改める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

加西市
加西市長 中 川 暢 三

4-2-17 西脇市加東市消防相互応援協定書

西脇市加東市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、西脇市及び加東市（以下「協定市」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定市の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他の災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援市の長（以下「受援市長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援市の長（以下「応援市長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援市長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援市長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市長は、応援隊の派遣の可否について、受援市長に連絡するものとする。

2 応援市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援市長に連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援市に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援市長は、受援市長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、受援市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援市長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援市長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料等
 - オ 上記以外の人件費及びその他の経費
- (2) 受援市において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
 - エ 賞じゅつ金等
 - オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担と

する。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年6月16日

西脇市長 來 住 壽 一

加東市長 山 本 廣 一

4-2-18 西脇市加東市消防相互応援に関する覚書

西脇市加東市消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、西脇市と加東市が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請、派遣連絡及び活動報告)

第2条 協定第4条の応援の要請、協定第5条の派遣の連絡及び協定第8条の応援活動の報告（以下「要請等」という。）は、次の担当課を通じて行うものとする。

西脇市ふるさと創造部防災対策課

(西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由)

加東市消防本部警防課

2 要請等は、次に定める様式又は準ずる様式により行うものとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 消防応援要請書 | 様式第1号 |
| (2) 消防応援派遣決定通知書 | 様式第2号 |
| (3) 応援活動即時報告書 | 様式第3号 |

(協議)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から施行する。

本覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年6月16日

西脇市長 來 住 壽 一

加東市長 山 本 廣 一

西脇市加東市消防相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

平成20年6月16日付けで西脇市と加東市との間に締結した西脇市加東市消防相互応援に関する覚書の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由」を「北はりま消防組合警防部警防課経由」に、「加東市消防本部警防課」「加東市市民安全部防災課
(北はりま消防組合警防部警防課
由)」に改める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

加西市
加東市長 安 田 正 義

4-2-19 西脇市多可町消防相互応援協定書

西脇市多可町消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、西脇市及び多可町（以下「協定市町」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定市町の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他の災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援市町の長（以下「受援市町長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援市町の長（以下「応援市町長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援市町長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援市町長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町長は、応援隊の派遣の可否について、受援市町長に連絡するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援市長に連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援市町に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援市町長は、受援市町長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、災害発生地を管轄する消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援市町長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援市町長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市町において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料等
 - オ 上記以外の人件費及びその他の経費
- (2) 受援市町において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
 - エ 賞じゅつ金等
 - オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる 場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援側の故意又は重大な過失の基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担と

する。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年10月1日

西脇市長 來 住 壽 一

多可町長 戸 田 善 規

4-2-20 西脇市多可町消防相互応援に関する覚書

西脇市多可町消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、西脇市と多可町が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、西脇市及び多可町において必要な事項を定めるものとする。

(応援要請、派遣連絡及び活動報告)

第2条 協定第4条の応援の要請、協定第5条の派遣の連絡及び協定第8条の応援活動の報告（以下「要請等」という。）は、次の担当課を通じて行うものとする。

西脇市ふるさと創造部防災対策課

(西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由)

多可町生活安全課

(西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由)

2 要請等は、次に定める様式又は準ずる様式により行うものとする。

(1) 消防応援要請書 様式第1号

(2) 消防応援派遣決定通知書 様式第2号

(3) 応援活動即時報告書 様式第3号

(協議)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から施行する。

本覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年10月1日

西脇市長 來 住 壽 一

多可町長 戸 田 善 規

西脇市多可町消防相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

平成20年10月1日付けで西脇市と多可町との間に締結した西脇市多可町消防相互応援に関する覚書の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由」を「北はりま消防組合警防部警防課経由」に改める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

西脇市

西脇市長 來 住 壽 一

多可町

多可町長 戸 田 善 規

4-2-21 西脇市篠山市消防相互応援協定書

西脇市篠山市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、西脇市及び篠山市（以下「協定市」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定市の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他の災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援市の長（以下「受援市長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援市の長（以下「応援市長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援市長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援市長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市長は、応援隊の派遣の可否について、受援市長に連絡するものとする。

2 応援市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援市長に連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援市に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援市長は、受援市長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、災害発生地を管轄する消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援市長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援市長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料等
 - オ 上記以外の人件費及びその他の経費
- (2) 受援市において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
 - エ 賞じゅつ金等
 - オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担と

する。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議
のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年7月1日

西脇市長 來 住 壽 一

篠山市長 酒 井 隆 明

4-2-22 西脇市篠山市消防相互応援に関する覚書

西脇市篠山市消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、西脇市と篠山市が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、西脇市及び篠山市において必要な事項を定めるものとする。

(応援要請、派遣連絡及び活動報告)

第2条 協定第4条の応援の要請、協定第5条の派遣の連絡及び協定第8条の応援活動の報告（以下「要請等」という。）は、次の担当課を通じて行うものとする。

西脇市ふるさと創造部防災対策課

(西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由)

篠山市市民生活部市民課

(篠山市消防本部警防課経由)

2 要請等は、次に定める様式又は準ずる様式により行うものとする。

(1) 消防応援要請書 様式第1号

(2) 消防応援派遣決定通知書 様式第2号

(3) 応援活動即時報告書 様式第3号

(協議)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から施行する。

本覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年7月1日

西脇市長 來 住 壽 一

篠山市長 酒 井 隆 明

西脇市篠山市消防相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

平成20年7月1日付けで西脇市と篠山市との間に締結した西脇市篠山市消防相互応援に関する覚書の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由」を「北はりま消防組合警防部警防課経由」に、「篠山市市民生活部市民課」を「篠山市市民生活部生活課」に改める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

西脇市

西脇市長 來 住 壽 一

篠山市

篠山市長 酒 井 隆 明

4-2-23 西脇市丹波市消防相互応援協定書

西脇市丹波市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、西脇市及び丹波市（以下「協定市」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定市の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他の災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援市の長（以下「受援市長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援市の長（以下「応援市長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援市長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援市長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市長は、応援隊の派遣の可否について、受援市長に連絡するものとする。

2 応援市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援市長に連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援市に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援市長は、受援市長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、災害発生地を管轄する消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援市長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援市長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料等
 - オ 上記以外の人件費及びその他の経費
- (2) 受援市において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
 - エ 賞じゅつ金等
 - オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担と

する。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年11月4日

西脇市長 來 住 壽 一

丹波市長 辻 重 五 郎

4-2-24 西脇市丹波市消防相互応援に関する覚書

西脇市丹波市消防相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、西脇市と丹波市が締結した消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、西脇市及び丹波市において必要な事項を定めるものとする。

(応援要請、派遣連絡及び活動報告)

第2条 協定第4条の応援の要請、協定第5条の派遣の連絡及び協定第8条の応援活動の報告（以下「要請等」という。）は、次の担当課を通じて行うものとする。

- (1) 西脇市 西脇市ふるさと創造部防災対策課(西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由)
- (2) 丹波市 丹波市消防本部総務課

2 要請等は、次に定める様式又は準ずる様式により行うものとする。

- (1) 消防応援要請書（様式第1号）
- (2) 消防応援派遣決定通知書（様式第2号）
- (3) 応援活動即時報告書（様式第3号）

(協議)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、締結の日から施行する。
- 2 昭和44年8月25日付西脇市山南町消防相互応援に関する覚書は、廃止する。
- 3 昭和48年7月24日付黒田庄町山南町消防相互応援に関する覚書は、廃止する。

本覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し各自1通を保有する。

平成20年11月4日

西脇市長 來 住 壽 一

丹波市長 辻 重 五 郎

西脇市丹波市消防相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

平成20年11月4日付けで西脇市と丹波市との間に締結した西脇市丹波市消防相互応援に関する覚書の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「西脇多可行政事務組合消防本部消防課経由」を「北はりま消防組合警防部警防課経由」に、同条第2号中「丹波市消防本部総務課」を「丹波市生活環境部生活安全課」に改める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

西脇市

西脇市長 來 住 壽 一

丹波市

丹波市長 辻 重 五 郎

消防相互応援に関する覚書様式（加西市、加東市、篠山市、丹波市）

様式第1号（第2条関係）

消 防 応 援 要 請 書

受 援 側 市			
応 援 側 市			
要 請 日 時	年 月 日 時 分		
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分		
災 害 発 生 場 所			
災 害 の 概 要 (災害種別、災害の状況等)			
応 援 の 車 両	車 種	台 数	備 考
集 結 場 所			
誘 導 員 の 有 無	有		無
主 な 応 援 活 動			
そ の 他 必 要 な 事 項 (無線波の指定、現地 消防本部等の呼出名称 現場最高指揮者名等)			

災害発生場所、集結場所については
現場付近地図にマークして送信する。

(担当者
職・氏名
TEL)

消 防 応 援 派 遣 決 定 通 知 書

応 援 側 市			
応 援 部 隊	車 種		
	指 揮 者 名		
	人 員		
	移動局無線 呼出し名称		
	携帯局無線 呼出し名称		
出 発 予 定 日 時	年 月 日 時 分		
そ の 他 必 要 な 事 項			

{
 担当者
 職・氏名
 TEL
 }

応援活動即時報告書

応援側市					
応 援 部 隊	部 隊	第1小隊	第2小隊	第3小隊	第4小隊
	車 種				
	指揮者名				
	人 員	人	人	人	人
	出 発	時 分	時 分	時 分	時 分
	帰 庁	時 分	時 分	時 分	時 分
	応援活動 の 内 容				
	使用資機材				
	消費資機材				
その他必要な事項					

{
 担当者
 職・氏名
 TEL

消防相互応援に関する覚書書様式（多可町）

様式第1号（第2条関係）

消 防 応 援 要 請 書

受 援 側 市 町			
応 援 側 市 町			
要 請 日 時	年 月 日 時 分		
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分		
災 害 発 生 場 所			
災 害 の 概 要 (災害種別、災害の状況等)			
応 援 の 車 両	車 種	台 数	備 考
集 結 場 所			
誘 導 員 の 有 無	有		無
主 な 応 援 活 動			
そ の 他 必 要 な 事 項 (無線波の指定、現地 消防本部等の呼出名称 現場最高指揮者名等)			

災害発生場所、集結場所については
現場付近地図にマークして送信する。

(担当者
職・氏名
TEL)

消 防 応 援 派 遣 決 定 通 知 書

応 援 側 市 町		
応 援 部 隊	車 種	
	指 揮 者 名	
	人 員	
	移動局無線 呼出し名称	
	携帯局無線 呼出し名称	
出 発 予 定 日 時	年 月 日 時 分	
そ の 他 必 要 な 事 項		

{
 担当者
 職・氏名
 TEL

応援活動即時報告書

応援側市					
応援部隊	部隊	第1小隊	第2小隊	第3小隊	第4小隊
	車種				
	指揮者名				
	人員	人	人	人	人
	出発	時分	時分	時分	時分
	帰庁	時分	時分	時分	時分
	応援活動の内容				
	使用資機材				
	消費資機材				
その他必要な事項					

{
 担当者
 職・氏名
 TEL

4-2-25 災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 みぎわ会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

- (1) 介護保険の要介護度認定3以上の者
- (2) 障害の程度が身体障害者1級又は2級及び療育手帳A判定の者
- (3) 上記に準じると認められる者

（避難施設）

第2条 避難施設として使用する乙の施設は、次の施設とする。

- (1) 軽費老人ホームA型 いずみ寮
- (2) 特別養護老人ホーム みぎわ園
- (3) ケアハウス ハンナ館

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、要援護者の避難施設として乙の施設を使用する必要があるときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により施設の使用について、乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式）で行うものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

3 乙は、避難施設として使用することの協力の要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

（要援護者の移送）

第4条 要援護者の移送は、原則として甲又は要援護者の家族等で行うものとする。ただし、甲又は要援護者の家族等で移送することが困難な場合は、乙に移送を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、看護師、介護福祉士、ヘルパー及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担等）

第6条 要援護者が乙の施設を使用した期間内に要した費用の負担については、別途甲乙協議する。

（受入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について協議する。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は毎年度3月31日までとし、甲乙双方に異議のない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 3 月30日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 西脇市八坂町 213-1
社会福祉法人 みぎわ会
理事長 丸 野 貞 彦

4-2-26 災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 日野の郷（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

- (1) 介護保険の要介護度認定3以上の者
- (2) 障害の程度が身体障害者1級又は2級及び療育手帳A判定の者
- (3) 上記に準じると認められる者

（避難施設）

第2条 避難施設として使用する乙の施設は、楽寿園とする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、要援護者の避難施設として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により施設の使用について、乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式）で行うものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

3 乙は、避難施設として使用することの協力の要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

（要援護者の移送）

第4条 要援護者の移送は、原則として甲又は要援護者の家族等で行うものとする。ただし、甲又は要援護者の家族等で移送することが困難な場合は、乙に移送を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、看護師、介護福祉士、ヘルパー及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担等）

第6条 要援護者が乙の施設を使用した期間内に要した費用の負担については、別途甲乙協議する。

（受入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について協議する。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は毎年度3月31日までとし、甲乙双方に異議のない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 西脇市前島町260-1
社会福祉法人 日野の郷
理事長 東 口 小太郎

4-2-27 災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 向陽福社会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

- (1) 介護保険の要介護度認定3以上の者
- (2) 障害の程度が身体障害者1級又は2級及び療育手帳A判定の者
- (3) 上記に準じると認められる者

（避難施設）

第2条 避難施設として使用する乙の施設は、向陽苑とする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、要援護者の避難施設として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により施設の使用について、乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式）で行うものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

3 乙は、避難施設として使用することの協力の要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

（要援護者の移送）

第4条 要援護者の移送は、原則として甲又は要援護者の家族等で行うものとする。ただし、甲又は要援護者の家族等で移送することが困難な場合は、乙に移送を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、看護師、介護福祉士、ヘルパー及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担等）

第6条 要援護者が乙の施設を使用した期間内に要した費用の負担については、別途甲乙協議する。

（受入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について協議する。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は毎年度3月31日までとし、甲乙双方に異議のない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 西脇市黒田庄町黒田 783
社会福祉法人 向陽福社会
理事長 山 口 陽 雄

4-2-28 災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 正峰会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

- (1) 介護保険の要介護度認定3以上の者
- (2) 障害の程度が身体障害者1級又は2級及び療育手帳A判定の者
- (3) 上記に準じると認められる者

（避難施設）

第2条 避難施設として使用する乙の施設は、特別養護老人ホーム オンベリーコとする。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、要援護者の避難施設として乙の施設を使用する必要が生じたときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により施設の使用について、乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式）で行うものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

3 乙は、避難施設として使用することの協力の要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

（要援護者の移送）

第4条 要援護者の移送は、原則として甲又は要援護者の家族等で行うものとする。ただし、甲又は要援護者の家族等で移送することが困難な場合は、乙に移送を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、看護師、介護福祉士、ヘルパー及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担等）

第6条 要援護者が乙の施設を使用した期間内に要した費用の負担については、別途甲乙協議する。

（受入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について協議する。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は毎年度3月31日までとし、甲乙双方に異議のない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年7月6日

甲 西脇市郷瀬町 605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 西脇市上比延町 1422-14
社会福祉法人 正峰会
理事長 大 山 正

協 力 要 請 書

要援護者	住 所 氏 名	西脇市 歳
	心身の状況 (要介護度)	
	連 絡 先	
身元引受人	住 所 氏 名	
	連 絡 先	
使用期間	年 月 日から 年 月 日	
特記事項		

要請者 西脇市役所 部 課
氏 名 ()

協定の解釈

条項	解釈の基準
第1条第1項 (避難所での避難生活が困難なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅喪失、倒壊等により居住できなくなった場合及び介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合で、避難所での避難生活が困難な者 ・その他これに準ずると認められる者
第3条第3項 (可能な範囲で要請に応える)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所基準該当者については、可能な範囲で受け入れること。
第4条第1項 (要援護者の移送)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として甲又は要援護者の家族等で移送するが、困難な場合は施設に移送を依頼する。
第5条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、介護福祉士等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第6条第1項 (費用の負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した費用、その他の事情を勘案し、甲乙協議する。
第7条第1項 (受入れ可能人員、介護支援者数、必要な物資等)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員を超えて受け入れることができる人員 ・施設で確保できる支援者の数（各法人の現状のボランティア数から推定） ・受入れ人員から想定して必要となる物資等
第9条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> ・疑義が生じたときは甲乙協議し、協議事項を文書で記録する。

4-2-29 災害時に要援護者の避難施設として老人保健施設を使用することに関する取扱い要領

災害時に要援護者の避難施設として老人保健施設を使用することに関する取扱い要領

西脇市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされた場合において、避難施設として西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」（以下「施設」という。）を使用することに関し、必要な事項を定める。

第1 定義

この要領において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

- (1) 介護保険の要介護度認定者
- (2) 障害の程度が身体障害者1級又は2級及び療育手帳A判定の者
- (3) 上記に準じると認められる者

この要領において「要援護者」とは、介護保険の要介護度認定者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

第2 施設の使用要請等

要援護者担当部長は、要援護者の避難施設として施設を使用する必要があるときは、直ちに、施設長に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとする。

2 要援護者担当部長は、施設の使用について、施設長に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式）で行うものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

3 施設長は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

第3 要援護者の移送

要援護者の移送は、原則として要援護者担当部又は要援護者の家族等で行うものとする。ただし、要援護者担当部又は要援護者の家族等で移送することが困難な場合は、施設長に移送を要請することができる。

第4 物資の調達及び介護支援者の確保

要援護者担当部長は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を支援するものとする。

2 施設は、原則として避難者を適切に介護するものとし、施設職員による対応が困難な状況となった場合は、要援護者担当部長に看護師、介護福祉士、ヘルパー及びボランティア等の介護支援者の支援を求めることができるものとする。

第5 費用負担等

要援護者が施設を使用した期間内に要した費用の負担については、別途定めることとする。

第6 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月30日から施行する。

4-2-30 播磨広域防災連携協定

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域 13 市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、共同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第8条第2項の規程に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにし、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話番号等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡が取れない場合には、第4条に定める応援要請を持たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

第7条 応援のため派遣された職員は、被災応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催

- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項
(広域防災対策)

第 10 条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。
(他の協定との関係)

第 11 条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。
(実施の細目)

第 12 号 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。
(補足)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 26 年 (2014 年) 4 月 22 日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定 (平成 24 年 (2012 年) 8 月 30 日締結は廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を 22 通作成し、締結市町長記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 26 年 (2014 年) 4 月 22 日

姫路市長	石見	利勝
相生市長	谷口	芳紀
加古川市長	樽本	正一
小野市長	蓬莱	務
赤穂市長	豆田	正明
西脇市長	片山	象三
三木市長	藪本	吉秀
高砂市長	登	幸人
加西市長	西村	和平
宍粟市長	福元	晶三
加東市長	安田	正義
たつの市長	栗原	一
明石市長	泉	房穂
多可町長	戸田	善規
稲美町長	古谷	博
播磨町長	清水	ひろ子
市川町長	岡本	修平
福崎町長	島田	正義
神河町長	山名	宗悟
太子町長	北川	嘉明
上郡町長	遠山	寛
佐用町長	庵途	典章

4-2-31 西脇市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

西脇市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西脇市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、西脇市災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西脇市地域防災計画に基づき、西脇市内に災害が発生した場合における西脇市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

（センターの設置）

第2条 乙は、次のいずれかに該当するときは、災害時の円滑なボランティア活動の推進のためセンターを設置するものとする。

- (1) 甲からの要請があったとき。
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置要請）

第3条 甲は、前条第1項第1号の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前条第1項第2号の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの設置場所は、災害の状況等により甲乙協議の上決定し、甲が確保するものとする。

（センターの業務）

第5条 乙は、センターにボランティアコーディネーターを設置し、次の業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (5) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること。
- (6) 簡易な応急及び復旧作業に関すること。
- (7) その他災害ボランティア活動に必要な業務

（職員の派遣）

第6条 甲は、センターの設置及び運営を円滑に行うために甲の職員を派遣するものとする。

（連携及び協力）

第7条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの設置及び運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければ

ならない。

(損害賠償)

第10条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償はボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア保険に加入させるものとする。

3 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担する。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第12条 乙は、平常時から、第5条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

2 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人西脇市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通保管する。

平成27年8月11日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 西脇市和布町 277番地の1
社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会
会長 大久保恵司

4-2-32 災害時等の応援に関する申合せ

災害時等の応援に関する申合せ

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）と西脇市（以下「乙」という。）は災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行なわれるよう、次のとおり申合せを行なう。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行なう時期は、次のとおりとする。

- (1) 西脇市内で重大な災害の発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 西脇市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通信規制等の措置
- (7) その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申合せに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年 8 月 7 日

甲 国土交通省近畿地方整備局
近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

4-2-33 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社兵庫支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生発生時において、甲乙協力の下、被害者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即時に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。ただし、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする

2 保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添に定める情報管理責任者（変更）通知書をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 新たに設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙の定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被害者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り

利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙により目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに該当利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年7月18日

甲 西脇市郷瀬町605番地
西脇市
西脇市長
來 住 壽 一

乙 神戸市中央区海岸通11番地
西日本電信株式会社
兵庫支店長
池 田 佳 隆

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. NTT西日本による回線試験	①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
II. 自治体による通話試験	①各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に電話ができるかの確認を実施します。
	②通話ができない又は雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡願います。

4-2-34 災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書

災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般社団法人西脇市多可郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急医療及び救護（以下「医療救護」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西脇市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、西脇市地域防災計画に基づき医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、乙が別に定める医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）に基づき、医療救護班を編成し派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第4条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が指定する者（以下「責任者」という。）が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第5条 医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班の活動）

第6条 医療救護班は、甲の設置する救護所等において次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいた分類）
- (3) 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (5) 助産救護
- (6) 死亡の確認

（医療救護班の統括）

第7条 医療救護班の統括は、医療救護計画に基づき、責任者が行うものとする。

（医薬品等の調達）

第8条 乙が使用する医薬品等は、原則として甲が調達する。

（医療費）

第9条 甲の設置する救護所等における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に関する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前2号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

（災害補償）

第11条 甲は、医療救護班員が本活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、扶助金相当額を乙に支払う。

（報告）

第12条 医療救護班の責任者は、第6条に規定する医療救護活動を行ったときは、その状況を記

録するとともに、医療救護活動の終了後、所定の様式により乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争)

第13条 医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第14条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月14日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 西脇市和田町 688番地の89
西脇市多可郡医師会
会長 藤田 位

4-2-35 災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書

災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇市多可郡薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品、衛生材料及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西脇市地域防災計画に基づき、甲の円滑な医薬品等の確保に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、西脇市地域防災計画に基づき医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し医薬品等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の指定する救護所又はその他の医薬品等保管場所への医薬品等の供給について、積極的に協力するものとする。

（医薬品等の供給及び運搬）

第4条 乙が供給する医薬品等は、乙が現に保有している医薬品等とする。

2 甲が供給要請した医薬品等の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。この場合において、必要に応じ、甲は乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第5条 乙が供給した医薬品等の代金及び乙が運搬の協力を行った場合の経費については、甲が費用弁償を行うものとする。

（医薬品等の価格の決定）

第6条 甲の要請に基づき、乙が甲に供給した医薬品等の価格は、甲乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、乙の会員が本活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、扶助金相当額を乙に支払う。

（訓練）

第8条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月14日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市

西脇市長 片 山 象 三

乙 西脇市西脇 306番地
西脇市多可郡薬剤師会
会 長 来 住 泰 幸

4-2-36 災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書

災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇市多可郡歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科応急医療及び口腔ケア（以下「歯科救護」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西脇市地域防災計画に基づき、甲が実施する歯科救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、西脇市地域防災計画に基づき歯科救護活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（歯科救護班の派遣）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、乙が別に定める歯科救護計画（以下「歯科救護計画」という。）に基づき、歯科救護班を編成し派遣するものとする。

（歯科救護班に対する指揮命令等）

第4条 乙が派遣する歯科救護班に対する指揮命令及び歯科救護活動の連絡調整は、乙が指定する者（以下「責任者」という。）が行うものとする。

（歯科救護班の輸送）

第5条 歯科救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科救護班の活動）

第6条 歯科救護班は、甲の設置する救護所等において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災者に対する応急措置及び口腔ケア
- (2) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（歯科救護班の統括）

第7条 歯科救護班の統括は、歯科救護計画に基づき、責任者が行うものとする。

（医薬品等の調達）

第8条 乙が使用する医薬品等は、原則として甲が調達する。

（医療費）

第9条 甲の設置する救護所等における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科救護班の編成及び派遣に関する費用
- (2) 歯科救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前2号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

（災害補償）

第11条 甲は、歯科救護班員が本活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、扶助金相当額を乙に支払う。

（報告）

第12条 歯科救護班の責任者は、第6条に規定する歯科救護活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科救護活動の終了後、所定の様式により乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争）

第13条 歯科救護活動を行うに際し、受診者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第14条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月14日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 西脇市比延町 195番地
西脇市多可郡歯科医師会
会長 吉田光男

4-2-37 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

播磨地域の13市9町で構成する播磨広域連携協議会（本協定については、明石市を除く。以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 各市町において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、該当の市町（以下「被災市町」という。）は、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第2条 前条の規定による被災市町の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 被災市町への乙の会員の派遣
- (3) その他被災市町が必要と認める業務

（要請手続等）

第3条 第1条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を被災市町に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、被災市町の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第1条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第6条 被災市町の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には、相談者が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 被災市町の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、被災市町は負担を負わないものとする。

（情報交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年（2016年）10月1日

（以下、協定締結者名等は省略）

4-2-38 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西脇市内で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難生活等の支援のため、LPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）の供給協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時にLPガス等の供給協力が必要とされる事態が発生した場合、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請することができる。この場合において、乙は特別な理由がない限り協力するものとする。

- 1) 避難所等へLPガス等を供給すること。
- 2) 避難所等へLPガス等を運搬及び設置すること。

（要請の手続）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合においては、次に掲げる事項を記載したLPガス等の供給協力要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかにLPガス等の供給協力要請書を提出するものとする。

- 1) 要請するLPガス等の数量及び期間
- 2) LPガス等の引渡場所
- 3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガス等を優先的に供給するとともに、供給した内容について、実施報告書（様式第2号）により通知するものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙は、LPガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定によるLPガス等の供給に係る費用は、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用については、災害発生時直前における適正価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（円滑な運用）

第6条 甲及び乙は、災害時及び日頃の連絡情報交換を行い、本協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者（以下「連絡先等」という。）を定め、連絡責任者通知書（様式第3号及び様式第4号）により、報告するものとする。

2 甲及び乙の連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手先に連絡責任者通知書により、報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保

有するものとする。

平成29年1月14日

甲 西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 片 山 象 三

乙 多可郡多可町中区安楽田 700 番地 8
一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部
支部長 高 山 正 博

4-2-39 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時における地図製品等の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が西脇市地域防災計画に基づく災害対策本部及び災害警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 西脇市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 西脇市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 第1項の規定による地図製品等の供給に係る費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の費用は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与に係る費用については無償とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興に係る資料として、第3条又は前条の規定により乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定により住宅地区の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地区の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、別紙ZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙から相手方に対して書面により意思表示がない限り、更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月20日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 大阪府大阪市西区川口3丁目3番9号
ダイケイビル4F
株式会社ゼンリン 関西支社
支社長 松井 仁

4-2-40 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に規定する地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達などに関し、甲に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 西脇市内に災害により被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 西脇市以外に災害により被害が発生し、国若しくは関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時における緊急対応可能な物資（別紙）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の運行）

第9条 甲は、乙が物資の運搬及び供給をする際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（情報の交換）

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、日頃から必要に応じて、情報の交換を

行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧雄一郎

4-2-41 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に規定する地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達などに関し、甲に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 西脇市内に災害により被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 西脇市以外に災害により被害が発生し、国若しくは関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 供給要請対象物資一覧（別紙）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の運行）

第9条 甲は、乙が物資の運搬及び供給をする際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において記載内容に変更が生じた場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、日頃から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 この協定の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知し、双方が合意しない限り、この協定は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 島根県益田市本郷町 206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚正

4-2-42 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に規定する地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達などに関し、甲に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 西脇市内に災害により被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 西脇市以外に災害により被害が発生し、国若しくは関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 供給要請対象物資一覧（別紙）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の運行）

第9条 甲は、乙が物資の運搬及び供給をする際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において記載内容に変更が生じた場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、日頃から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 この協定の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知し、双方が合意しない限り、この協定は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田卓巳

4-2-43 災害時における物資提供等の協力に関する協定

災害時における物資提供等の協力に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社兵庫工場（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達できるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド、シート、間仕切り等の段ボール製品
- (2) その他乙が取り扱う製品

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条の規定による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 物資の提供に係る費用及び運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 費用の支払方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3か月前に文書で相手方に通知しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定の解除を申し出、甲の承諾を得ることとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後は同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたとき

は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県加東市河高字黒石 355番地35号
王子コンテナ株式会社兵庫工場
工場長 石川清士

4-2-44 災害時における物資提供等の協力に関する協定

災害時における支援協力に関する協定

西脇市（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合西脇多可支部（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に規定する地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、西脇市内における被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請できるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等の支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両への運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における 119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他協力できること。
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

（防災情報の発信）

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震、洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、日頃から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて別記様式により相手方に通知し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに別記様式により相手方に通知するものとする。

3 乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期すため、毎年4月1日現在の組合員名簿を甲に提出するものとする。

4 甲は、災害時に、組合員が石油類燃料の供給能力を十分発揮できるよう、平時の燃料調達において、受注機会の確保について配慮するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から

何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときも同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県西脇市大木町 281番地 1
兵庫県石油商業組合西脇多可支部
支部長 吉川浩史

4-2-45 災害時における畳の提供に関する協定書

災害時における畳の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における避難所等への畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が所有する畳を避難所等へ提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時等において畳が必要であると認める場合は、乙に対して畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、第1項の要請について特別な事情により実施できない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとし、避難所等までの畳の輸送を行うものとする。ただし、災害状況により困難な場合は、甲乙協議の上、甲が輸送体制の整備を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき甲に協力を行った場合は、その活動が終了した後に文書により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく畳の提供等にかかる費用は、乙の負担とする。ただし、利用後の畳は、原則として甲が処分するものとする。（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、この協定による業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（訓練参加）

第8条 乙は、畳の提供が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月31日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片 山 象 三

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢町三丁目 8 番 8 号
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
事務局長 前 田 敏 康

4-2-46 災害に係る情報発信等に関する協定書

災害に係る情報発信等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が互いに協力して様々な取組を行うことにより、西脇市内における災害に備え、また、災害時に甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させることを目的とする。

（取組内容）

第2条 この協定における取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲は、西脇市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載し、広く一般に周知すること。
- (3) 甲は、次に掲げる情報を乙に提供し、乙はこれらの情報をヤフーサービス上に掲載し、広く一般に周知すること。
 - ア 発令する避難情報等の緊急情報
 - イ 災害時の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報
 - ウ 避難所等における必要救援物資に関する情報

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用負担）

第3条 前条に基づく甲及び乙の取組は、別途甲乙が合意した場合を除き無償で行われるものとし、それぞれの取組に係る旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の周知）

第5条 甲が乙に提供する情報について、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、広く一般に周知することができるものとし、費用については乙の負担とする。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第6条 甲及び乙は、この協定締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するもの

とする。

令和元年11月1日

- 甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

- 乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎

4-2-47 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するとともに、避難所等における被災者のこころのケア（以下「ケア」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又はケアが必要と認めるときは、乙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種類、規模等を考慮し、甲乙協議して決定するものとする。

（捜索活動の実施）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い、捜索活動を実施するものとする。

（ケアの実施）

第4条 乙は、出動した避難所等においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い、ケアを実施するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく出動又は活動にかかる費用は、甲の負担とする。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴い、乙の出動人員、災害救助犬及びセラピードッグに生じた損害及び損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、この協定による業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（訓練参加）

第9条 乙は、捜索活動及びケアが円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月28日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片 山 象 三

乙 兵庫県伊丹市下河原2丁目2番13号
認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会
理事長 吉 永 和 正

4-2-48 災害時における資機材の提供に関する協定書

災害時における資機材の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して資機材の提供を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「資機材」とは、ユニットハウス、発電機器、暖房機器、冷房機器、仮設トイレその他乙が資機材として保有又は調達できるものをいう。

（提供の要請）

第3条 甲は災害時等において緊急に資機材が必要であると認める場合は、乙に対して資機材の提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、資機材の提供に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった資機材の供給等の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、資機材の提供可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、この協定の円滑な実施を行うため、資機材の品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、資機材の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の運行）

第6条 甲は、乙が資機材の運搬を行う際は、乙が資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（代金の支払）

第7条 乙は、第5条第2項の引渡し後に資機材の代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに資機材の代金を支払うものとする。

（価格）

第8条 資機材の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（損害保険の加入）

第10条 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、当該資機材の損害保険に加入するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期

間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月16日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング 22 階
株式会社ナガワ
代表取締役 高橋 修

4-2-49 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と兵庫県立西脇高等学校長（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり覚書を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この覚書において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の指定する施設を避難所として開設する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、市職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な範囲で避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、避難所としての利用を終了する際は、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月30日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県西脇市野村町 1794 番地の 60
兵庫県立西脇高等学校
校長 村上慶光

4-2-50 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と兵庫県立西脇工業高等学校長（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり覚書を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この覚書において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要性が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の指定する施設を避難所として開設する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、市職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な範囲で避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、避難所としての利用を終了する際は、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月30日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市野村町 1790 番地
兵庫県立西脇工業高等学校
校長 別所 博之

4-2-51 災害時における避難所開設に関する覚書

災害時における避難所開設に関する覚書

西脇市（以下「甲」という。）と兵庫県立西脇北高等学校長（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり覚書を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この覚書において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要性が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の指定する施設を避難所として開設する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、市職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な範囲で避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、避難所としての利用を終了する際は、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月30日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県西脇市郷瀬町 669 番地の 32
兵庫県立西脇北高等学校
校長 日野正哉

4-2-52 災害時における簡易式間仕切りシステム等の提供に関する協定書

災害時における簡易式間仕切りシステム等の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の代表者が考案した簡易式間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が甲に対して間仕切り等の提供を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は災害時等において緊急に間仕切り等が必要であると認める場合は、乙に対して間仕切り等の提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、間仕切り等の提供に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった間仕切り等の提供等の見込みについて、甲に通知するものとする。

（提供の報告）

第4条 乙は、間仕切り等の提供を実施したときは、文書により、甲に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、間仕切り等の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 間仕切り等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、間仕切り等の引渡し後に代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに間仕切り等の代金を支払うものとする。

（価格）

第7条 間仕切り等の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（間仕切り等の改善）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

（訓練参加）

第9条 乙は、間仕切り等の提供が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その提供を要請することができるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 7 月 22 日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市

西脇市長 片山 象三

乙 東京都世田谷区松原 5 丁目 2 番 4 号
特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクト・ネットワーク
代表者 代表理事 坂 茂

4-2-53 災害時における電動車両等の貸与に関する協定書

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）、兵庫三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、西脇市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における電動車両等の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は災害応急対策の実施のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対して電動車両等の提供を要請するものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について、甲に連絡するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

3 第1項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について、文書により要請するものとする。

4 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第3項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類及び数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して、文書を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険の加入)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり、乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、可能な限り安全な場所で使用すること。

(2) 原則として、西脇市内で使用すること。

(3) 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者を事前に定め、文書により相互に報告するものとし、これに変更があった場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(免責事項)

第15条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月7日

- 甲 西脇市郷瀬町 605
西脇市
西脇市長 片山象三
- 乙 神戸市西区伊川谷町潤和字西ノ口 751-1
兵庫三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長
西原興一郎
- 丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役CEO
加藤隆雄

4-2-54 災害時における消防用水等の供給支援に関する協定

災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、西脇市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における消防用水及び飲料水以外の生活用水（以下「消防用水等」という。）の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、消防用水等が緊急に必要な場合の支援について必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急処置を執る必要が生じたときは、乙に対して消防用水等の供給支援を要請することができるものとする。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、特別な事情がある場合を除き、直ちに甲の指示による応急処置を行うものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、前条の規定により要請業務を実施したときは、甲に対し、速やかに文書により報告するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく消防用水等の供給等にかかる費用（引き渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担するものとする。

（価格）

第5条 消防用水等の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 要請業務により第三者に損害が生じたときは、その損害の帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議して、その処理及び解決に当たるものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた乙の構成員が、指定された場所への消防用水等の輸送時に通行が危険な場合は、その危険を回避し、迅速な消防用水等の供給支援に努める。

（訓練参加）

第8条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練への参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 大阪市中央区瓦町2丁目4番7号
新瓦町ビル5階
大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 木村貴洋

4-2-55 災害時における資機材の賃貸に関する協定書

災害時における資機材の賃貸に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ関西支店（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における資機材の賃貸に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が甲に対して資機材の賃貸を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「資機材」とは、発電機、仮設トイレ、その他乙が資機材として保有又は調達できるものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時等において緊急に資機材が必要であると認める場合は、乙に対して資機材の賃貸を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、資機材の賃貸に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった資機材の供給等の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、資機材の賃貸可能な体制を保持するよう努めるものとする。

3 乙は、この協定の円滑な実施を行うため、資機材の品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、資機材の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 資機材の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（代金の支払）

第6条 乙は、前条第2項の引渡し後に資機材の代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに資機材の代金を支払うものとする。

（価格）

第7条 資機材の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（訓練参加）

第8条 乙は、資機材の賃貸が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練において資機材が必要であるときは、乙に対し、その賃貸を要請することができるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（災害補償）

第10条 この協定書に基づいて乙の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害保険の加入)

第11条 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、損害保険に加入するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月14日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 大阪府大阪市中央区本町2丁目1の6
堺筋本町センタービル16階
株式会社アクティオ関西支店
支店長 鈴木 純也

4-2-56 避難所等に係る情報の提供に関する協定書

避難所等に係る情報の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）とは、避難所等に係る情報の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西脇市の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲及び乙が互いに協力することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、この協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、避難所等に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、甲から提供された避難所等に係る情報を自社サービス上に掲載するなどし、市民に対し周知すること。

（費用負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、この協定で得た避難所等に係る情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月21日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

4-2-57 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と足立織物株式会社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における避難所等への物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して物資の供給を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、毛布、タオルその他乙が物資として保有又は調達できるものをいう。

（供給の要請）

第3条 甲は災害時において緊急に物資が必要であると認める場合は、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、物資の供給に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給等の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、物資を迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（代金の支払）

第6条 乙は、前条第2項の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月20日

- 甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三
- 乙 兵庫県多可郡多可町中区安楽田 511番地
足立織物株式会社
代表取締役 足立利信

4-2-58 災害時における避難所開設に関する協定書

災害時における避難所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇ロイヤルホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設のうち乙の指定する箇所（以下「利用箇所」という。）を避難所として開設する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、甲職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な限り避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難所の開設に係る費用は、無償とする。ただし、避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月3日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市西脇 991番地

西脇ロイヤルホテル株式会社
代表取締役社長 中 川 省 三

4-2-59 災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 正峰会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生のおそれがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、避難所での避難生活が困難なものをいう。

- (1) 介護保険の要介護度認定3以上の者
- (2) 障害の程度が身体障害者1級又は2級及び療育手帳A判定の者
- (3) 前2号に掲げる者に準ずると認められる者

（避難施設）

第2条 避難施設として使用する乙の施設は、特別養護老人ホーム コモエスタにしわきとする。
（施設の使用要請等）

第3条 甲は、要援護者の避難施設として乙の施設を使用する必要があるときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により施設の使用について、乙に協力を要請するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別記様式）で行うものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 使用する期間等

3 乙は、避難施設として使用することの協力の要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

（要援護者の移送）

第4条 要援護者の移送は、原則として甲又は要援護者の家族等で行うものとする。ただし、甲又は要援護者の家族等で移送することが困難な場合は、乙に移送を要請することができる。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、看護師、介護福祉士、ヘルパー及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担等）

第6条 要援護者が乙の施設を使用した期間内に要した費用の負担については、別途甲乙協議する。

（受入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、この協定の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要な物資等について協議する。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、令和3年3月31日までとし、甲乙双方に異議のない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月28日

- 甲 西脇市郷瀬町 605
西脇市
西脇市長 片 山 象 三
- 乙 西脇市上比延町1422-14
社会福祉法人 正峰会
理事長 大 山 正

4-2-60 災害時における物資の提供に関する協定書

災害時における物資の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）及びJパックス株式会社（以下「丙」という。）は、西脇市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資の提供に関し、甲が乙及び丙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙及び丙が保有する物資の提供を必要とする場合は、乙に対し物資の提供の協力を要請するものとする。当該要請を受けた乙が物資を提供することが困難な場合においては、乙が丙の提供することが可能な物資を確認し、当該要請に係る対応について、甲に連絡するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する乙及び丙が保有する物資は、簡易ベッド、間仕切り等の段ボール製品とする。

（提供の実施等）

第4条 乙及び丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙及び丙は、自身の被災等で第2条の規定による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。ただし、乙及び丙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙及び丙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 物資の提供に係る費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

3 費用の支払方法等は、甲、乙及び丙の協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

（協定の解除）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定を解除しようとするときは、3か月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

2 甲は、乙及び丙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

3 乙及び丙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定の解除を申し出、甲の承諾を得ることとする。

（訓練参加）

第9条 乙は、物資の提供が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その提供を要請することができるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者を事前に定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報共有)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月28日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605 番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役 丹羽 俊雄

丙 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役 水谷 嘉浩

4-2-61 災害時における避難場所開設に関する協定書

災害時における避難場所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社マルハン（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難場所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難場所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難場所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難場所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難場所として開設する。

2 前項の規定により避難場所として開設する施設及びその利用箇所は、次のとおりとする。

(1) 施設 マルハン西脇店

(2) 利用箇所 駐車場

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難場所として開設されたときは、避難場所の運営を円滑にするため、甲職員を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難場所として開設されたときは、可能な限り避難場所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難場所の開設に係る費用は、無償とする。ただし、避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難時における事故の責任）

第7条 乙は、施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難場所閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難場所の閉鎖）

第9条 甲は、避難場所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設の変更）

第10条 乙は、施設の増改築等により、利用箇所に変更が生じる場合又は避難場所として使用ができなくなった場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月12日

- 甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三
- 乙 京都府京都市上京区出町今出川上る青龍 231
株式会社マルハン
代表取締役社長 韓 裕

4-2-62 災害時における避難場所開設に関する協定書

災害時における避難場所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社タツミコーポレーション（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難場所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発をいう。

（避難場所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難場所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難場所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難場所として開設する。

2 前項の規定により避難場所として開設する施設及びその利用箇所は、次のとおりとする。

(1) 施設 スtrandプラス西脇店

(2) 利用箇所 駐車場

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難場所として開設されたときは、避難場所の運営を円滑にするため、甲職員を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難場所として開設されたときは、可能な限り避難場所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難場所の開設に係る費用は、無償とする。避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難時における事故の責任）

第7条 乙は、施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難場所閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難場所の閉鎖）

第9条 甲は、避難場所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設の変更）

第10条 乙は、施設の増改築等により、利用箇所に変更が生じる場合又は避難場所として使用ができなくなった場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月22日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県明石市松の内2丁目3番地の9
親和ビル5F
株式会社タツミコーポレーション
代表取締役社長 李煥辰

4-2-63 災害時における避難所開設に関する協定書

災害時における避難所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団 正峰会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、台風や豪雨に伴う浸水や土砂災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難所として開設する。

2 前項の規定により避難所として開設する施設は、大山記念病院とし、施設のうち乙の指定する箇所（以下「利用箇所」という。）を利用する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、甲職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な限り避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難所の開設に係る費用は、無償とする。ただし、避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長 片山象三

乙 兵庫県西脇市黒田庄町田高 313番地
社会医療法人社団 正峰会
理事長 大 山 正

4-2-64 災害時における避難所開設に関する協定書

災害時における避難所開設に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 正峰会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を避難所として開設するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、台風や豪雨に伴う浸水や土砂災害をいう。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、施設を避難所として開設する必要性が生じたときは、乙に開設を要請するものとする。

（避難所開設）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとし、施設を避難所として開設する。

2 前項の規定により避難所として開設する施設は、西脇さくら保育園とし、施設のうち乙の指定する箇所（以下「利用箇所」という。）を利用する。

（職員派遣）

第4条 甲は、施設が避難所として開設されたときは、避難所の運営を円滑にするため、甲職員の中から管理又は監督の地位にある者を責任者として派遣する。

（応援協力）

第5条 乙は、施設が避難所として開設されたときは、可能な限り避難所の運営に協力する。

（費用負担等）

第6条 避難所の開設に係る費用は、無償とする。ただし、避難者が施設内の物品を毀損し、又は汚損し、乙に損害を与えたときは、甲がその費用を負担するものとする。

（避難所閉鎖への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難所を閉鎖する際は、利用箇所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県西脇市上比延町1422番地の14
社会福祉法人 正峰会
理事長 大 山 正

4-2-65 災害時における仮設トイレの賃貸等に関する協定書

災害時における仮設トイレの賃貸等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における仮設トイレの賃貸等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して仮設トイレの賃貸等を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（賃貸の要請）

第2条 甲は災害時等において緊急に仮設トイレが必要であると認める場合は、乙に対して賃貸を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（賃貸の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な範囲において、仮設トイレの賃貸に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に申し出るとともに、要請のあった仮設トイレの供給見込みについて、甲に通知するものとする。

（運搬及び引渡し）

第4条 乙は、仮設トイレの運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 仮設トイレの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（報告及び承認）

第5条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、承認を得るものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、前条に規定する実施状況の承認後、仮設トイレの代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第7条 仮設トイレの取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（訓練参加）

第8条 乙は、仮設トイレの賃貸が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長
執行役員 福本武志

4-2-66 災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般財団法人西脇市住民サービス公社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿の収集及び運搬業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、業務を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の要請）

第2条 災害により設置された仮設トイレ等の業務が必要であると甲が認める場合は、甲は乙に対して業務を要請するものとする。

2 前項の要請は、要請の理由、要請の内容、日時、場所、その他必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、協力を努めるものとし、必要な人員、車両及び資機材を調達の上、甲の指示に従って、業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の協力が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮するものとする。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかにその実施内容について、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、業務の完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。当該費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した業務により、これに従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者を事前に定め、文書により相互に報告するものとし、これに変更があった場合も同様とする。

（訓練参加）

第7条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 兵庫県西脇市平野町 604番地の61
一般財団法人西脇市住民サービス公社
理事長 吉田 孝司

4-2-67 災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

災害時におけるし尿の収集及び運搬業務の協力に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般財団法人西脇市住民サービス公社（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿の収集及び運搬業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、業務を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の要請）

第2条 災害により設置された仮設トイレ等の業務が必要であると甲が認める場合は、甲は乙に対して業務を要請するものとする。

2 前項の要請は、要請の理由、要請の内容、日時、場所、その他必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、協力を努めるものとし、必要な人員、車両及び資機材を調達の上、甲の指示に従って、業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の協力が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮するものとする。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかにその実施内容について、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、業務の完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。当該費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した業務により、これに従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者を事前に定め、文書により相互に報告するものとし、これに変更があった場合も同様とする。

（訓練参加）

第7条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 兵庫県西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 兵庫県西脇市黒田庄町前坂 458番地
有限会社カワキシ
代表取締役 川岸博一

4-2-68 災害時における物資等の提供に関する協定書

災害時における物資等の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定める。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時に物資等を必要とするときは、乙に対し物資等の提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資等の種類）

第3条 乙が前条の規定による要請を受け、提供する物資等は、別表に掲げるもの及びハローズ西脇店の駐車場とする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が調達可能な物資については、この限りでない。

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があったときは、可能な範囲において、物資等の提供に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資等の提供の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、物資等を迅速に提供できる体制を整備するよう努めるものとする。

（物資等の費用負担）

第5条 物資の提供に係る費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。ただし、駐車場の提供については、無償とする。

2 費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資等の運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資等の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月2日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 佐藤利行

別表（第3条関係）

災害時の主な提供物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、玉子
	マヨネーズ、菓子類、塩、調味料、お茶、水

(1) 食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

4-2-69 災害時における法律相談等に関する協定書

災害時における法律相談等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における法律相談等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、災害時において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって甲の円滑な復旧復興を実現するために、災害時における法律相談等に関する甲及び乙の協力体制について、必要な基本的事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な活動

（法律相談及びその他の活動内容）

第3条 法律相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他被災者の生活

再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第5条 甲が乙に対し、災害時の法律相談等の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、従事者の氏名、連絡先等の必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（法律相談等の実施方法）

第6条 乙が、第2条及び第3条に規定する業務を実施するに際し、法律相談等の場所、時間等の実施方法については、甲乙が協議の上、定めるとともに、甲は、場所の提供及び実施方法に関する広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第2条及び第3条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、連絡調整を分担するものとする。

2 乙が、第2条及び第3条に規定する業務を実施するに際し、

行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第2条及び第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに相談件数、各事案の概要等の報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支

援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、

情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、被災者からは相談料を受領しない。ただし、

被災者が日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（日当等）

第11条 第2条、第3条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用

等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の利用の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙独自の法律相談等への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第5条に定める甲からの要請を受けずに法律相談等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が法律相談等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が法律相談等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第5条(前条第2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その後期間満了の日から1か月前までに甲乙から何らの申出のないときは、さらに1年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年4月25日

甲 西脇市下戸田 128-1
西脇市
市長 片山象三

乙 神戸市中央区橘通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長 中上幹雄

4-2-70 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資等の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資等の緊急輸送等に関し、甲に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に物資等の緊急輸送等を行う必要があると認めるときは、乙に対して、次の業務について協力を要請することができる。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 物流業務に必要となる人員の派遣

（協力）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、要請に協力するものとし、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請を完了したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく物資等の緊急輸送等にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な運賃・料金（災害発生前の取引については、取引時の適正な運賃・料金）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 甲は、乙から前条の費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第7条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月15日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長

片 山 象 三

乙 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
一般社団法人兵庫県トラック協会
会長 原 岡 謙 一

4-2-71 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資及び被災者のために甲に対して提供される物資をいう。
- (2) 避難所等 支援物資の配送先となる西脇市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- (3) 物資集積・搬送拠点 災害時に避難所等への支援物資の配送が円滑に行えない場合等において、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点とする施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又はこの関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、西脇市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を要請することができるものとし、乙は可能な限り、要請に協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、業務を実施する上で必要と認めるときは、乙に対し業務に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により要員の派遣を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請への協力及び派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請及び報告の変更）

第6条 甲及び乙は、前2条の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（費用の負担及び請求等）

第7条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 費用は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年10月1日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 大阪府大阪市此花区島屋4丁目4番51号
佐川急便株式会社 関西支店
関西支店長 谷本信幸

4-2-72 災害時における資機材の賃貸等に関する協定書

災害時における資機材の賃貸等に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と株式会社ユニオンアルファ（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材の賃貸等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の資機材の賃貸等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「資機材」とは、発電機、投光器、車椅子、ベビーカーその他乙が資機材として保有又は調達できるものをいう。

（賃貸等の要請）

第3条 甲は、災害時に資機材を必要とするときは、次に掲げる事項について、乙に対して賃貸等を要請するものとする。

(1) 資機材の賃貸

(2) 資機材の運搬、設置及び撤去

(3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名

(2) 要請理由

(3) 賃貸等の期間

(4) 賃貸等の場所

(5) 要請内容（資機材名及び数量）

(6) その他必要な事項

（賃貸等の実施）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、事業運営に支障のない範囲において、同項に定める資機材の賃貸等に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった資機材の供給等の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、資機材の賃貸等の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、この協定に基づき自己が負担する義務と同等の義務を再委託先に課すものとし、当該再委託先の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、乙は再委託先と連帯して甲に対して損害賠償責任を負うものとする。

（報告）

第5条 乙は、資機材の賃貸等を行ったときは、甲に対し、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 報告を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名

(2) 賃貸等の期間

(3) 資機材名及び数量

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づく業務に要する次に掲げる費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 資機材の賃貸に係る賃借料

- (2) 資機材の賃貸に要する運搬、設置及び撤去に係る費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用
(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、資機材の賃貸等が完了したときは、請求書により、甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用を支払うものとする。
(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和5年1月26日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長

乙 兵庫県加古川市野口町坂元 329番地の60
株式会社ユニオンアルファ
代表取締役社長

様

西脇市長

協力要請書(第 報)

災害時における資機材の賃貸等に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名： (部 課) 氏 名： 電話番号：
口頭、電話等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
賃貸等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
賃貸等の場所	
要請内容 (資機材名)	
数 量	
備 考 (特記事項)	

西脇市長 様

株式会社

業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時における資機材の貸貸等に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付 第 号 (第 報)
報告担当者	職 名 : 氏 名 : 電話番号 :
要請理由	
履行の場所	
貸貸等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
資機材名	
数 量	
備 考 (特記事項)	

4-2-73 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇建設業協会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に乙の協力を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ業務を要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 業務を必要とする場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務内容）

第2条 甲が乙に要請する業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川、水路等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除却、築堤、土のう積み、矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土のう積み、仮ガードレール設置等
- (3) 上下水道施設に係る応急復旧等
- (4) 建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供
- (5) その他甲が必要と認める緊急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、前条各号に掲げる業務を甲に提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に提供した建設資機材等の種類、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務を提供した期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 乙が業務に要する費用は、甲が負担する。また、費用の負担については、甲の積算基準又は乙の見積りにより甲が算出し、乙と別途随意契約を締結し、甲は乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 業務に従事した者に係る補償については、乙において保険に加入するものとし、当該保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものと

する。

- (1) 甲は、災害時の自治体配信情報等及び業務に関連する情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(災害応援協力協定書の廃止)

第12条 甲乙間で、平成19年7月1日付けで締結した「災害応援協力協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月1日

甲 西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 西脇市西脇 990番地
西脇建設業協会
会長 藤原啓純

4-2-74 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇市上下水道協同組合（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に乙の協力を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ業務を要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 業務を必要とする場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務内容）

第2条 甲が乙に要請する業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川、水路等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除却、築堤、土のう積み、矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土のう積み、仮ガードレール設置等
- (3) 上下水道施設に係る応急復旧等
- (4) 建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供
- (5) その他甲が必要と認める緊急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、前条各号に掲げる業務を甲に提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に提供した建設資機材等の種類、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務を提供した期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 乙が業務に要する費用は、甲が負担する。また、費用の負担については、甲の積算基準又は乙の見積りにより甲が算出し、乙と別途随意契約を締結し、甲は乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 業務に従事した者に係る補償については、乙において保険に加入するものとし、当該保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものと

する。

- (1) 甲は、災害時の自治体配信情報等及び業務に関連する情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(上水道災害応援協力協定書の廃止)

第12条 甲乙間で、平成18年5月15日付けで締結した「上水道災害応援協力協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月1日

甲 西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 西脇市下戸田 665番地
西脇市上下水道協同組合
理事長 竹内謙太郎

4-2-75 災害時における物資の提供に関する協定書

災害時における物資の提供に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、西脇市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定める。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資の提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第3条 乙が前条の規定による要請を受け、提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が提供可能な物資については、この限りでない。

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があったときは、可能な範囲において、物資の提供に努めるものとする。なお、要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の提供の見込みについて、甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、物資を迅速に提供できる体制を整備するよう努めるものとする。

（物資の費用負担）

第5条 物資の提供及び運搬に係る費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害時の直前における適正な価格を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙又は乙の指定する業者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

4 甲は、第2項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間

満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資提供の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月13日

甲 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉浦克典

別表（第3条関係）

災害時の主な提供物資一覧表

種 類	物 資 名
調剤薬を除く医薬品・ 医療用品	一般用医薬品（かぜ薬、解熱鎮痛剤、目薬等）
	救急絆創膏、哺乳瓶消毒剤、虫よけスプレー
排せつケア用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ
	尿とりパット、生理用品
日用消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
	ポケットティッシュ、歯ブラシ、ラップ
	哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、乾電池
その他	携帯トイレ、使い捨てカイロ、タオル、軍手

- (1) 物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
(2) 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

4-3 廃止した協定書

4-3-1 災害応援協力協定書（廃止）

災害応援協力協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇建設業協会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生した際、その応急対策活動の万全を期するため、応援協力に関し、次のとおり協定する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに至らない小規模の災害をいう。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生して応援協力を求める必要が生じたときは、法令に基づく場合を除き、次に掲げる応援協力措置を乙に要請するものとする。ただし、第4号については、待機の必要がなくなったときはその旨を連絡するものとする。

- (1) 水防活動用資機材の確保、運搬
- (2) 応急復旧のための重機、作業員及び資材の確保並びに応急復旧作業
- (3) その他応急対策活動に必要な措置
- (4) 前3号に備えるための待機態勢

（応援協力の措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、その応援協力措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援協力経費の負担等）

第4条 応援協力措置に要した経費は、甲が乙に対し支弁又は負担するものとする。

2 応援協力措置の業務に従事した者に係る損害補償については、西脇市消防団員等公務災害補償条例（平成17年西脇市条例第177号）を適用するものとする。

（実施の細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、平成19年7月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年7月1日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來住壽一

乙 西脇市西脇990
西脇建設業協会
会長 内藤義道

4-3-2 上水道災害応援協力協定書（廃止）

上水道災害応援協力協定書

西脇市（以下「甲」という。）と黒田庄町水道工事業組合（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生した際、その応急対策活動の万全を期するため、応援協力に関し、次のとおり協定する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに至らない小規模の災害をいう。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応援協力を求める必要が生じたときは、法令の規定により応援協力を求める場合を除き、次に掲げる応援協力措置を乙に要請するものとする。

- (1) 応急給水のための作業員及び資機材の確保並びに応急給水作業
- (2) 応急復旧のための重機、作業員及び資材の確保並びに応急復旧作業
- (3) その他応急対策活動に必要な措置

（応援協力の措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、その応援協力の措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援協力経費の負担）

第4条 応援協力措置に要した経費は、甲が乙の応援協力者に対し支弁又は負担するものとする。

（実施の細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、平成18年5月8日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月8日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 西脇市黒田庄町西沢337
黒田庄町水道工事業組合
理事長 藤 本 一 嘉

4-3-3 上水道災害応援協力協定書（廃止）

上水道災害応援協力協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇市上下水道ガス協同組合（以下「乙」という。）とは、西脇市内において災害が発生した際、その応急対策活動の万全を期するため、応援協力に関し、次のとおり協定する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに至らない小規模の災害をいう。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応援協力を求める必要が生じたときは、法令の規定により応援協力を求める場合を除き、次に掲げる応援協力措置を乙に要請するものとする。

- (1) 応急給水のための作業員及び資機材の確保並びに応急給水作業
- (2) 応急復旧のための重機、作業員及び資材の確保並びに応急復旧作業
- (3) その他応急対策活動に必要な措置

（応援協力の措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、その応援協力の措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援協力経費の負担）

第4条 応援協力措置に要した経費は、甲が乙の応援協力者に対し支弁又は負担するものとする。

（実施の細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、平成18年5月15日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2箇月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月15日

甲 西脇市郷瀬町605
西脇市
西脇市長 來 住 壽 一

乙 西脇市下戸田665
西脇市上下水道ガス協同組合
理事長 藤 本 一

4-4 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式

様式1 (派遣要請)

兵庫県知事様	第 年 月 日	号 日
自衛隊災害派遣について(要請)	西脇市長	印
標記のことについて下記のとおり要請いたします。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を必要とする期間		
年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
3 派遣を必要とする人員・航空機等の概数		
4 派遣を希望する区域及び活動内容		
5 要請責任者の職氏名		
6 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類		
7 派遣地への最適経路		
8 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示		
(1) 連絡場所		
(2) 現場責任者		
(3) その他		
以上		

4-5 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

様式2 (撤収要請)

兵庫県知事様	第 年 月 日	号 日
	西脇市長	印
自衛隊災害派遣について(要請)		
月 日付第 号をもって要請した派遣部隊については、迅速適切な活動により目的を達することができましたから下記のとおり撤収を要請いたします。		
記		
1	派遣地	
2	撤収希望日時	
	年 月 日	時 分
3	派遣部隊人員等	
	人員約	名
4	その他必要な事項	

5. 医療関係

5-1 医療施設一覧

9-1 要配慮者施設一覧(4) 医療機関に掲載

6. 指定避難所関係

6-1 指定避難所施設一覧

(1) 指定避難所

①指定避難所(洪水・土砂災害)

避難施設	自主避難所	住 所	電話番号	収容員数
西脇小学校	○	西脇 656-1	0795-22-3025	199
重春小学校	○	野村町 1795-185	0795-22-2406	160
西脇南中学校		野村町 1795-8	0795-22-3553	257
楠丘小学校		黒田庄町岡 379	0795-28-2019	261
黒田庄中学校	○	黒田庄町黒田 136-1	0795-28-2072	395
総合市民センター		西脇 790-15	0795-22-5996	385
日野体育センター	○	富吉南町 264-44	—	113
比延小学校	○	比延町 22	0795-22-4619	224
西脇市コミュニティセンター 西脇区会館	○	西脇 312-3	0795-22-2127	139
播磨内陸生活文化 総合センター		西脇 790-14	0795-23-5992	237

※河川の氾濫による浸水や土砂災害などの可能性のない公民館などは一時避難所とする。

②指定避難所(地震)

避難施設	住 所	電話番号	収容人数
西脇小学校	西脇 656-1	0795-22-3025	199
西脇中学校	小坂町 95	0795-22-2725	300
日野小学校	西田町 62-1	0795-22-3864	186
重春小学校	野村町 1795-185	0795-22-2406	160
西脇南中学校	野村町 1795-8	0795-22-3553	257
比延小学校	比延町 22	0795-22-4619	224
双葉小学校	住吉町 1-1-3	0795-22-8106	130
芳田小学校	落方町 236-3	0795-27-0014	156
楠丘小学校	黒田庄町岡 379	0795-28-2019	261
桜丘小学校	黒田庄町石原 1470	0795-28-2203	250
黒田庄中学校	黒田庄町黒田 136-1	0795-28-2072	395
天神池スポーツセンター	寺内 517-1	0795-22-0072	200
日野体育センター	富吉南町 264-44	—	113
総合市民センター	西脇 790-15	0795-22-5996	385
西脇市コミュニティセンター 西脇区会館	西脇 312-3	0795-22-2127	139
播磨内陸生活文化総合センター	西脇 790-14	0795-23-5992	237
北はりま職業訓練センター	平野町 189-1	0795-23-4326	335
市民交流施設	下戸田 128-1	0795-24-3010	245

※耐震補強などがされている公民館などは一時避難所とする。

③補助避難所(大規模洪水・土砂災害)

避難施設	住 所	電話番号	収容人数
西脇高等学校	野村町 1794-60	0795-22-3566	432
西脇工業高等学校	野村町 1790	0795-22-5506	310

④補助避難所（大規模地震）

避難施設	住 所	電話番号	収容人数
西脇高等学校	野村町 1794-60	0795-22-3566	432
西脇工業高等学校	野村町 1790	0795-22-5506	310
西脇北高等学校	郷瀬町 669-32	0795-22-5850	438

(2) 指定福祉避難所

①指定福祉避難所（洪水・土砂災害）

避難施設	住 所	電話番号	収容人数
しばざくら荘	上戸田 194-1	0795-23-5958	
特別養護老人ホーム みぎわ園	八坂町 213-1	0795-22-1358	
特別養護老人ホーム 楽寿園	前島町 260-1	0795-23-7700	
特別養護老人ホーム オンパリーコ	上比延町 1422-14	0795-25-0050	
特別養護老人ホーム コモエスタにしわき	蒲江 551-1	0795-23-6551	

②指定福祉避難所（地震）

避難施設	住 所	電話番号	収容人数
しばざくら荘	上戸田 194-1	0795-23-5958	
青年の家	上比延町 1434-8	0795-22-3703	
西脇市黒田庄福祉センター	黒田庄町前坂 2140	0795-28-5708	
特別養護老人ホーム みぎわ園	八坂町 213-1	0795-22-1358	
特別養護老人ホーム 楽寿園	前島町 260-1	0795-23-7700	
特別養護老人ホーム 向陽苑	黒田庄町黒田 783	0795-28-3293	
特別養護老人ホーム オンパリーコ	上比延町 1422-14	0795-25-0050	
特別養護老人ホーム コモエスタにしわき	蒲江 551-1	0795-23-6551	

③協定を締結している民間の社会福祉施設

協定締結先	施設名称	所在地	電話
社会福祉法人 みぎわ会	軽費老人ホームA型 いずみ寮	八坂町 213-21	27-0777
	特別養護老人ホーム みぎわ園	八坂町 213-1	22-1358
	ケアハウス ハンナ館	八坂町 213-18	22-1011
社会福祉法人 日野の郷	特別養護老人ホーム 楽寿園	前島町 260-1	23-7700
社会福祉法人 向陽福社会	特別養護老人ホーム 向陽苑	黒田庄町黒田 783	28-3293
社会福祉法人 正峰会	特別養護老人ホーム オンパリーコ	上比延町 1422-14	25-0050
社会福祉法人 正峰会	特別養護老人ホーム コモエスタにしわき	蒲江 551-1	23-6551

(3) 協定の避難所等

①協定の避難所等（洪水・土砂災害）

協定締結先	施設名称	所在地	電話
西脇商工会議所	西脇経済センタービル	西脇市西脇 990	22-3901
西脇ロイヤルホテル株式会社	西脇ロイヤルホテル	西脇市西脇 991	23-2000
株式会社マルハン	マルハン西脇店駐車場	西脇市上野 125-3	25-0300
株式会社タツミコーポレーション	ストランドプラス西脇店駐車場	西脇市高田井町 140	27-8570
社会医療法人社団 正峰会	大山記念病院	西脇市黒田庄町 田高 313	28-3773
社会福祉法人 正峰会	西脇さくら保育園	西脇市黒田庄町 田高 326-1	28-4197

②協定の避難所等（地震）

協定締結先	施設名称	所在地	電話
西脇商工会議所	西脇経済センタービル	西脇市西脇 990	22-3901
西脇ロイヤルホテル株式会社	西脇ロイヤルホテル	西脇市西脇 991	23-2000
株式会社マルハン	マルハン西脇店駐車場	西脇市上野 125-3	25-0300
株式会社タツミコーポレーション	ストランドプラス西脇店駐車場	西脇市高田井町 140	27-8570

(4) その他の市内の公共施設

名 称	所 在 地	電 話	風水害	地震	備 考
西脇東中学校	鹿野町 1116	22-3905	○	○	自衛隊受入場所
西脇地域職業訓練センター	平野町 189-1	23-4326	○	○	
上野会館	上野 243	23-3451	○	○	
黒っこプラザ	黒田庄町前坂 2140	28-2121	○	○	
日本のへそ時計の丘公園	黒田庄町門柳 871-14	28-4851	○	○	
西脇市総合福祉センター	和布町 277-1	23-0211	×	○	ボランティア拠点

6-2 指定緊急避難場所一覧

(1) 指定緊急避難場所

避難場所	住 所	風水害	地震	管理担当電連絡先	収容人数
童子山公園おまつり広場	西脇 790-15	○	○	0795-22-5996	2,000
西脇小学校	西脇 656-1	○	○	0795-22-3025	3,900
西脇公園	坂本 453-46	×	○	0795-22-5996	5,000
道の駅北はりまエコミュージアム	寺内 517-1	×	○	0795-22-2651	2,000
市原グラウンド	市原町 514-32	×	○	0795-22-5996	2,000
重春小学校	野村町 1795-185	○	○	0795-22-2406	6,000
野村公園	野村町 1796-206	○	○	0795-22-5996	2,500
西脇東中学校	鹿野町 1116	○	○	0795-22-2725	5,000
双葉小学校	住吉町 1-1-3	×	○	0795-22-8106	1,750
日本へそ公園	上比延町 334-2	○	○	0795-22-2772	5,000
上比延友遊農村公園グラウンド	上比延町 386-6	×	○	0795-22-5996	3,000
芳田小学校	落方町 236-3	×	○	0795-27-0014	1,500
黒田庄中学校	黒田庄町黒田 136-1	○	○	0795-28-2072	6,000

桜丘小学校	黒田庄町石原 1470	×	○	0795-28-2203	2,000
黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂 2147	○	○	0795-22-5996	4,500
楠丘小学校	西脇市黒田庄町岡 379	○	○	0795-28-2019	2,500
茜が丘複合施設	野村町茜が丘 16-1	○	○	0795-25-2800	4,000

7. 交通規制・緊急輸送関係

7-1 緊急輸送路一覧

第1次緊急輸送路	国道175号及び国道427号（県指定緊急輸送路）
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路と西脇病院、消防署、地域防災拠点、ヘリポート等の防災拠点を結ぶ道路
第3次緊急輸送路	防災拠点と避難所、地区防災拠点を結ぶ道路

7-2 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

区分	名称	所在地	規模
緊急用ヘリポート	重春グラウンド	野村町	90×100m
緊急用ヘリポート	黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂	120×70m
緊急用ヘリポート	県民広場	鹿野町	80×140m
緊急用ヘリポート	城山公園多目的広場	鹿野町	80×150m
自衛隊ヘリポート	東中学校グラウンド	鹿野町	90×90m

7-3 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式
(様式第1号)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

令和 年 月 日

兵庫県防災監 様

申請者 (要請機関の長)

要請機関名			担当者名			電話番号		
事案覚知時刻	時	分	予備要請時刻	時	分	正式要請時刻	時	分
災害種別	1 救急	2 救助	3 火災防御	4 情報収集	5 災害応急 ^{※1}	6 その他		
発生場所	市・町		番地					
臨時着陸場	市・町 名称		(臨時着陸場番号) ^{※2} :					
気象条件	天候:			視程 ^{※3} :				
無線呼出名称	臨時着陸場		活動隊			現地指揮本部		
災害概要								

傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症 状						
同 乗 者	医師・看護師・関係者	関係者続柄		搬送元病院		
搬送先病院			搬送先 臨時着陸場			
搬送先 無線呼出名称			電源の要否			

送 付 先 神戸市消防局警防部司令課 TEL : (078) 331-0986
FAX : (078) 331-0987

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

7-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式

別記様式第1号
(表)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">() 第 号</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">兵庫県公安委員会 様</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">申請者住所 (電話番号) 氏 名</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">印</p>							
行政機関等の名称等	<p>1 指定行政機関</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>3 地方公共団体（執行機関を含む。）</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>5 指定地方公共機関</p>						
	名 称 ()						
業 務 の 内 容	<p>1 警報の発令等</p> <p>2 消防等の応急措置</p> <p>3 救難救助等</p> <p>4 児童等の教育</p> <p>5 施設等の応急復旧</p> <p>6 保健衛生</p> <p>7 社会秩序の維持</p> <p>8 緊急通行の確保</p> <p>9 災害の防御等</p> <p>10 その他 ()</p>						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）							
兵庫県以外での災害 応急対策に関する活動計画の策定の有無 及びその活動地域	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 60%;">大阪府・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の都道府県 ()</td> <td></td> </tr> </table>	有	大阪府・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県	無		その他の都道府県 ()	
有	大阪府・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県	無					
	その他の都道府県 ()						
車両の 使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 85%;">電話番号 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所	電話番号 ()	氏 名			
住 所	電話番号 ()						
氏 名							
番号標に表示されている番号							
出 発 地							

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

兵庫県公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前手続を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済み証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

7-6 緊急通行車両確認証明書の様式

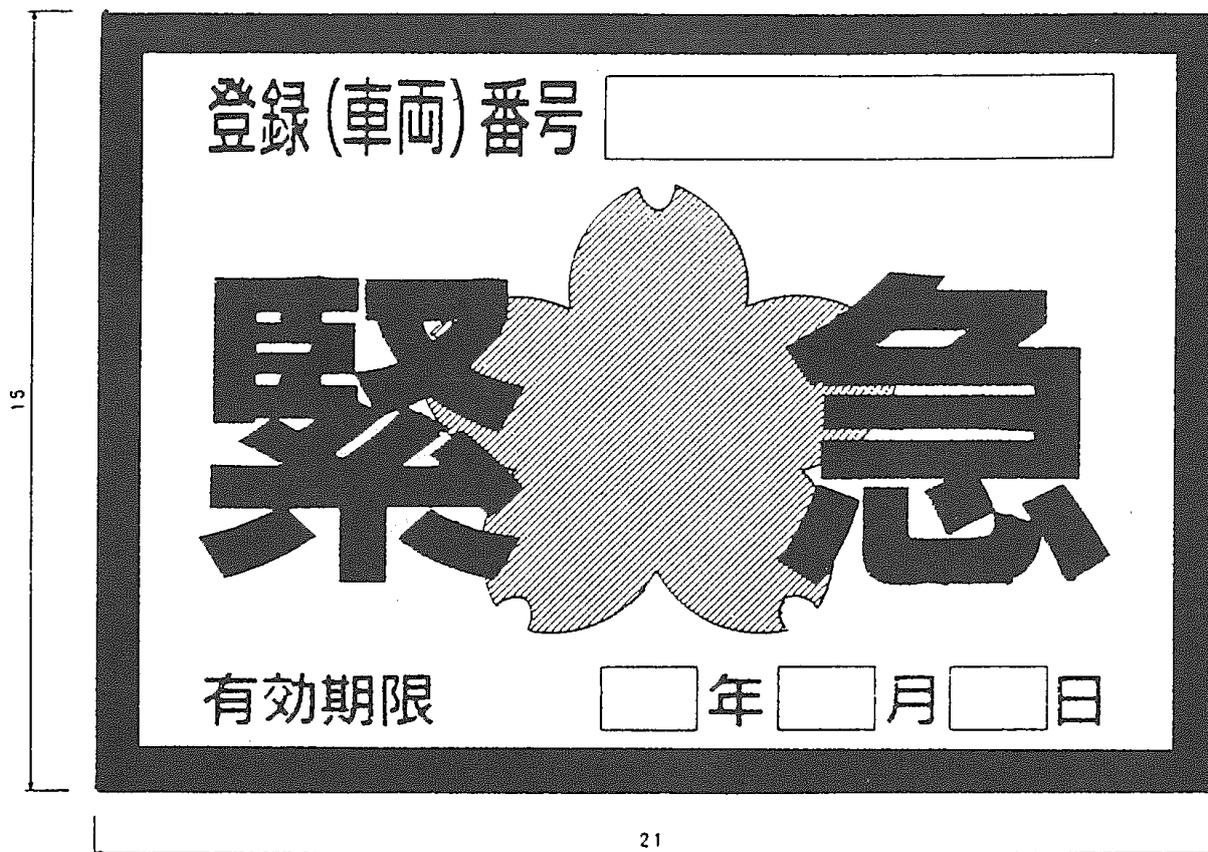
災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日	
<h1>緊急通行車両確認証明書</h1>			
兵庫県知事 印 兵庫県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

7-7 緊急通行車両標章の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第3号



備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示す部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8. 飲料水・食料・物資関係

8-1 水防・防災資機材及び備蓄物資一覧

(1-1)

品目	単位	第1分団 保管分	第2分団 保管分	第3分団 保管分	第4分団 保管分	第5分団 保管分	第6分団 保管分	第7分団 保管分	小計
土のう袋	枚	600	2,100	1,350	2,500	1,500	1,800	2,000	11,850
ビニールシート	枚	21	38	38	38	33	38	24	230
なわ	一								0
針金(10番)	kg	20	20	20	20	20	20	20	140
木杭	本								0
鉄パイプ杭	本								0
くぎ(6吋)	kg	5	5	5	5	5	5	5	35
かけや	丁	10	10	10	10	10	10	10	70
スコップ	丁	20	20	20	20	20	20	20	140
のこぎり	丁	5	5	5	5	5	5	5	35
おの	丁								0
かま	丁	10	10	10	10	10	10	10	70
なた	丁	5	5	5	5	5	5	5	35
くわ	丁	10	10	10	10	10	10	10	70
じょうれん	丁	10	10	10	10	10	10	10	70
つるはし	丁	3	3	3	3	3	3	3	21
ベンチ	丁	3	3	3	3	3	3	3	21
金づち	丁	3	3	3	3	3	3	3	21
かすがい	本	50	50	50	50	50	50	50	350
バケツ	個	1	1	1	1	1	1	1	7
ビニールロープ	巻	2	2	2	2	2	2	2	14
トラロープ	m	100	100	100	100	100	100	100	700
懐中電灯	個								0
むしろ	枚								0
スドリ	枚								0
一輪車	台	4	4	4	4	4	4	4	28
ロープ籠	枚								0
荷ない棒	本								0
災害救助道具セット	個	1	1	1	1	1	1	1	7
二連式はしご	台	1	1	1	1	1	1	1	7
チェーンソー	台	1	1	1	1	1	1	1	6
救助用ボート	艇								0
船外機	機								0
投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	7
ハンマー	丁	1	1	1	1	1	1	1	7
パール	丁	3	3	3	3	3	3	3	21
担架	台	1	1	1	1	1	1	1	7
コードリール	個	1	1	1	1	1	1	1	7
発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	7
保存食	食								0
水 2L	本								0
水 500mL	本								0
粉ミルク	食								0
液体ミルク	食								0
クラッカー	食								0
かんぱん	食								0

(1-2)

品目	単位	第1分団 保管分	第2分団 保管分	第3分団 保管分	第4分団 保管分	第5分団 保管分	第6分団 保管分	第7分団 保管分	小計
救助用毛布	枚								0
カイロ	個								0
液体歯磨き	本								0
使い捨て歯ブラシ	本								0
使い捨てどんぶり	杯								0
カセットコンロ	個								0
カセットボンベ	本								0
給水タンク (1000L)	個								0
給水タンク (800L)	個								0
給水袋	枚								0
ポリタンク (300L)	個								0
ポリタンク (20L)	個								0
ポリタンク (10L)	個								0
回転灯									0
立入禁止テープ (30m)									0
ハンドマイク		1	1	1	1	1	1	1	7
収納物置	台								0
20人用救急箱	本								0
簡易トイレ(ダンボール製)	個								0
簡易トイレ	個								0
便袋	袋								0
両手鍋7リットル用 釜 (かまど付)	台								0
移動用炊飯器									0
食器	個								0
テント (幕有)	個								0
テント (幕無)	台								0
エアータント	個								0
段ボールベッド	台								0
脚立	張								0
ボルトクリッパー	張								0
バリケード	張								0
折りたたみテーブル	台								0
折りたたみチェア	丁								0
スコッチコーン	個								0
ライン引き	台								0
燃料携行缶 10L	個								0
燃料携行缶 20L	個								0
ワンタッチパーテーション	個								0
多目的防災テント	張								0
簡易間仕切り	個								0
水中ポンプ	個	1	1	1	1	1	1	1	7
トイレ用パーテーション	張								0
紙おむつ (幼児用)	枚								0
紙おむつ (大人用)	枚								0
紙下着	枚								0
生理用品	個								0

(2-1)

品目	単位	コミュニティ消防センター	防災ステーション	喜多防災倉庫	門柳水防倉庫	重春小学校備蓄倉庫	庁舎倉庫	総合市民センター	茜が丘複合施設Miraie	旧マナビータ倉庫	小計
土のう袋	枚			18,350	700						19,050
ビニールシート	枚		50	1,031	10	3					1,094
なわ	—										0
針金(10番)	kg										0
木杭	本		400								400
鉄パイプ杭	本		29								29
くぎ(6吋)	kg										0
かけや	丁		3	5	10						18
スコップ	丁		22	35	5						62
のこぎり	丁			1							1
おの	丁		2								2
かま	丁			4							4
なた	丁		4								4
くわ	丁										0
じょうれん	丁		12		10						22
つるはし	丁		9		10						19
ベンチ	丁			1							1
金づち	丁			2							2
かすがい	本										0
バケツ	個			111		48					159
ビニールロープ	巻			16	5						21
トラロープ	m		50	2,000		50					2,100
懐中電灯	個		12								12
むしろ	枚		175								175
スドリ	枚		12	8							20
一輪車	台		2		2						4
ロープ籠	枚										0
荷ない棒	本										0
災害救助道具セット	個										0
二連式はしご	台										0
チェーンソー	台	2									2
救助用ボート	艇		1	1			1				3
船外機	機		1				1				2
投光器	台		1	1		1				30	33
ハンマー	丁		1								1
パール	丁		4								4
担架	台		5								5
コードリール	個		1	1			5			29	36
発電機	台	1	1	1		1	4			36	44
保存食	食	6,739				100		100			6,939
水 2L	本										0
水 500mL	本	3,888				48		48			3,984
粉ミルク	食	1,000									1,000
液体ミルク	食	168									168
クラッカー	食										0
かんぱん	食										0

(2-2)

品目	単位	コミュニティ消防センター	防災ステーション	喜多防災倉庫	門柳水防倉庫	重春小学校備蓄倉庫	庁舎倉庫	総合市民センター	茜が丘複合施設 Miraie	旧マヒータ倉庫	小計
救助用毛布	枚			550		441	10	100			1,101
カイロ	個	3,420									3,420
液体歯磨き	本	39									39
使い捨て歯ブラシ	本	2,000									2,000
使い捨てどんぶり	杯	6,000									6,000
カセットコンロ	個	36									36
カセットボンベ	本	108									108
給水タンク(1000L)	個										0
給水タンク(800L)	個										0
給水袋	枚								1,300		1,300
ポリタンク(300L)	個										0
ポリタンク(20L)	個										0
ポリタンク(10L)	個										0
回転灯				2							2
立入禁止テープ(30m)				3							3
ハンドマイク											0
収納物置	台										0
20人用救急箱	本		4								4
簡易トイレ(タンボール製)	個								146		146
簡易トイレ	個								72		72
便袋	袋								3,701		3,701
両手鍋7リットル用	個		2								2
釜(かまど付)	台		2								2
移動用炊飯器						2					2
食器	個			有り							有り
テント(幕有)	個		2								2
テント(幕無)	台		2								2
エアータント	個					1					1
段ボールベッド	台								50		50
脚立	張		1	1							2
ボルトクリッパー	張		3	1							4
バリケード	張		10	8							18
折りたたみテーブル	台		10								10
折りたたみチェア	丁		30								30
スコッチコーン	個										0
ライン引き	台					2					2
燃料携行缶10L	個			1		1	1				3
燃料携行缶20L	個		3	2		1	3				9

品目	単位	コミュニティ消防センター	防災ステーション	喜多防災倉庫	門柳水防倉庫	重春小学校備蓄倉庫	庁舎倉庫	総合市民センター	茜が丘複合施設Miraie	旧マヒータ倉庫	小計
ワンタッチハートーション	個								13		13
多目的防災テント	張								2		2
簡易間仕切り	個								13		13
水中ポンプ	個			1							1
トイレ用ハートーション	張								82		82
紙おむつ（幼児用）	枚								2,040		2,040
紙おむつ（大人用）	枚								312		312
紙下着	枚								3,200		3,200
生理用品	個								1,296		1,296

(3-1)

品目	単位	西脇 小学校	日野 小学校	比延 小学校	双葉 小学校	芳田 小学校	楠丘 小学校	桜丘 小学校	小計
土のう袋	枚								0
ビニールシート	枚								0
なわ	ー								0
針金(10番)	kg								0
木杭	本								0
鉄パイプ杭	本								0
くぎ(6吋)	kg								0
かけや	丁								0
スコップ	丁								0
のこぎり	丁								0
おの	丁								0
かま	丁								0
なた	丁								0
くわ	丁								0
じょうれん	丁								0
つるはし	丁								0
ペンチ	丁								0
金づち	丁								0
かすがい	本								0
バケツ	個								0
ビニールロープ	巻								0
トラロープ	m								0
懐中電灯	個						3	3	6
むしろ	枚								0
スドリ	枚								0
一輪車	台								0
ロープ籠	枚								0
荷ない棒	本								0
災害救助道具セット	個								0
二連式はしご	台								0
チェーンソー	台								0
救助用ボート	艇								0
船外機	機								0
投光器	台								0
ハンマー	丁								0
バール	丁								0
担架	台						1	1	2
コードリール	個								0
発電機	台								0
保存食	食	100	100	100	100	100	100	100	700
水 2L	本								0
水 500mL	本	48	48	48	48	48	48	48	336
粉ミルク	食								0
液体ミルク	食								0
クラッカー	食								0
かんぱん	食								0

(3-2)

品目	単位	西脇 小学校	日野 小学校	比延 小学校	双葉 小学校	芳田 小学校	楠丘 小学校	桜丘 小学校	小計
救助用毛布	枚	100	100	100	100	100	100	100	700
カイロ	個								0
液体歯磨き	本								0
使い捨て歯ブラシ	本								0
使い捨てどんぶり	杯								0
カセットコンロ	個								0
カセットボンベ	本								0
給水タンク (1000L)	個								0
給水タンク (800L)	個								0
給水袋	枚								0
ポリタンク (300L)	個								0
ポリタンク (20L)	個								0
ポリタンク (10L)	個								0
回転灯									0
立入禁止テープ (30m)									0
ハンドマイク							2	2	4
収納物置	台						1	1	2
20人用救急箱	本								0
簡易トイレ(ダンボール製)	個								0
簡易トイレ	個								0
便袋	袋								0
両手鍋7リットル用 釜 (かまど付)	台								0
移動用炊飯器									0
食器	個								0
テント (幕有)	個								0
テント (幕無)	台								0
エアータント	個								0
段ボールベッド	台								0
脚立	張								0
ボルトクリッパー	張								0
バリケード	張								0
折りたたみテーブル	台								0
折りたたみチェア	丁								0
スコッチコーン	個								0
ライン引き	台								0
燃料携行缶 10L	個								0
燃料携行缶 20L	個								0
ワンタッチパーテーション	個								0
多目的防災テント	張								0
簡易間仕切り	個								0
水中ポンプ	個								0
トイレ用パースレット	張								0
紙おむつ (幼児用)	枚								0
紙おむつ (大人用)	枚								0
紙下着	枚								0
生理用品	個								0

(4-1)

品目	単位	西脇 中学校	西脇南 中学校	黒田庄 中学校	播磨内陸生 活文化総合 センター	天神池 スポーツセンタ	日野体育 センター	センティ ア西脇	小計
土のう袋	枚								0
ビニールシート	枚								0
なわ	ー								0
針金(10番)	kg								0
木杭	本								0
鉄パイプ杭	本								0
くぎ(6吋)	kg								0
かけや	丁								0
スコップ	丁								0
のこぎり	丁								0
おの	丁								0
かま	丁								0
なた	丁								0
くわ	丁								0
じょうれん	丁								0
つるはし	丁								0
ペンチ	丁								0
金づち	丁								0
かすがい	本								0
バケツ	個								0
ビニールロープ	巻								0
トラロープ	m								0
懐中電灯	個			3					3
むしろ	枚								0
スドリ	枚								0
一輪車	台								0
ロープ籠	枚								0
荷ない棒	本								0
災害救助道具セット	個								0
二連式はしご	台								0
チェーンソー	台								0
救助用ボート	艇								0
船外機	機								0
投光器	台								0
ハンマー	丁								0
パール	丁								0
担架	台			1					1
コードリール	個								0
発電機	台								0
保存食	食	100	100	100	100	100	100	100	700
水 2L	本								0
水 500mL	本	48	48	48	48	48	48	48	336
粉ミルク	食								0
液体ミルク	食								0
クラッカー	食								0
かんぱん	食								0

(4-2)

品目	単位	西脇 中学校	西脇南 中学校	黒田庄 中学校	播磨内陸生 活文化総合 センター	天神池 スポーツセンタ	日野体育 センター	センティ ア西脇	小計
救助用毛布	枚	100	100	100	100	100	100	100	700
カイロ	個								0
液体歯磨き	本								0
使い捨て歯ブラシ	本								0
使い捨てどんぶり	杯								0
カセットコンロ	個								0
カセットボンベ	本								0
給水タンク (1000L)	個								0
給水タンク (800L)	個								0
給水袋	枚								0
ポリタンク (300L)	個								0
ポリタンク (20L)	個								0
ポリタンク (10L)	個								0
回転灯									0
立入禁止テープ (30m)									0
ハンドマイク				2					2
収納物置	台			1					1
20人用救急箱	本								0
簡易トイレ(タンポール製)	個								0
簡易トイレ	個								0
便袋	袋								0
両手鍋7リットル用	個								0
釜 (かまど付)	台								0
移動用炊飯器									0
食器	個								0
テント (幕有)	個								0
テント (幕無)	台								0
エアータント	個								0
段ボールベッド	台								0
脚立	張								0
ボルトクリッパー	張								0
バリケード	張								0
折りたたみテーブル	台								0
折りたたみチェア	丁								0
スコッチコーン	個								0
ライン引き	台								0
燃料携行缶 10L	個								0
燃料携行缶 20L	個								0
ワンタッチバージョン	個								0
多目的防災テント	張								0
簡易間仕切り	個								0
水中ポンプ	個								0
トイレ用バケツ	張								0
紙おむつ (幼児用)	枚								0
紙おむつ (大人用)	枚								0
紙下着	枚								0
生理用品	個								0

(5-1)

品目	単位	黒っこ プラザ	黒田庄 体育センター	上戸田 浄水場	田高浄水場	小計	合計
土のう袋	枚					0	30,900
ビニールシート	枚					0	1,324
なわ	ー					0	0
針金(10番)	kg					0	140
木杭	本					0	400
鉄パイプ杭	本					0	29
くぎ(6吋)	kg					0	35
かけや	丁					0	88
スコップ	丁					0	202
のこぎり	丁					0	36
おの	丁					0	2
かま	丁					0	74
なた	丁					0	39
くわ	丁					0	70
じょうれん	丁					0	92
つるはし	丁					0	40
ベンチ	丁					0	22
金づち	丁					0	23
かすがい	本					0	350
バケツ	個					0	166
ビニールロープ	巻					0	35
トラロープ	m					0	2,800
懐中電灯	個	3	3			6	27
むしろ	枚					0	175
ストリ	枚					0	20
一輪車	台					0	32
ロープ籠	枚					0	0
荷ない棒	本					0	0
災害救助道具セット	個					0	7
二連式はしご	台					0	7
チェーンソー	台					0	8
救助用ボート	艇					0	3
船外機	機					0	2
投光器	台					0	40
ハンマー	丁					0	8
パール	丁					0	25
担架	台	1	1			2	17
コードリール	個					0	43
発電機	台					0	51
保存食	食					0	8,339
水 2L	本					0	0
水 500mL	本					0	4,656
粉ミルク	食					0	1,000
液体ミルク	食					0	168
クラッカー	食					0	0
かんぱん	食					0	0

(5-2)

品目	単位	黒っこ プラザ	黒田庄 体育センター	上戸田 浄水場	田高浄水場	小計	合計
救助用毛布	枚					0	2,501
カイロ	個					0	3,420
液体歯磨き	本					0	39
使い捨て歯ブラシ	本					0	2,000
使い捨てどんぶり	杯					0	6,000
カセットコンロ	個					0	36
カセットボンベ	本					0	108
給水タンク (1000L)	個			2		2	2
給水タンク (800L)	個				1	1	1
給水袋	枚					0	1,300
ポリタンク (300L)	個			2	2	4	4
ポリタンク (20L)	個				5	5	5
ポリタンク (10L)	個					0	0
回転灯						0	2
立入禁止テープ (30m)						0	3
ハンドマイク		2	2			4	17
収納物置	台	1	1			2	5
20人用救急箱	本					0	4
簡易トイレ(ダンボール製)	個					0	146
簡易トイレ	個					0	72
便袋	袋					0	3,701
両手鍋7リットル用 釜(かまど付)	台					0	2
移動用炊飯器						0	2
食器	個					0	有り
テント(幕有)	個					0	2
テント(幕無)	台					0	2
エアータント	個					0	1
段ボールベッド	台					0	50
脚立	張					0	2
ボルトクリッパー	張					0	4
バリケード	張					0	18
折りたたみテーブル	台					0	10
折りたたみチェア	丁					0	30
スコッチコーン	個					0	0
ライン引き	台					0	2
燃料携行缶 10L	個					0	3
燃料携行缶 20L	個					0	9
ワンタッチパーテーション	個					0	13
多目的防災テント	張					0	2
簡易間仕切り	個					0	13
水中ポンプ	個					0	8
トイレ用パーカメント	張					0	82
紙おむつ(幼児用)	枚					0	2,040
紙おむつ(大人用)	枚					0	312
紙下着	枚					0	3,200
生理用品	個					0	1,296

9. 福祉関係

9-1 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり）

(1) 児童福祉施設等

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
認定 こども園	西脇こども園	西脇 760-1	22-2909	区域外	急傾斜・土石流	—
	つまこども園	寺内 8-1	22-1693	0-0.5m未満	—	—
	かすがこども園	高田井町 781	22-5787	区域外	—	—
	日野こども園	西田町 5-1	22-7023	0-0.5m未満	—	—
	どれみこども園	高松町 597	22-5740	区域外	—	—
	比延こども園	比延町 867-5	22-7258	区域外	—	—
	芳田こども園	岡崎町 523	27-0550	0.5-3m未満	—	—
	黒田庄こども園	黒田庄町前坂 930	28-4357	区域外	急傾斜	山腹崩壊
認可外 保育施設	あおぞら保育園	下戸田 652-1	22-0111	区域外	—	崩壊土砂
	西脇市上野保育園	上野 118	22-3700	区域外	—	—
	西脇市小坂保育園	小坂町 122-1	23-3700	0-0.5m未満	—	—
	ひよこ保育園	板波町 706-8	22-3323	区域外	—	山腹崩壊
	西脇さくら保育園	黒田庄町田高 326-1	28-4197	0.5-3m未満	—	—

(2) 放課後児童健全育成事業の用に供する施設

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
放課後児童 クラブ	西脇小学校（なかよし・にこにこクラブ）	西脇 656-1	23-4694	区域外	—	—
	日野小学校（たんぼぼクラブ）	西田町 62-1	22-8441	0-0.5m未満	—	—
	重春小学校（ともだち・きらきら・重春第3クラブ）	野村町 1795-185	22-2611	区域外	—	—
	比延小学校（のびのびクラブ）	比延町 22	22-3990	区域外	—	—
	双葉小学校（ふたばっ子クラブ）	住吉町 1-1-3	22-1902	区域外	土石流	—
	芳田小学校（つくしクラブ）	落方町 227-1	25-8282	区域外	—	崩壊土砂・山腹崩壊
	楠丘小学校（くすっ子クラブ）	黒田庄町岡 379	28-5003	区域外	—	—
	桜丘小学校（さくらっ子クラブ）	黒田庄町石原 1470	28-5199	区域外	急傾斜	崩壊土砂

(3) 老人福祉施設等

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
通所介護	ゑびすリハビリセンター	西脇 168-4	24-0027	0.5-3m未満	—	—
	デイサービスセンターとぎの郷	西脇 273	22-8700	0-0.5m未満	—	—
	PLUSケア西脇	西脇 885-39	24-4168	0.5-3m未満	—	—
	デイサービスセンターこころの里西脇	下戸田 184-1	22-3456	区域外	—	—
	デイサービスセンターあげほ	寺内 492-1	22-5011	区域外	—	—
	デイサービスセンターこもれび庵	蒲江 551-1	23-6551	区域外	—	—
	元気あっぷ西脇デイサービスセンター	小坂町 225-9	24-6701	区域外	土石流	—
	楽寿園デイサービスセンター	前島町 260-1	23-7700	区域外	—	—
	デイサービスのむらスタジオ	西脇市野村町 1257-1	24-5524	区域外	—	—
	オンベリーコ	上比延町 1422-14	25-0050	区域外	—	—
	デイサービスセンターナオミ館	八坂町 213-1	22-8555	区域外	—	—
	デイサービスセンターこはく	黒田庄町大門 39-1	28-5757	0-0.5m未満	—	—
	デイホームわらべ	黒田庄町岡 1068-49	28-5575	区域外	—	—
	デイホーム里の家	黒田庄町石原 563	28-5335	0.5-3m未満	—	—
	桜丘デイサービスセンター	黒田庄町田高 313-294	28-5582	0.5-3m未満	—	—
デイサービスセンター向陽苑	黒田庄町黒田 783	28-3293	区域外	土石流	—	
通所リハビリ	しばざくら荘	上戸田 194-1	23-5958	区域外	—	—
	はたざわ医院	日野町 158	23-8612	0.5-3m未満	—	—
	三木医院	大木町 288-1	23-9343	区域外	—	—
	上田医院	野村町 865-5	22-0050	区域外	—	—
短期入所	しばざくら荘	上戸田 194-1	23-5958	区域外	—	—
	コモエスタにしわき	蒲江 551-1	23-6551	区域外	—	—
	楽寿園	前島町 260-1	23-7700	区域外	—	—
	さわやかリバーサイド西脇	和布町 168-2	25-0065	0.5-3m未満	—	—
	オンベリーコ	上比延町 1422-14	25-0050	区域外	—	—
	みぎわ園	八坂町 213-1	22-1358	区域外	—	—
	向陽苑	黒田庄町黒田 783	28-3293	区域外	土石流	—
特別養護老人ホーム	コモエスタにしわき	蒲江 551-1	23-6551	区域外	—	—
	楽寿園	前島町 260-1	23-7700	区域外	—	—
	オンベリーコ	上比延町 1422-14	25-0050	区域外	—	—
	みぎわ園	八坂町 213-1	22-1358	区域外	—	—

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
特別養護老人ホーム	向陽苑	黒田庄町黒田 783	28-3293	区域外	土石流	—
介護老人保健施設	しばざくら荘	上戸田 194-1	23-5958	区域外	—	—
特定施設入居者生活介護	さわやかリバーサイド西脇	和布町 168-2	25-0065	0.5-3m未満	—	—
軽費老人ホーム	いずみ寮	八坂町 213-21	27-0777	区域外	—	—
ケアハウス	ハンナ館	八坂町 213-18	27-1011	区域外	—	—
老人福祉センター	西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館	和布町 277-1	23-0211	0.5-3m未満	—	—
有料老人ホーム	こころの里西脇	下戸田 184-1	22-3456	区域外	—	—
	さわやかリバーサイド西脇	和布町 168-2	25-0065	0.5-3m未満	—	—
	ハーベストコート桜丘	黒田庄町田高 313-294	28-5583	0.5-3m未満	—	—
	ハーベストコート桜丘2号館	黒田庄町田高 313-273	28-5355	0.5-3m未満	—	—
認知症対応型通所介護	デイサービスゆうゆう	西脇 518-2	25-0137	区域外	—	—
認知症対応型共同生活介護	グループホームときの郷	西脇 273	22-8700	0-0.5m未満	—	—
	グループホームゆうゆう	西脇 518-2	25-0350	区域外	—	—
	グループホームさくらんぼ	黒田庄町黒田 1601-30	28-5550	0-0.5m未満	—	—
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームゆうゆう	西脇 518-2	25-0353	区域外	—	—
サービス付き高齢者向け住宅	ハーベストコート桜丘3号館	黒田庄町田高 316	28-2555	0.5-3m未満	—	—

(4) 障害者関連施設

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
就労継続支援A型	ワークショップさくら	黒田庄町喜多 1527-3	38-7651	区域外	—	—
就労継続支援B型	にこっと	寺内 519-63	20-7952	区域外	土石流	—
	e c o n t e	蒲江 320-3	23-8800	区域外	—	—
	キャッチボール	西脇 712-73	27-8480	区域外	—	—
	ドリームボール	黒田庄町喜多 1519-3	38-7070	区域外	—	山腹崩壊
	ワークショップゆめふぁーむ	黒田庄町田高 317-2	28-3241	0.5-3m未満	—	—
	p a s s o	和田町 894-1	20-9147	0.5-3m未満	—	—
就労継続支援B型・地域活動支援センター	ワークステップかりん/なかよし工房	黒田庄町前坂 2139	28-2918	区域外	急傾斜	崩壊土砂

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
就労継続支援B型・生活介護・移動支援	虹の会工房	黒田庄町前坂2140	28-5128	区域外	—	崩壊土砂
グループホーム	ハピネス西脇	西脇 712-3	20-3676	区域外	土石流	—
	ヒノエライフ	西脇 853-1	20-4792	—	—	—
	ハピネス大野	大野 467-4	20-3676	区域外	—	—
	ソーシャルインクルーホーム西脇野村町	野村町 444-1	24-6011	0-0.5m未満	—	—
	ハピネス高田井	高田井町 17-4	20-3676	0.5-3m未満	—	—
	虹の会工房	黒田庄町前坂2107-1	20-5809	区域外	—	崩壊土砂
生活介護	ふあいん	西脇 712-73	27-8480	区域外	—	—
	なないろ	明楽寺町 992-1	20-0033	区域外	土石流	—
生活介護・日中一時支援	つなぐ	西脇 263-1	25-2600	0-0.5m未満	—	—
	ホットホーム穏樹	下戸田 511	38-7555	区域外	—	—
日中一時支援	めぐみ訪問看護ステーション	西脇 338-35	24-5866	—	—	—
短期入所	ソーシャルインクルーホーム西脇野村町	野村町 444-1	24-6011	0-0.5m未満	—	—
	ゆいまーる	黒田庄町前坂 375	27-8127	—	土石流	—
宿泊訓練ホーム	宿泊訓練ホームわっしょい	大野 542-73	24-1458	区域外	土石流	—
地域活動支援センター	ワークホームタンポポ	大野 175	22-8149	区域外	—	—
放課後等デイサービス	チャレンジ・キッズ西脇第2教室	西脇 420-5	20-6992	—	—	—
	エール西教室	西脇 1051-20	38-8822	0.5-3m未満	—	—
	こども教室エール	下戸田 37-3 高瀬ビル1階	38-8083	0-0.5m未満	—	—
	こはくのひろば	上野 207-2	38-7677	区域外	—	—
	Growing つばめ	西田町 180-5	25-2055	0-0.5m未満	—	—
	まなびのや	和田町 949-2	070-8496-1510	0-0.5m未満	—	—
	チャレンジ・キッズ西脇	高田井町 33-7	20-6992	0.5-3m未満	—	—
児童発達支援放課後等デイサービス	アミコ（西脇こども園）	西脇 760-1	22-2909	区域外	急傾斜・土石流	—
	みらいポケットにしわき	野村町 1257-1 生野医院2階	25-2377	区域外	—	—

(5) 医療機関

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
病院	西脇病院	下戸田 652-1	22-0111	区域外	—	崩壊土砂
	大山記念病院	黒田庄町田高 313	28-3773	0.5-3m未満	—	—
一般診療所	いわたウイメンズクリニック	上比延町 432-49	23-8888	区域外	土石流	—

(6) 小学校

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
小学校	西脇小学校	西脇 656-1	22-3025	区域外	—	—
	重春小学校	野村町 1795-185	22-2406	区域外	—	—
	日野小学校	西田町 62-1	22-3864	0-0.5m未満	—	—
	比延小学校	比延町 22	22-4619	区域外	—	—
	双葉小学校	住吉町 1-1-3	22-8136	区域外	土石流	—
	芳田小学校	落方町 263-3	27-0014	区域外	—	崩壊土砂・山腹崩壊
	楠丘小学校	黒田庄町岡 379	28-2019	区域外	—	—
	桜丘小学校	黒田庄町石原 1470	28-2203	区域外	急傾斜	崩壊土砂

(7) 中学校

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
中学校	西脇中学校	小坂町 95-1	22-2725	0.5-3m未満	—	—
	西脇東中学校	鹿野町 1116	22-3905	区域外	—	—
	西脇南中学校	野村町 1795-8	22-3553	区域外	—	—
	黒田庄中学校	黒田庄町黒田 136-1	28-2072	区域外	—	—

(8) 高等学校

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	山地災害危険地区
高等学校	西脇高等学校	野村町 1794-60	22-3566	区域外	—	—
	西脇工業高等学校	野村町 1790	22-5506	区域外	—	—
	西脇北高等学校	郷瀬町 669-32	22-5850	区域外	急傾斜・土石流	—

10. 建築物関係

10-1 応急仮設住宅建設予定地

施設名	所在地	建築可能戸数
西脇公園	坂本	100 戸
あかねが丘グラウンド	野村町	100 戸
黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂	30 戸

11. 災害救助法関係

11-1 災害救助法による救助の基準

(令和7(2025)年6月4日公布)

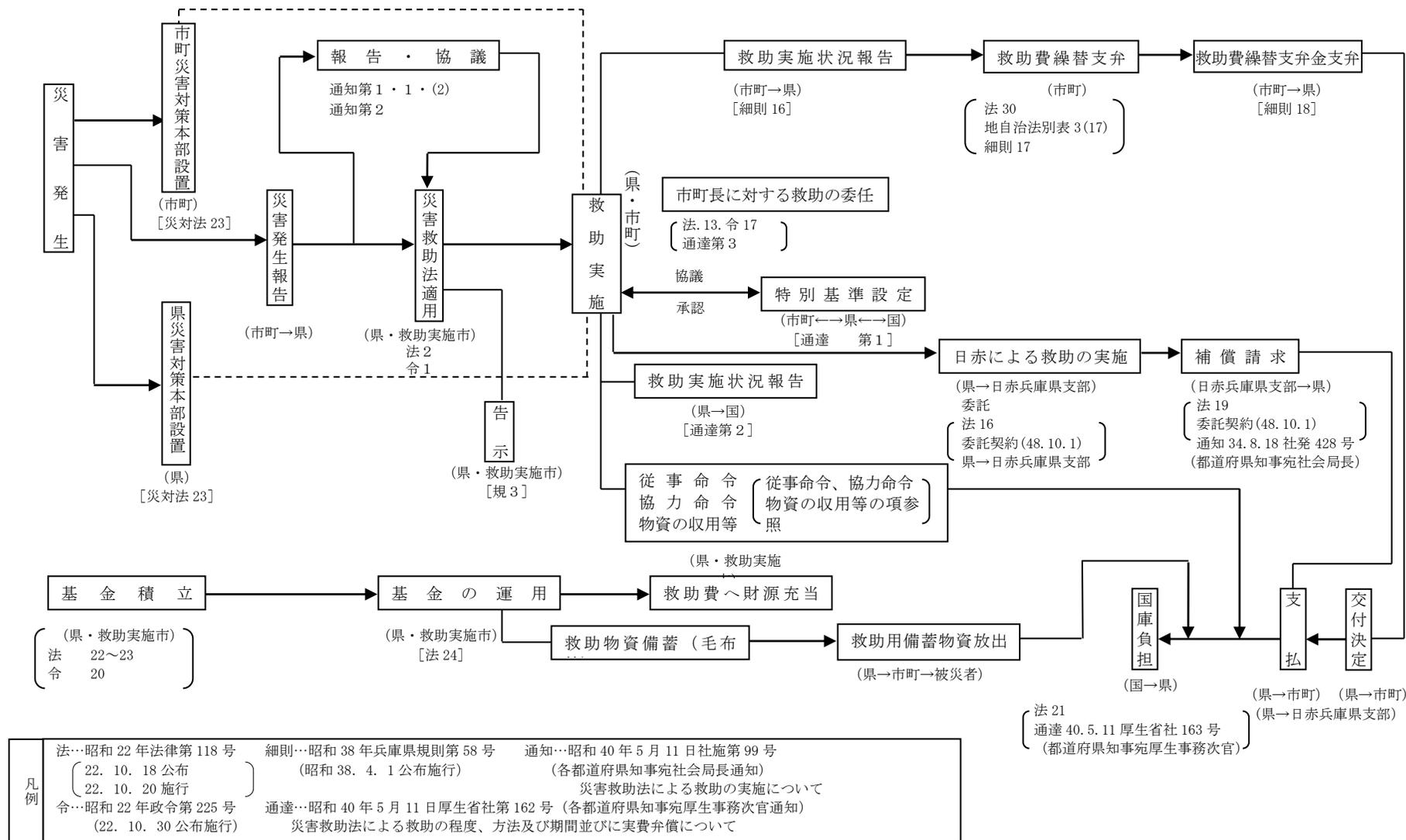
救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者(要配慮者)等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できないもの	1 規格 1戸当たり ○建設型応急住宅 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に依りて設定 ○賃貸型応急住宅 建設型応急住宅に準じる。 2 限度額 1戸当たり(平均) ○建設型応急住宅 7,089,000円以内 ○借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会所を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内着工 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者(要配慮者)等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内							
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	被災者が直ちに食することができる現物による。							
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。 2 輸送費は、別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	現物給付をもって行う。							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超えて1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 全 流 失			夏	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
					冬	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円				
	冬	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円				

医 療	災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	輸送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失ったもの	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	輸送費は、別途計上
被災者の救出	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費は、別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者 (高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者)	対象サービスに要する費用 1 災害時要配慮者に関する情報の把握 2 災害時要配慮者からの相談対応 3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 4 災害時要配慮者の避難所への誘導 5 福祉避難所の設置	災害発生の日から7日以内	従前からの特養、老健等入所対象者や在宅の介護サービス利用者については、緊急入所等介護保険の枠組みで対応するため対象外となる。 その他、見守り支援や社会福祉施設における施設間応援に要する経費等の他省庁の事業についても対象外となる。
被災した住宅の 応急修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住化の被害が拡大するおそれがある者	住化の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
	災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり739,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了	
	災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり358,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了	
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費及び正規の授業で使用している教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (その他の文房具) 15日以内	
埋 葬	災害の際死亡した者について、実際に埋葬を行う者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内に完了	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費は、別途計上

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 災害が発生するおそれ段階の用配慮者等の避難のための輸送 2 被災者避難に係る支援 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救援用物資の整理配分	該当地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める 2 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

11-2 災害救助事務フローチャート



12. 復旧・復興関係

12-1 生活再建制度一覧表

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	県の助成							
被災者生活再建支援金	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然災害により次のいずれかに該当する被害が発生した自然災害</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害</p> <p>(4) 前記(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>(5) 前記(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>(6) 前記(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は前記(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p>	<p>(1) 支給対象世帯</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯</p> <p>③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯（長期避難世帯）</p> <p>⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）</p> <p>(2) 支給限度額（下記①と②の合計で最大300万円） 住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）</p>	<p>(注) 1 単身世帯は上記限度額の3/4</p> <p>2 年齢・年収制限なし</p> <p>3 申請期間：災害発生から①が13か月以内、②が37か月以内</p>									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th>②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（又は全部解体）世帯</td> <td>100万円</td> <td>建設・購入 200万円 補修 100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>50万円</td> <td>賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊世帯</td> <td>—</td> <td>建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	全壊（又は全部解体）世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
区分	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給										
全壊（又は全部解体）世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円										
大規模半壊世帯	50万円	賃借 50万円										
中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円										

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	県の助成						
災害弔慰金	(1) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害 (2) 都道府県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害 (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの (4) 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	市町の住民のうち当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族 <table border="1" data-bbox="488 412 940 725"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>死亡者1人当たりの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	死亡者1人当たりの支給限度額	死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円	上記以外の場合	250万円	(1) 死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの (2) 警察表彰規則、消防表彰規程、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合 (3) その他市町長が支給することが適当でないとする場合		要する費用につき、その3/4を補助する。
		区分	死亡者1人当たりの支給限度額								
死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円										
上記以外の場合	250万円										
災害弔慰金と同じ <table border="1" data-bbox="488 1128 940 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害者1人当たりの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	障害者1人当たりの支給限度額	被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円	上記以外の場合	125万円	(1) 負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合 (2) その他市町長が支給することが適当でないとする場合	災害弔慰金と同じ			
区分	障害者1人当たりの支給限度額										
被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円										
上記以外の場合	125万円										
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ	負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に障害がある住民 <table border="1" data-bbox="488 1128 940 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害者1人当たりの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	障害者1人当たりの支給限度額	被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円	上記以外の場合	125万円	(1) 負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合 (2) その他市町長が支給することが適当でないとする場合		災害弔慰金と同じ
区分	障害者1人当たりの支給限度額										
被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円										
上記以外の場合	125万円										

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	県の助成		
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	市町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主	次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 (1)総所得 (2)退職所得 (3)山林所得 (4)土地等に係る事業所得 (5)長期譲渡所得 (6)短期譲渡所得	(1)貸付利率・据置期間無利子・据置期間経過後年3% (2)償還方法・償還期間10年・据置期間3年又は5年・償還方法年賦又は半年賦償還(元利均等償還)	市町(神戸市を除く。)が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を市町に貸し付ける。		
		被害の種類及び程度				1世帯当たりの貸付限度額	
		家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合				世帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合
		家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合				150万円	
		住居が半壊した場合				250万円	150万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合				270万円	170万円
		住居が全壊した場合				350万円	250万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合				350万円	250万円
住居の全体が滅失した場合	350万円	350万円					

12-2 被災者生活再建支援金の概要

1 被災者生活再建支援法の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象となる自然災害

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象で生ずる被害により、次のいずれかの災害規模に該当する場合です。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

3 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (4) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

4 支給限度額（下記①と②の合計で最大300万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限度なし）

区分	①基礎支援金	②加算支援金	
	住宅の被害程度に応じて支給	住宅の再建方法に応じて支給	
全壊（又は全部解体） 世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
大規模半壊世帯	50万円	賃借	50万円
		建設・購入	100万円
中規模半壊世帯	—	補修	50万円
		賃借	25万円

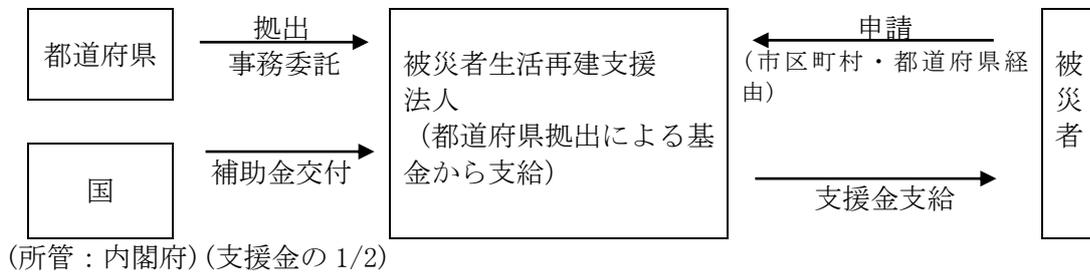
(注) 1 単数世帯は上限金額の3/4

2 年齢・年収制限はなし

3 申請期間：自然災害発生から①が13か月以内、②が37か月以内

5 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



12-3 県災害援護金等の支給基準

1 実施機関

県（市は、被災者への支給について協力する。）

2 支給基準等（令和3（2021）年9月3日現在）

種類	災害発生の場所	災害の規模	
災害援護金	県の区域内	自然災害	(1) 1の市町の区域内の被害数（滅失数）が5以上あるとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
	県の区域外（国内に限る。）	(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	

種類	支給対象	支給額				
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者 当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主 知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者	自然災害	被害の種類	災害援護金の額		
			住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 200,000円		
			住家の半壊又は半焼	〃 100,000円		
			住家の床上浸水	〃 50,000円		
			住家の一部損壊（損害割合10%以上）	〃 50,000円		
			重傷の被災者	1人につき 30,000円		
			その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000円	
住家の半壊又は半焼	〃 30,000円					
死亡見舞金	当該災害による死亡者の遺族。ただし、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。 知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族	災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額		
				自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
					県の区域外	死亡した県民等1人につき 200,000円
				その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円 死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
					県の区域外	死亡した県民等1人につき 100,000円
備考この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者						

12-4 生活福祉資金の貸付け基準

1 実施機関

県社会福祉協議会

2 貸付条件等

(1) 対象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(2) 資金の種類（災害関係分抜粋、令和3（2021）年9月3日現在～）

種類（対象）		貸付限度額	据置期間	償還期間
災害援護資金 （低所得世帯）		1,500,000円	1年以内	7年以内
更生資金	生業費 （低所得世帯・障害者世帯）	低所得世帯 2,800,000円	6月以内	7年以内
		障害者世帯 4,600,000円	6月以内	9年以内
福祉資金	福祉費 （低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯）	500,000円	6月以内	3年以内
	障害者等福祉用具購入費 （障害者世帯）	1,700,000円	6月以内	8年以内
	障害者自動車購入費 （障害者世帯）	2,500,000円	3月以内	
住宅資金 （低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯）		2,500,000円	6月以内	7年以内
療養・介護資金 （低所得世帯、高齢者世帯）		1,700,000円 療養期間及び介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内の場合、2,300,000円	6月以内	5年以内

(注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」及び「住宅の補修等必要な経費」の貸付対象とはならない。

2 償還方法は月賦、半年賦、年賦とする。

3 利子は年1.5%。ただし、療養・介護資金は無利子とする。

4 償還期間には据置期間は含めない。

12-5 住宅の耐震事業制度

1 西脇市住宅耐震化促進事業

補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助事業
補助対象者	補助対象住宅を所有する者
補助対象住宅	1 昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1 / 2 未満のものに限る。以下同じ。）を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅
補助対象経費	補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費
補助金の額	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する経費に 6 分の 5 を乗じて得た額又は 25 万円のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000 円を限度とする。
補助対象事業の要件	1 策定される住宅耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 2 耐震診断及び策定される耐震改修計画が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士で同法第 23 条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務している者が行うものであること。ただし、登録が不要である場合にあつては、この限りでない。

補助事業名	簡易耐震改修工事費補助事業
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,395 万円）以下の者
補助対象住宅	1 昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が 50 万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助金の額	50 万円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 以上又は構造耐震指標（Is）が 0.3 以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000 円（定額）とする。
補助対象事業の要件	1 耐震改修の結果、上部構造評点が 0.7 以上若しくは構造耐震指標（Is）が 0.3 以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が 0.7 以上若しくは構造耐震指標（Is）が 0.3 以上であることが確認できること。 2 補助事業の対象となる耐震改修工事は兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、工事実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業名	住宅耐震改修工事費補助
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,395 万円）以下の者
補助対象住宅	1 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する耐震改修工事に要する経費。ただし、戸建て住宅においては総額 50 万円以上のものに限る。
補助金の額	補助対象経費が 50 万円以上 100 万円未満の場合は 50 万円、100 万円以上 200 万円未満の場合は 80 万円、200 万円以上 300 万円未満の場合は 110 万円、300 万円以上の場合は 130 万円とする。ただし、兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。
補助対象事業の要件	1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助対象者が所有する戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、工事実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業名	屋根軽量化工事費補助事業
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,395 万円）以下の者
補助対象住宅	1 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅で、評点が 0.7 点以上の住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する屋根軽量化工事（総額が 50 万円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	50 万円
補助対象事業の要件	補助事業の対象となる耐震改修工事は兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、工事実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業名	シェルター型工事費補助事業
補助対象者	1 補助対象住宅を所有する兵庫県民（個人） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,395 万円）以下の者
補助対象住宅	1 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施するシェルター型工事（総額が 10 万円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	補助対象経費が 10 万円以上 50 万円未満の場合は 10 万円、50 万円以上の場合は 50 万円とする。

補助事業名	建替工事費補助事業
補助対象者	1 補助対象住宅（除却する住宅）を所有する兵庫県民（個人又はその所有者に準ずると認める者） 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,395 万円）以下の者
補助対象住宅	1 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 自己の居住の用に供する住宅 3 兵庫県住宅再建共済制度に加入する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する建替工事（総額が 100 万円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	100 万円。ただし、兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。

補助事業名	防災ベッド等設置費補助事業
補助対象者	1 補助対象住宅の居住者 2 所有者の所得が 1,200 万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が 1,395 万円）以下の者
補助対象住宅	1 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工された住宅（店舗等併用住宅を含む。）のうち、安全性が低いと診断された住宅（兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。） 2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）
補助対象経費	補助対象者が実施する防災ベッド等設置工事（総額が 10 万円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	10 万円

2 西脇市簡易耐震診断推進事業

補助事業名	西脇市簡易耐震診断推進事業																																																				
対象住宅	1 昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築確認を受けて建築されたこと（建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった場合を含む。）。 2 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されていること。 3 次に掲げる工法以外の方法により建築されたこと。 (1) 枠組壁工法 (2) 丸太組工法 (3) 建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条に規定する認定工法 (4) 建築基準法に適合していること（市長が特に必要と認める場合を除く。）。 (5) 市が過去に実施した耐震診断事業の適用を受けていないこと。																																																				
診断経費及び 申込者負担金	<table border="1" data-bbox="400 763 1396 1344"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物・構造種別</th> <th>一棟当たり診断経費</th> <th>申込者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸建住宅</td> <td>木造</td> <td>31,500 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>63,500 円</td> <td>6,350 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">長屋住宅</td> <td>木造</td> <td>63,500 円</td> <td>6,350 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RC造</td> <td>1 棟目</td> <td>217,000 円</td> <td>21,700 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>155,000 円</td> <td>15,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1 棟目</td> <td>114,000 円</td> <td>11,400 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>79,500 円</td> <td>7,950 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">共同住宅</td> <td>木造</td> <td>63,500 円</td> <td>6,350 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">RC造</td> <td>図面有り</td> <td>217,000 円</td> <td>21,700 円</td> </tr> <tr> <td>図面なし</td> <td>321,000 円</td> <td>32,100 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>155,000 円</td> <td>15,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1 棟目</td> <td>114,000 円</td> <td>11,400 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>79,500 円</td> <td>7,950 円</td> </tr> </tbody> </table>			建物・構造種別		一棟当たり診断経費	申込者負担金	戸建住宅	木造	31,500 円	0 円	非木造	63,500 円	6,350 円	長屋住宅	木造	63,500 円	6,350 円	RC造	1 棟目	217,000 円	21,700 円	2 棟目以降	155,000 円	15,500 円	鉄骨造	1 棟目	114,000 円	11,400 円	2 棟目以降	79,500 円	7,950 円	共同住宅	木造	63,500 円	6,350 円	RC造	図面有り	217,000 円	21,700 円	図面なし	321,000 円	32,100 円	2 棟目以降	155,000 円	15,500 円	鉄骨造	1 棟目	114,000 円	11,400 円	2 棟目以降	79,500 円	7,950 円
建物・構造種別		一棟当たり診断経費	申込者負担金																																																		
戸建住宅	木造	31,500 円	0 円																																																		
	非木造	63,500 円	6,350 円																																																		
長屋住宅	木造	63,500 円	6,350 円																																																		
	RC造	1 棟目	217,000 円	21,700 円																																																	
		2 棟目以降	155,000 円	15,500 円																																																	
	鉄骨造	1 棟目	114,000 円	11,400 円																																																	
2 棟目以降		79,500 円	7,950 円																																																		
共同住宅	木造	63,500 円	6,350 円																																																		
	RC造	図面有り	217,000 円	21,700 円																																																	
		図面なし	321,000 円	32,100 円																																																	
		2 棟目以降	155,000 円	15,500 円																																																	
	鉄骨造	1 棟目	114,000 円	11,400 円																																																	
2 棟目以降		79,500 円	7,950 円																																																		

12-6 兵庫県住宅再建共済制度の概要

1 住宅所有者加入

区分	本体		特約	
	半壊以上を対象とした制度		準半壊を対象とした制度	
運用開始	平成17（2005）年9月		平成26（2014）年8月	
対象の建物	全ての私有住宅 （併任住宅、賃貸住宅等を含む。）		本体制度に加入している私有住宅 （併用住宅、賃貸住宅等を含む）	
加入者	住宅の所有者		本体制度加入者	
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害			
共済負担金	1戸につき年額5,000円（加入初年度は月額500円（上限5,000円））		1戸につき年額500円（加入初年度は月額50円（上限500円））	
	複数年一括 支払割引	3年	1戸につき1,000円	1戸につき100円
		5年	1戸につき2,000円	1戸につき200円
		10年	1戸につき5,000円	1戸につき500円
共済給付金	共済負担金を基金として積み立て、半壊以上の被害を受けた住宅（住戸）1戸当たりに定額で給付（注）		準半壊の被害が対象（注）	
再建等給付金	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で再建・購入した場合		準半壊で再建・購入・補修した場合	
	600万円		25万円	
補修給付金	全壊で補修	200万円	—	
	大規模半壊で補修	100万円	—	
	中規模半壊・半壊で補修	50万円	—	
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で再建・購入・補修しない場合		準半壊で再建・購入・補修しない場合	
	10万円		10万円	
その他運用改善	①複数年一括支払（H18（2006）.9月～） ②クレジットカード支払（H18（2006）.9月～） ③インターネット申込み（H18（2006）.10月～） ④郵便局での加入申込書の取次ぎ（H19（2007）.2月～）		①複数年一括支払 ②クレジットカード支払 ③インターネット申込み（H26（2014）.8月～） ④郵便局での加入申込書の取次ぎ	

- （注） 1 県外での再建・購入の場合は、上記の1／2の給付とする。
 2 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 (1) 再建等給付金の給付は、県内での再建・購入に限る。
 (2) 居住確保給付金は給付されない。

2 家財再建共済制度

運用開始	平成22（2010）年8月	
対象者	兵庫県内に住宅を所有している方（賃貸住宅は除く）。 なお、賃貸住宅等については、賃借人等の方が加入できる。 加入にあたっては、所有している住宅又は賃貸住宅等の中に存在する家財について、加入者が代表して加入する（1つの住宅について1つ加入できる）。	
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害	
共済負担金 (1)家財再建共済制度のみ加入の場合	年額1,500円（加入初年度は月額150円（上限1,500円））	
	複数年一括 支払割引	3年 5年 10年
		300円 600円 1,500円
共済負担金 (2)住宅再建共済制度と両方に加入の場合	年額1,000円（加入初年度は月額100円（上限1,000円））	
	複数年一括 支払割引	3年 5年 10年
		200円 400円 1,000円
共済給付金	自然災害により家財が存在する住宅（対象住宅）が床上浸水以上の被害を受け、被災した家財を補修・購入した場合	
	全壊全壊	50万円
	大規模半壊	35万円
	中規模半壊・半壊	25万円
	床上浸水	15万円

3 マンション共用部分加入

区分		本体	特約
		半壊以上を対象とした制度	準半壊を対象とした制度
運用開始		平成19（2007）年10月	平成19（2007）年10月
対象の建物		マンションの共用部分 （1棟単位）	本体制度に加入しているマンションの共用部分
加入者		マンションの管理者等	本体制度加入者
対象災害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害	津波、噴火その他の異常な自然災害
共済負担金		年額2,400円／戸×住戸数 （加入初年度は月額200円／戸×月数×住戸数）	年額250円／戸×住戸数 （加入初年度は月額25円／戸×月数×住戸数）
複数年一括 支払割引	3年	500円×住戸数	50円×住戸数
	5年	1,000円×住戸数	100円×住戸数
	10年	2,500円×住戸数	250円×住戸数
共済給付金		共済負担金を基金として積み立て、半壊以上の被害を受けた住宅（住戸）1戸当たり定額で給付（注）	準半壊の被害が対象（注）
再建等給付金		全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で再建した場合 300万円×新築マンションの住戸数 （加入時の住戸数が上限）	準半壊で再建した場合 12万5千円×新築マンションの住戸数 （加入時の住戸数が上限）
補修 給付 金	全壊で補修	100万円×加入時の住戸数	—
	大規模半壊で補修	50万円×加入時の住戸数	—
	半壊で補修	25万円×加入時の住戸数	—
	準半壊で補修	—	12万5千円×新築マンションの住戸数
その他運用改善		複数年一括支払	複数年一括支払

12-7 り災証明書の様式

り災証明願・り災証明書様式（表面）

り災証明願

年 月 日

西脇市長 様

申請者 住 所（住民票等記載の住所）

居 所（住民票等記載の住所と異なる場所に居住している場合に記入）

氏 名

⑩

世帯主名
電話番号（ ） —

下記物件がり災したことを証明願います。

り災場所	西脇市
り災日時	年 月 日
り災原因	
り災物件	<input type="checkbox"/> 住 宅 <input type="checkbox"/> 非 住 宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅

り災証明書

上記物件が次のとおりり災したことを証明します。

り災程度	住 宅	<input type="checkbox"/> 全 壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半 壊
	非住宅	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水
備 考		<input type="checkbox"/> 店舗浸水	<input type="checkbox"/> 事務所浸水	<input type="checkbox"/> 工場浸水
		<input type="checkbox"/> 倉庫浸水	<input type="checkbox"/> その他 ()	

年 月 日

西脇市長

印

(裏面)

り災証明について

- 1 この証明は、西脇市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- 2 「り災程度」は、「家屋」を対象とし、家屋に付随する家財道具、門柱や門扉などの外構はこの証明の対象となりません。

り災証明書（自動車用）

願出者 住所
氏名 ⑩

現認者 住所
(修理業者等) 氏名 (会社名) ⑩

下記のとおり被害を受けましたので証明を願います。

り災の場所	
り災車両の 登録番号	
り災の程度	
り災の原因	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

西脇市長 ⑩

12-8 被害状況証明願の様式

被害状況証明願様式

被害状況証明願

願出人 住所
氏名 ⑩

確認者 区長・町内会長等 ⑩

下記のとおり被害を受けましたので証明願います。

(災害の日時及び場所)

(被害の状況)

※ 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水の判定については、り災証明書（別様式）によって証明します。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

西脇市長

⑩

13. 地震防災緊急事業五箇年計画

13-1 地震防災緊急事業五箇年計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁
兵庫県 (西脇市)	道路事業 (道路改良)	1 箇所	599	R3 (2021) ~ R6 (2024)	国土交通省
兵庫県 (西脇市)	街路事業	1 箇所	2,943	R3 (2021) ~ R7 (2025)	国土交通省
西脇市	公立学校施設 整備事業	1 箇所	未定	R5 (2023) ~ R6 (2024)	文部科学省
西脇市	公立学校施設 整備事業	1 箇所	未定	R4 (2022) ~ R5 (2023)	文部科学省
兵庫県 (西脇市)	ため池等整備 事業	3 箇所	189	R3 (2021) ~ R7 (2025)	農林水産省
西脇市	ため池等整備 事業	2 箇所	160	R4 (2022) ~ R6 (2024)	農林水産省

14. 文化財関係

14-1 指定文化財一覧

(1) 兵庫県指定文化財

種別		指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日	
兵庫県指定文化財	有形文化財	建造物	兵主神社拝殿	天正 19(1591)年	黒田庄町岡	昭和 52 (1977) 年 3 月 29 日
			住吉神社本殿	元禄 4 (1649)年	上比延町	平成 9 (1997) 年 4 月 8 日
			荘厳寺多宝塔 本堂・三社八幡宮	正徳 5 (1715)年	黒田庄町黒田	平成 12 (2000) 年 5 月 2 日 平成 30 (2018) 年 3 月 20 日
			西仙寺本堂・熊野権現社本殿	大永 3 (1523)年	西田町	平成 14 (2002) 年 4 月 9 日
	彫刻	木造十一面観音立像	平安時代中期	坂本西林寺	昭和 42 (1967) 年 3 月 31 日	
		木造薬師如来坐像	平安時代末	住吉町大通寺	昭和 63 (1988) 年 3 月 22 日	
	考古	きつね塚古墳石棺	古墳時代終末期	明楽寺町輝根塚 教苑境内	昭和 55 (1980) 年 3 月 25 日	
	無形民俗		石上神社なまずおさえ神事	中世起源の宮座祭祀・秋の大祭日	板波町石上神社	平成 16 (2004) 年 3 月 9 日
	記念物	史跡	道の上古墳	古墳時代中期	羽安町アカ山	昭和 55 (1980) 年 3 月 25 日
			緑風台窯址附出土遺物	12 世紀末	野村町古窯陶芸館	昭和 59 (1984) 年 3 月 28 日
			岡ノ山古墳	古墳時代前期	上比延町岡之山山頂	昭和 62 (1987) 年 3 月 24 日
		天然記念物	西林寺のカラコツバキ	推定樹齢 200 年	坂本西林寺	昭和 56 (1981) 年 3 月 27 日
荒神社のムクノキ			県下第 4 位の幹まわり	鹿野町荒神社境内	平成 16 (2004) 年 3 月 9 日	

(2) 西脇市指定文化財

種別		指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日	
西脇市指定文化財	有形文化財	建造物	釈迦三尊板碑	文禄 2(1593)年	西田町西仙寺	昭和 56 (1981) 年 2 月 12 日
			五輪塔	応永 34(1427)年	西田町西仙寺	昭和 56 (1981) 年 2 月 12 日
			石造十三重塔	鎌倉時代後期	黒田庄町大門	平成 10 (1998) 年 6 月 5 日
	彫刻	木造釈迦如来坐像	室町時代後期	上比延町慶雲寺	昭和 57 (1982) 年 3 月 30 日	
		木造阿弥陀如来坐像	室町時代	板波町弥勒堂	昭和 61 (1986) 年 9 月 3 日	
		木造大日如来坐像	南北朝～室町時代	西脇市 郷土資料館	昭和 61 (1986) 年 9 月 3 日	
		木製本地仏	延徳 4(1492)年	兵庫県立 歴史博物館	平成 15 (2003) 年 3 月 10 日	

種別	指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日
	木造阿弥陀如来立像	鎌倉時代後期	黒田庄町石原西光寺	平成 16 (2004) 年 2 月 26 日

種別	指定名称	時代など	所在地	指定・登録年月日		
西脇市指定文化財	有形文化財	書跡工芸	写経大般若経、春日版大般若経及び経櫃	南北朝・鎌倉時代	西脇市郷土資料館	昭和 56 (1981) 年 2 月 12 日
			陶製経筒	久安 5 (1149) 年	兵庫県立歴史博物館	平成 15 (2003) 年 3 月 10 日
			経巻 (写経) 青銅製経筒 (蓋付)	承安 4 (1174) 年	西脇市郷土資料館	平成 15 (2003) 年 3 月 10 日
	絵画	石崖筆桃園義盟図幟	江戸時代後期	西脇市郷土資料館	昭和 63 (1988) 年 6 月 24 日	
		石崖筆張飛図絵馬附同時奉納絵馬	天保 12 (1841) 年	西脇市郷土資料館	昭和 63 (1988) 年 6 月 24 日	
	考古	野村廃寺出土重弁七葉蓮華文軒丸瓦	奈良時代前期	西脇市郷土資料館	昭和 56 (1981) 年 2 月 12 日	
		八坂廃寺出土複弁八葉蓮華文軒丸瓦	奈良時代前期	西脇市郷土資料館	昭和 56 (1981) 年 2 月 12 日	
		滝ノ上 20 号墳出土品	古墳時代前期	西脇市郷土資料館	平成 6 (1994) 年 6 月 21 日	
		石造宝篋印塔附石灯籠残欠	弘安 8 (1258) 年・白鳳時代	明楽寺町薬師堂	平成 15 (2003) 年 5 月 2 日	
		鉄刀・鉄剣・鉄鏃	古墳時代中期	西脇市郷土資料館	平成 15 (2003) 年 6 月 27 日	
	歴史資料	慶長 15 年郷瀬村免定	慶長 15 年 (1610)	西脇市郷土資料館	平成 6 (1994) 年 6 月 21 日	
	民俗文化財	有形民俗	すきぐし製造用具	近代	西脇市郷土資料館	昭和 59 (1984) 年 3 月 28 日
			観音堂境内図絵馬	明治 8～9 (1875～1876) 年	西脇市郷土資料館	昭和 63 (1988) 年 6 月 24 日
		無形民俗	妙覚寺ワラワラ	予祝行事 1 月 4 日	市原町妙覚寺	昭和 60 (1985) 年 7 月 31 日
			八幡神社お笑い神事	奉納神事・秋の大祭日	下戸田八幡神社	昭和 63 (1988) 年 6 月 24 日
	記念物	史跡	下山古墳	古墳時代後期	富吉南町日野団地	昭和 57 (1982) 年 3 月 30 日
		天然記念物	フジ	推定樹齢 300 年	明楽寺町六所神社	昭和 56 (1981) 年 2 月 12 日
			西光寺山のウバメガシ群落	海岸生植物群落	中畑町ほか西光寺山	昭和 57 (1982) 年 3 月 30 日

(3) 国登録有形文化財・国選定保存技術・国指定重要文化財

種別	登録名称	時代など	所在地など	指定・登録年月日
国登録 有形文化財	旧来住家住宅	大正期の豪邸	西脇	平成 14 (2002) 年 2 月 14 日
国登録 有形文化財	コヤノ美術館西脇館 (旧藤井家住宅)	明治～大正期建 築の上質な和風 建築	市原町	平成 25 (2013) 年 12 月 24 日 平成 27 (2015) 年 11 月 17 日
国選定保存技術	檜皮葺・柿葺	保持者 (個人)	黒田庄町黒田	平成 13 (2001) 年 7 月 12 日
国指定重要文化財	旧西脇尋常高等小学 校 (西脇小学校)	昭和初期の木造 学校建築	西脇	令和 3 (2021) 年 8 月 2 日

15. 自主防災関係

15-1 自主防災会等一覧

(1) 自主防災会一覧

令和3(2021)年7月1日現在

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
西脇地区	西脇地区連合自主防災会		平成10(1998)年度	○
	東本町	東本町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	南旭町	南旭町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	上本町	上本町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	仲之町	仲之町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	山手町	山手町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	豊川町	豊川町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	戎町	戎町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	北本町	北本町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	中本町	中本町自主防災会	平成10(1998)年度	○
	南本町	南本町自主防災会	平成10(1998)年度	○
津万地区	下戸田	下戸田自主防災会	平成11(1999)年度	○
	上野	上野自主防災会	平成9(1997)年度	○
	上丘町	上丘町自主防災会	平成11(1999)年度	○
	上戸田	上戸田自主防災会	平成28(2016)年度	○
	津万	津万自主防災会	平成25(2013)年度	○
	嶋	嶋自主防災会	平成9(1997)年度	○
	大垣内	大垣内自主防災会	平成28(2016)年度	○
寺内	寺内自主防災会	平成28(2016)年度	○	

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
	西嶋	西嶋自主防災会	平成28 (2016) 年度	○
	蒲江	蒲江自主防災会	平成11 (1999) 年度	○
	坂本	坂本自主防災会	平成27 (2015) 年度	○
	大野	大野自主防災会	平成12 (2000) 年度	○
	八日町	八日町自主防災会	平成11 (1999) 年度	○
日野地区	小坂町	小坂町自主防災会	平成16 (2004) 年度	○
	郷瀬町	郷瀬町自主防災会	平成25 (2013) 年度	○
	富田町	富田町自主防災会	平成28 (2016) 年度	○
	日野町	日野町自主防災会	平成28 (2016) 年度	○
	富吉南町	富吉南町自主防災会	令和3 (2021) 年度	○
	富吉上町	富吉上町自主防災会	平成23 (2011) 年度	○
	前島町	前島町自主防災会	平成22 (2010) 年度	○
	西田町	西田町自主防災会	平成12 (2000) 年度	○
	市原町	市原町自主防災会	平成23 (2011) 年度	○
	大木町	大木町自主防災会	平成13 (2001) 年度	○
	野中町	野中町自主防災会	平成22 (2010) 年度	○
	羽安町	羽安町自主防災会	平成20 (2008) 年度	○

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
重春地区	和布町	和布町自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	高松町	高松町自主防災会	平成26（2014） 年度	○
	板波町	板波町自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	平野町	平野町自主防災会	平成12（2000） 年度	○
	谷町	谷町自主防災会	平成25（2013） 年度	○
	和田町	和田町自主防災会	平成29（2017） 年度	○
	高田井町	高田井町自主防災会	平成9（1997） 年度	○
野村地区	野村地区自主防災会		平成13（2001） 年度	○
	野村町1区	野村町1区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	野村町2区	野村町2区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	野村町3区	野村町3区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	野村町4区	野村町4区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	野村町5区	野村町5区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	野村町6区	野村町6区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	野村町7区	野村町7区町内会自主防災会	平成13（2001） 年度	○
比延地区	比延町	比延町自主防災会	平成18（2006） 年度	○
	上比延町	上比延町自主防災会	平成18（2006） 年度	○
	中畑町	中畑町自主防災会	平成12（2000） 年度	○
	住吉町	住吉町自主防災会	平成9（1997） 年度	○
	鹿野町	鹿野町自主防災会	平成9（1997） 年度	○
	塚口町	塚口町自主防災会	平成19（2007） 年度	○

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
	高嶋町	高嶋町自主防災会	平成18（2006） 年度	○
	堀町	堀町自主防災会	平成16（2004） 年度	○
芳田地区	落方町	落方町自主防災会	平成20（2008） 年度	○
	明楽寺町	明楽寺町自主防災会	平成20（2008） 年度	○
	水尾町	水尾町自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	岡崎町	岡崎町自主防災会	平成13（2001） 年度	○
	上王子町	上王子町自主防災会	平成12（2000） 年度	○
	合山町	合山町自主防災会	平成11（1999） 年度	○
	新合山	新合山町自主防災会	平成29（2017） 年度	○
	出会町	出会町自主防災会	平成19（2007） 年度	○
八坂町	八坂町自主防災会	平成12（2000） 年度	○	

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
黒田庄地区	黒田庄町喜多	黒田庄町喜多自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町大門	黒田庄町大門自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町津万井	黒田庄町津万井自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町福地	黒田庄町福地自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町岡	黒田庄町岡自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町門柳	黒田庄町門柳自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町大伏	黒田庄町大伏自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町西沢	黒田庄町西沢自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町石原	黒田庄町石原自主防災会	平成10（1998） 年度	○

地区	自治会名	自主防災会名	結成年度	規約
	黒田庄町田高	黒田庄町田高自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町船町	黒田庄町船町自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町小苗	黒田庄町小苗自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町黒田	黒田庄町黒田自主防災会	平成10（1998） 年度	○
	黒田庄町前坂	黒田庄町前坂自主防災会	平成10（1998） 年度	○

(2) 自主防災会組織率（規約を定めている組織率）

地区	全体(※)	組織化	組織率
西脇地区	10	10	100.0
津万地区	13	13	100.0
日野地区	12	12	100.0
重春地区	7	7	100.0
野村地区	7	7	100.0
比延地区	8	8	100.0
芳田地区	9	9	100.0
黒田庄地区	14	14	100.0
計	80	80	100.0

(※) 全体の自治会数には、春日台住宅（蒲江）、雇用促進住宅（小坂町）、谷町団地、板波町旭ヶ丘、サンコーポラス堀、西脇合同宿舎（堀町）は含まれていない。